官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令（厚生労働一二九）　一
〔その他告示〕
○調理師試験の実施に関する事務を行う者として厚生労働大臣に指定されている者の主たる事務所の所在地が変更された件（厚生労働三二二）　二
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一一八一）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更、令和七年度・事業年度財務諸表（独立行政法人経済産業研究所・独立行政法人都市再生機構）、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者、弁理士登録関係　二九
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告　五三

省令

○厚生労働省令第百二十九号

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第二項及び第八条の三第二項並びに調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第十八条の規定に基づき、調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令

調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調理師試験の実施に関する事務を行う者の指定） **第一条**　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条の二第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者として、次の者を指定する。 （調理技術に関する審査の事務を行う団体の指定） **第二条**　法第八条の三第二項に規定する厚生労働大臣が指定する団体として、次の団体を指定する。 （調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者の指定） **第四条**　規則第十八条の規定による調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者として、次の者を指定する。	（調理師試験の実施に関する事務を行う者の指定） **第一条**　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条の二第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者として、次の者を指定する。 （調理技術に関する審査の事務を行う団体の指定） **第二条**　法第八条の三第二項に規定する厚生労働大臣が指定する団体として、次の団体を指定する。 （調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者の指定） **第四条**　規則第十八条の規定による調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者として、次の者を指定する。

名称	主たる事務所の所在地	試験事務の範囲	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル	調理師試験の実施に関する事務の全部又は一部	平成二十年六月三日

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル	昭和五十七年十一月十八日

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋人形町一丁目八番一号内山ビル	昭和五十八年二月二日
（略）	（略）	（略）
一般社団法人全日本司厨士協会	東京都港区芝公園三丁目六番二十二号	昭和五十七年十一月十八日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

名称	主たる事務所の所在地	試験事務の範囲	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号ＪＡＣＣビル	調理師試験の実施に関する事務の全部又は一部	平成二十年六月三日

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号ＪＡＣＣビル	昭和五十七年十一月十八日

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号ＪＡＣＣビル	昭和五十八年二月二日
（略）	（略）	（略）
公益社団法人全日本司厨士協会	東京都港区芝公園三丁目六番二十二号	昭和五十七年十一月十八日

その他告示

○厚生労働省告示第三百二十二号

調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第十四条の四第二項の規定により、指定試験機関として指定した公益社団法人調理技術技能センターから、その主たる事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	変更年月日	変更の理由
東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号ＪＡＣＣビル	東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル	令和八年一月二十六日	移転のため

○農林水産省告示第千百八十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百二十八号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）	一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）
4,015.8トン	4,016.0トン
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	84.7
青森県	335.3
岩手県	106.8
宮城県	64.0
秋田県	51.1
山形県	8.8
福島県	30.0
茨城県	43.3
千葉県	98.7
東京都	10.9
神奈川県	56.7
新潟県	119.2
富山県	123.9
石川県	111.9
福井県	54.8
静岡県	52.8
愛知県	1.0

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	84.7
青森県	335.3
岩手県	106.8
宮城県	64.0
秋田県	51.1
山形県	8.8
福島県	30.0
茨城県	43.3
千葉県	98.7
東京都	10.9
神奈川県	56.7
新潟県	119.4
富山県	123.9
石川県	111.9
福井県	54.8
静岡県	52.8
愛知県	1.0

三重県	65.3
京都府	58.1
大阪府	1.0
兵庫県	25.8
和歌山県	53.7
鳥取県	23.8
島根県	122.4
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	99.9
徳島県	39.7
香川県	1.0
愛媛県	30.3
高知県	100.2
福岡県	19.3
佐賀県	22.0
長崎県	871.9
熊本県	33.8
大分県	21.0
宮崎県	21.3
鹿児島県	52.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	884.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	49.1

三重県	65.3
京都府	58.1
大阪府	1.0
兵庫県	25.8
和歌山県	53.7
鳥取県	23.8
島根県	122.4
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	99.9
徳島県	39.7
香川県	1.0
愛媛県	30.3
高知県	100.2
福岡県	19.3
佐賀県	22.0
長崎県	871.9
熊本県	33.8
大分県	21.0
宮崎県	21.3
鹿児島県	52.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	884.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	49.1

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,504.7トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	644.7
青森県	834.1
岩手県	108.2
宮城県	78.7
秋田県	66.9
山形県	83.5
福島県	2.0
茨城県	24.6
千葉県	93.7
東京都	102.0
神奈川県	36.0
新潟県	158.6
富山県	41.2
石川県	76.2
福井県	41.2
静岡県	60.5
愛知県	2.0
三重県	57.9
京都府	56.3
大阪府	2.0
兵庫県	30.9
和歌山県	67.8
鳥取県	22.8

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,504.5トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	644.7
青森県	834.1
岩手県	108.2
宮城県	78.7
秋田県	66.9
山形県	83.5
福島県	2.0
茨城県	24.6
千葉県	93.7
東京都	102.0
神奈川県	36.0
新潟県	158.3
富山県	41.2
石川県	76.2
福井県	41.2
静岡県	60.5
愛知県	2.0
三重県	57.9
京都府	56.3
大阪府	2.0
兵庫県	30.9
和歌山県	67.8
鳥取県	22.8

島根県	56.7
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	146.0
徳島県	27.1
香川県	2.0
愛媛県	22.7
高知県	45.0
福岡県	50.7
佐賀県	30.8
長崎県	444.5
熊本県	23.0
大分県	28.2
宮崎県	67.4
鹿児島県	39.0
沖縄県	260.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,004.0
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,096.7
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	86.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

島根県	56.7
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	146.0
徳島県	27.1
香川県	2.0
愛媛県	22.7
高知県	45.0
福岡県	50.7
佐賀県	30.8
長崎県	444.5
熊本県	23.0
大分県	28.2
宮崎県	67.4
鹿児島県	39.0
沖縄県	260.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,004.0
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,096.7
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	86.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第７８号
長崎県東彼杵郡東彼杵町蕪郷1579番地３
債務者　田中　啓太
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敬弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第６３６５号
大阪市平野区流町３丁目７番21号　Ａｚｕｒ　Ｂｏｉｓ流町301
債務者　八木　優斗
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月22日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７６号
北海道岩見沢市９条東８丁目１番地17
債務者　伊藤　里佳
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　崇晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１０４２号
さいたま市南区四谷３丁目13番15―202号
債務者　福地　明大
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣川　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２７７号
相模原市緑区西橋本３丁目２番36号　塚場ハイツ№３　205
債務者　萩原　伊織
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前場　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午後２時45分
5　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３２７号
静岡市駿河区西脇867番地　グランデールＭＥ101号
債務者　川口　幸紀
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　雄児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０７号
青森県八戸市大字尻内町字六百刈20番地３　プレミールＢ202号室
債務者　二田めぐみ
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神　　琢磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第３７８号
神奈川県厚木市温水2038番地20
債務者　原崎　菜摘
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　秀信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１７４８号
名古屋市北区楠２丁目119番地　市営中あじま荘６棟509号
債務者　新井　雅樹こと　ＰＡＲＫ　ＩＮＨＯ　朴　寅鎬
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　大喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２５３号
札幌市豊平区月寒西１条６丁目１番５号　第２寺田マンション101号
債務者　齊藤壽美子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖田　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９号
北海道白糠郡白糠町東１条北５丁目３番地25　長尾マンションＢ―Ｂ
債務者　齊藤　貴光
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１１９号
大阪府八尾市山本町北７丁目１番２―305号、前住所大阪府柏原市玉手町18番55号
債務者　中村　　薫
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　悠太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４５号
静岡県藤枝市藤岡４丁目488番地の11
債務者　大岡　友紀
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　展子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８５号
兵庫県美方郡新温泉町湯1331―８　202号室、住民票上の住所鳥取県日野郡日野町門谷1476番地２
債務者　小川　晴生
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１１６７号
埼玉県加須市礼羽608番地２　サンガーデンⅠ―101
債務者　大島　健一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４７９号
栃木県佐野市船越町1100番地27
債務者　青木　　円
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３６７７号
大阪府摂津市一津屋２丁目29番４号　ヴィラウエスト106
債務者　山口誠太朗
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜷川　敦之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６９９号
大阪市福島区鷺洲１丁目11番14―202号
債務者　砂川　泰敏
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　恒星
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７００号
大阪市福島区鷺洲１丁目11番14―202号
債務者　砂川恵美子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　恒星
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７１８号
大阪府松原市三宅西２丁目13番２号
債務者　柴　　弘明
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍵谷　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３５６号
愛知県安城市里町長根２番地１　デンソー啓和寮Ｃ405、旧住所沖縄県宜野湾市真志喜５丁目18番５号
債務者　上江洲　聖
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾祐一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１４６８号
札幌市西区宮の沢１条３丁目１番18号　ネコフィーノ宮の沢Ⅰ―２―Ｂ号
債務者　小林美穂子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１１３号
埼玉県上尾市大字原市56番地４　ヤンロゼⅡ―202
債務者　石田　径一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　太平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３７６１号
大阪市平野区平野西１丁目５番20号　ヴィラシャトー　203号、事業所所在地大阪府東大阪市楠根２―３―36
債務者　Ｏｎｅ　Ｍｅｔａｌこと　杉本　泰啓
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７０８号
大阪府松原市岡２丁目９番１―301号
債務者　石井　康貴
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　友久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１３２号
北海道旭川市９条通23丁目４番地の３
債務者　平川　貴幸
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後３時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６７６号
神奈川県藤沢市用田1038番地の29
債務者　久川　幸男
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４号
石川県加賀市片山津温泉ク一の102番地の１
債務者　田向　一朗
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第１２６号
鳥取県米子市夜見町972番地、旧住所鳥取県米子市安倍845番地２
債務者　青砥　正樹（旧姓羽島）
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水田　敦士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２３０号
札幌市東区東苗穂10条３丁目16番６―103号
債務者　丸山　大成（旧姓椙弘）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２８７号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目１番１号　第17大成コーポ101号
債務者　長岡　公一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３２５号
札幌市豊平区水車町８丁目４番10号　シティハイムミルフィール201号
債務者　佐々木麻美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４３号
札幌市中央区南23条西７丁目２番28―101号
債務者　三春　唯楓（旧姓川端）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６２号
札幌市北区麻生町７丁目５番10―205号
債務者　小林　美咲
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９５号
札幌市北区拓北６条３丁目１番22号　エスコート東篠路駅前103号
債務者　佐々木彩夏（旧姓玉村、村井）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１２号
札幌市中央区南13条西８丁目１番25―705号
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１７号
札幌市西区二十四軒３条７丁目１番13―312号
債務者　宮崎　秀仁
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２９号
札幌市西区宮の沢１条５丁目１番１―301号
債務者　白石　友香
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４２号
札幌市北区北25条西14丁目５番50―203号
債務者　寺澤さゆり
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８６号
北海道岩見沢市大和１条６丁目13番地　フリージアハイツＡ１ＦＲ
債務者　山下　舞子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２０５号
北海道旭川市神楽岡６条７丁目１番８号　ブルーロピア　201号室
債務者　中山　康平
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０６号
北海道旭川市神楽岡６条７丁目１番８号　ブルーロピア　201号室
債務者　中山　恵里（旧姓山本）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１０号
北海道旭川市東光13条２丁目１番20号　フローレンス132　102号室
債務者　鎌倉未可子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５８号
釧路市若竹町17番13号　富士マンション307
債務者　澤向　　忠
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野218番地１　特別養護老人ホームやまつつじ
債務者　外舘ひろ子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１４１号
群馬県館林市美園町21番55号　美園ハイツＢ―202、前住所群馬県館林市美園町22番34号
債務者　島田　　優太
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１７８号
群馬県高崎市緑町一丁目22番地７　パークハイツオサカベ103号
債務者　塚越　明彦
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第４０１号
相模原市中央区田名3172番地５　江成住宅５号
債務者　白次　利子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１９９号
長崎県長崎市緑が丘町14番30号　ラ・シエル緑が丘103号
債務者　松尾　美加
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
長崎県長崎市川平町701番地３　コンフォート川平204
債務者　三宅　麻珠
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
長崎県西海市西彼町中山郷2154番地１　アベリアハウス１　５号室
債務者　辻　美由喜
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６１号
釧路市川端町３番22号　第三睦マンション３号室、前住所釧路市新橋大通５丁目２番11号　タテヤマビル１
債務者　日野由加利
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２８号
栃木県宇都宮市細谷１－６－６　エトワール１－102、住民票上の住所栃木県矢板市乙畑1475番地６
債務者　児玉　隆仁
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４５８号
栃木県鹿沼市府所町145番地４
債務者　宮下　秋義
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４７５号
栃木県芳賀郡益子町大字大沢2538番地３
債務者　塚原　嘉人
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８４号
栃木県真岡市下高間木一丁目33番地22
債務者　古谷野　恭
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１１号
群馬県沼田市町田町1212番地６
債務者　倉持　　優
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和８年（フ）第５１９号
川崎市高津区坂戸３丁目８番５号　椿ハイツ
債務者　徳永亜耶香
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９３号
川崎市高津区新作５丁目７番14号　新城ＱＳハイム　103
債務者　三上山由希
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６７号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙221番地
債務者　長谷川亜紀
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第７０号
新潟県三条市曲渕１丁目２番33号
債務者　石田　時子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第７３号
新潟県村上市下相川330番地
債務者　佐藤ハツイ
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第５０号
新潟県妙高市小出雲２丁目16番27―106号　ラ・フルール妙高
債務者　中岡　慶輔
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第３６６号
静岡市清水区石川新町９番12号　アンベリール　Ｂ―202
債務者　片平　裕美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９４号
静岡県榛原郡吉田町片岡1783番地の３　プロムナード片岡102、旧住所愛知県西尾市桜町３丁目27番地　ｇｒａｎｄ　ｃｈａｒｉｏｔ　105号室
債務者　山本真理子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４０８号
静岡市清水区二の丸町７番21号　コープハイツ二の丸406号、旧住所宮城県名取市手倉田字八幡６番地の１
債務者　齋田　嘉広
１　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３１号
静岡市駿河区小鹿921番地の６　コスモス18203
債務者　矢吹　美穂
１　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８号
静岡県田方郡函南町仁田238番地の４　ラ・メーグⅡ―203
債務者　山城　正孝
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２０１号
香川県高松市松島町２丁目３番14号　メゾン松島町104号室
債務者　森本　麻美
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２４７号
福岡市城南区長尾５丁目２番１号
債務者　林　えり子
１　決定年月日時　令和８年７月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２６５号
福岡市東区香椎駅前３丁目９番７号　第４作賑ビル402号
債務者　天川由美子
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２９６号
福岡県糸島市前原西四丁目14番12号（２）
債務者　渡邊　美樹
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４０７号
福岡市南区向野１丁目21番11号　グリーンメゾン大橋302号
債務者　野畑　元嗣
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４１４号
福岡県筑紫野市大字牛島408番地６　ウッディ・コート筑紫野201号
債務者　丸田みのり
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２７号
代替住所Ａ、旧住所福岡県春日市上白水５丁目29番地　金堂マンション128号
債務者　森　　麻美
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３１号
福岡市博多区千代４丁目２番８－501号　Ｓ－ＦＯＲＴ福岡県庁前
債務者　大島ジョージ
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７２号
福岡市南区大橋２丁目25番10―202号　ロマネスク大橋レディース
債務者　田中　裕子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９４号
福岡市南区玉川町６番20―305号　ルエメゾンロワール高宮
債務者　栗山　智商
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５００号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1021番地１　スルス門松Ⅱ―101号、前住所福岡市東区馬出２丁目３番18―903号　ＹＳＰ県庁前
債務者　野田　爽太
１　決定年月日時　令和８年７月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１２号
福岡市南区野多目１丁目２番11―503号　市営野多目一丁目住宅１号棟
債務者　知田　容子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３８号
福岡県大牟田市大字宮部276番地、前住所東京都中野区江古田４丁目６番１号　ライブリー松本305
債務者　ネクスト・ワンこと猿渡　真二
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第４７号
福岡県みやま市高田町飯江46番地１　みやま市営住宅飯江団地42号
債務者　藤本　綾香
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第７９４号
仙台市若林区沖野６丁目６番５－406号
債務者　富澤真奈美
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８１２号
仙台市若林区大和町５丁目17番７－203号、従前の住所仙台市若林区若林５丁目10番11号南小泉ハイム203Ａ
債務者　永野　正和
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２２号
茨城県筑西市横塚253番地　レオパレスプロウグレス104
債務者　宇田川元治
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第４８２号
栃木県那須塩原市塩原621番地２　根本アパート201号
債務者　湯田　愛一
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３１号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目13番地２　グルニエＳ　101
債務者　葛西　彪雅
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１１号
神奈川県大和市下鶴間２丁目３番３号　アルカディア203号
債務者　保科矢妃路
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１７号
神奈川県鎌倉市笹目町５番10―106号
債務者　天野　梨香
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５０号
神奈川県茅ヶ崎市若松町14番14号　ＫＡＩＮＯＳ茅ヶ崎201
債務者　堂込健次郎
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５７２号
神奈川県大和市南林間６丁目22番26―501号
債務者　村上　夏海
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６７４号
横浜市保土ケ谷区花見台１番７―504号
債務者　大内ひな子
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５号
長野市大字稲葉2178番地６　ツタヤビル301号室
債務者　早野奈津美
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０３号
滋賀県湖南市菩提寺東四丁目３番６－２号
債務者　川崎軽便こと　川崎　博也
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４６号
大津市穴太二丁目７番19号
債務者　駒井あずさ
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８号
大津市真野五丁目25番７―502号
債務者　田中　由紀
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５０号
滋賀県湖南市三雲654　＠三雲Ｄ105、住民票上の住所千葉県東金市川場712番地５
債務者　深堀　大樹
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
滋賀県高島市今津町角川1161　救護施設角川ヴィラ、住民票上の住所三重県鈴鹿市竹野二丁目９番12号　グランシャリオＭ＆Ｊ302号
債務者　平岡　祐男
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７３号
滋賀県守山市大門町235番地　市営住宅224号
債務者　久谷　陽子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７４号
滋賀県湖南市岩根499番地131、前住所滋賀県湖南市岩根3648番地（Ⅱ－204号）
債務者　池野　一希
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７７号
大津市坂本三丁目33番15―105号、前住所岐阜県恵那市長島町中野797番地　レオパレス山野田103号
債務者　今村　良一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０５号
大津市美空町１番１―106号、前住所滋賀県高島市勝野2873番地
債務者　仁建工こと　仁賀　明宏
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０９号
大津市皇子が丘一丁目19番26号　中村　竜彦様方、前住所大津市見世一丁目２番61号
債務者　鎌田　陽輔
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１０号
大津市本堅田三丁目14番18号
債務者　西村さと江
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１７号
滋賀県湖南市石部北五丁目３番16―107号
債務者　寺川　大地
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２１号
大津市大平二丁目31番14―304号
債務者　西田　美星
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６５号
奈良市後藤町３番地　ライフ寧楽202号
債務者　橋本　　昇
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１７号
島根県松江市菅田町168番地35　マンション福田３号棟103号室
債務者　讃岐　隼人
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３８号
岡山市北区御津国ケ原257番地１　ヴィラナリー国ケ原１―503
債務者　白倉かずは
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５８号
岡山市北区平山1124番地
債務者　枝松　美穂
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５９号
岡山市北区平山1124番地
債務者　枝松　健太
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６９号
岡山県高梁市横町1608番地　ＮＯＲＩＩハイツ103
債務者　眞野　英樹
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３５７号
福岡市博多区神屋町６番16号　クレール呉服町　103号
債務者　中野　正明
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２１号
福岡市南区長丘３丁目17番５号　アヴァンセ長丘201号
債務者　浦田　邑輝
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２６号
福岡市中央区高砂１丁目20番12―501号　ディアナガーデン
債務者　國安　真人
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４０号
福岡県福津市日蒔野１丁目４番地の６　Ｓｕｎｅｓｔ福間104号
債務者　芝崎　怜菜
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７４号
福岡市早良区四箇１丁目14番５―104号　四箇Ｋ＆Ｍ
債務者　今村　夏実
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０１号
福岡県春日市下白水北２丁目91番地　マキシム春日Ⅲ207号
債務者　小宮　　明
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１３号
福岡県古賀市今の庄１丁目28番24号　リバーサイド川寄205号
債務者　畠中　弘美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５２６号
福岡市博多区大井２丁目８番25―503号　中村ビル
債務者　青木由美子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５５８号
福岡市南区柳瀬２丁目８番28号　グループホームえのき　ミモザ
債務者　加藤　英之
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２０３号
東京都小平市小川西町５丁目39番３―510号
債務者　髙**橋**　明美（旧姓増野）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１号
長野県松本市岡田松岡299―４　コーポホワイトⅡ　101、住民票上の住所長野県松本市並柳４丁目５番Ａ３―18号　県営並柳団地
債務者　中嶋　守章
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６７号
長野県塩尻市大字広丘高出2167番地１
債務者　土志田正志（旧姓　吉岡）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２８３号
愛知県安城市篠目町４丁目６番地１　パークヒルズささめ202
債務者　間々田博之
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３００号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字餅田13番地１　メゾン牧野101、前住所愛知県田原市東赤石二丁目37番地　プランドール東赤石Ｂ棟102号室
債務者　阿部　恭也
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３２６号
愛知県豊田市若宮町５丁目３番地８
債務者　上田雄三郎
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８８号
愛知県岡崎市竜美北２丁目２番地14　コスモハイツ畔柳　Ｂ―201、前住所愛知県岡崎市稲熊町字後田16番地10
債務者　園田　眞弓
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２１号
島根県邑智郡邑南町山田98番地
債務者　中村　由幸
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第１１７７号
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５シティハイツ日野旭が丘６―503
債務者　鈴木　昭裕
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３１１号
静岡市葵区羽鳥５丁目26番27号
債務者　布施　明菜
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３１９号
静岡市駿河区みずほ４丁目６番地の29
債務者　大石　久代
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４０５号
静岡市清水区草薙一里山２番８号　メゾン一里塚Ｂ201
債務者　山本　　舞
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０５号
宮崎県都城市太郎坊町6094番地３
債務者　岩下千鶴子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１０７号
宮崎県都城市鷹尾四丁目５街区15号　サニーコーポ202、前住所宮崎県都城市蓑原町3021番地２　タウンズガロア202
債務者　山口　美穂
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１０７号
北海道苫小牧市青葉町１丁目４番５―401号
債務者　千葉麻理子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１１２号
青森県八戸市下長三丁目18番４号　コーポラスセゾン　201号室
債務者　蛯名　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第９４号
宮城県大崎市古川金五輪二丁目４番21号　Ｔメゾン金五輪Ⅱ　102号、従前の住所宮城県本吉郡南三陸町入谷字林際149番地１
債務者　佐藤　和彦
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第４２０号
静岡市葵区千代田４丁目４番218号　ヴェラハイツ千代田
債務者　笠井　克哉
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９２号
三重県桑名市松ノ木四丁目７番地３　松ノ木公団住宅102号棟203号
債務者　豊島　祐三
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
三重県四日市市小杉町1713番地　ドミール笹山１Ｂ、前住所三重県四日市市小杉新町189番地１　シャンポールＡＫ203
債務者　森本　美紀
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第４１２７号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番１―1009号
債務者　早野　亨子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７２９号
大阪市生野区鶴橋３丁目８番12号　ＡｗｅｓｏｍｅＭＫ鶴橋　203号
債務者　猪口　正隆
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８７３号
大阪府池田市住吉１丁目７番９―１―301号
債務者　桂　　美咲
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０５８号
大阪市浪速区浪速東３丁目10番１―1105号
債務者　上良千栄美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４３７号
大阪市東成区中本１丁目11番19号　ネオ緑橋ハイツ　305号
債務者　濱園　　徹
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４４号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番２―1009号
債務者　力田　　薫
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４７号
大阪府豊中市上野西３丁目13番55―206号
債務者　小菅　紀花
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４１号
大阪市鶴見区横堤４丁目28番11号　鶴見緑地ローレルハイツ302号
債務者　佐野恵美子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４６号
大阪市福島区福島６丁目24番７号　尚玄ビルＢ－４号、事業所所在地京都市上京区紙屋川町839の７太田ビル２階
債務者　ヒロエポンこと　中西　弘枝
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５５５号
大阪市城東区東中浜３丁目３番16号　双福マンション　307号、前住所大阪市城東区東中浜１丁目６番16号　小西　方
債務者　藤井　美月
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５６８号
大阪府吹田市千里丘中47番17―211号
債務者　福成　　麗
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８６号
大阪府三島郡島本町高浜３－３－１―1308
債務者　田川　和沙
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６２２号
大阪市西淀川区佃２丁目２番10―303号
債務者　小田美沙恵
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６２３号
大阪府茨木市春日５丁目２番43号
債務者　森田　善明
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３２号
大阪市生野区生野東１丁目13番29号　明静荘文化　３号
債務者　髙橋　達也
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３６号
大阪市西区靱本町３丁目10番21―1101号
債務者　佐藤　貴之
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４０号
大阪府高槻市川西町２丁目18番32―106号
債務者　山田　裕三
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６５０号
大阪市此花区伝法６丁目３番４―1007号、前住所大阪市中央区大手通３丁目１番７―1003号
債務者　馬場　　司
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６１号
大阪市東淀川区豊新１丁目１番49号　ベニュワールプラザ　501号
債務者　原田　隆文
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８５号
大阪府東大阪市末広町17番３号
債務者　山見　笑里
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８８号
大阪市東住吉区矢田６丁目12番４―108号
債務者　木口　清志
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７１９号
大阪府大東市朋来１丁目40番502号
債務者　辰己　りか
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３６号
大阪市淀川区東三国３丁目11番11―602号
債務者　川端　耕治
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７６４号
大阪府東大阪市衣摺２丁目９番13号　Ｍａ・Ｍａｉｓｏｎ青い鳥東大阪　211号、前住所大阪府東大阪市長瀬町１丁目６番21号　スタジオナガセ　102号
債務者　藤井惠美子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７１号
大阪市東淀川区西淡路５丁目10番６―415号
債務者　佐々木美子（旧姓木下）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８５号
大阪市東成区東今里３丁目４番８号　内外本社ビル　110号
債務者　今山幸二郎
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９１号
大阪府守口市佐太東町１丁目17番９―212号
債務者　沖山　昌子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３４号
大阪市城東区関目１丁目13番６―301号
債務者　大峯三千代
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９８号
大阪市淀川区西三国２丁目３番23号　松清荘８号
債務者　上村　　茂
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７３９号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目６番29―303号
債務者　瀬戸　　望
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３６号
神戸市西区玉津町今津364番61　特別養護老人ホーム大慈智音園内、住民票上の住所神戸市西区秋葉台２丁目１番地の44
債務者　寺脇　正子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１４８号
兵庫県明石市大久保町大窪256番地の１　住野マンションＢ―６号
債務者　牧　　葉子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
兵庫県明石市大久保町大窪1390番地　サイカイ荘106号
債務者　原田　竜也
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市香寺町中屋149番地１　フレグランス香寺Ⅱ103号室
債務者　髙田　　梓
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３７８号
兵庫県姫路市青山西５丁目２番４―405号　県公営住宅姫路青山第三団地４棟
債務者　奥野　千恵
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３１号
兵庫県姫路市城見町６番地１　パティオ102号
債務者　片山　　悟
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５１号
山口県柳井市柳井1436番地２　県営住宅６棟103号
債務者　波戸　一美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第９３号
山口県下関市南部町21番４号　Ｓ．ｂａｕｈａｕｓ　402号
債務者　木村　国光（旧姓河野）
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第３４１号
愛媛県松山市美沢２丁目７番５号　マンション松本302号
債務者　三浦アヤ子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４４号
大分市大字皆春1059番地の１　エクセルコート皆春８
債務者　利根　　寛
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８３号
大分市日岡３丁目６番１―301号　クレスト日岡
債務者　長岡　大輝
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８７号
大分市生石４丁目２番８号　ダイヤモンドビル405
債務者　尾崎　国彦
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１７３号
福島県田村郡三春町八島台七丁目１番地の15、住民票上の住所宮城県仙台市太白区袋原１丁目15番１号　ル・ヴェルソー袋原201
債務者　細川　美鈴（旧姓首藤）
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第５９号
石川県加賀市山代温泉ヌ55番地３　中尾アパート１号室
債務者　中村　香里
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第１３５号
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷水清谷2406番地１、前住所愛知県春日井市鳥居松町八丁目23番地１サンシャイン鳥居松501号
債務者　関本美根子
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第６５５号
京都府京田辺市河原北口32番地１　シャルマンコーポ新田辺118
債務者　中田　順子
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６７７号
京都市西京区松室荒堀町111番地２、前住所京都市西京区川島玉頭町２番地11　メゾンドパプリカ511号室
債務者　佐々木正博
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７０３号
京都府宇治市大久保町旦椋131番地の１　府営西大久保団地１棟208号
債務者　浅田久美子
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７２８号
京都府京田辺市薪小欠12番地２
債務者　野村　優人
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７４２号
京都府八幡市八幡吉原27番地の29
債務者　西尾商建こと　西尾　尚宏
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０９号
京都市北区上賀茂竹ケ鼻町８番地　北波アパート202、前住所京都市上京区新町通寺之内上る大心院町42番地　ルナ新町102
債務者　石田　知也
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７３７号
広島市西区南観音町３番31―404号
債務者　中附　光香
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０９号
広島市西区己斐本町２丁目18番19―302号
債務者　安部　健子
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２４号
青森市松森３丁目17番35号　ＦＥＥＬ　ＭＡＴＳＵＭＯＲＩ　205号
債務者　浅利　　了
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７６号
青森県上北郡六ヶ所村大字泊字泊山１番地86
債務者　中村　隆幸
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２００号
青森市花園１丁目18番３号　コーポ豊島105号
債務者　寺山　一男
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０２号
青森市自由ケ丘２丁目12番地15
債務者　柳谷　俊悟
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０３号
青森市自由ケ丘２丁目12番地15
債務者　柳谷　民江
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０９号
青森市佃１丁目14番９号　ＳＴハイツ101号
債務者　鹿内真由美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４７号
山口県周南市野村１丁目11番８号
債務者　田中喜美江
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１４号
岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第５地割３番地１
破産者　圃田　広補
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第２５号
福岡市南区曰佐３丁目33番１号
破産者　酒井　基美
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３６７号
福岡市早良区有田４丁目16番21号、開始決定時の住所福岡市早良区田村４丁目27番３－103号　さらハイツ
破産者　ワイソング竜一アイザック
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４５８号
福岡市博多区麦野４丁目６番13－101号　シャトレ麦野
破産者　永田美装こと　永田　浩輔
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５３５号
福岡市南区長丘２丁目５番８－305号　Ｌ’Ａｖａｎｔ
破産者　石本　洋士
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６８４号
福岡県太宰府市観世音寺５丁目１番13号
破産者　王丸　　宰
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７２６号
福岡市博多区新和町２丁目２番41－103号　ティーガ新和町
破産者　戸田あすか
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７４５号
福岡県大野城市白木原４丁目11番７号　メモリー第２白木原101号、前住所福岡県筑紫野市紫２丁目１番６－202号
破産者　寺内　公美
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７６５号
福岡市博多区御供所町４番３－311号　エンクレスト御供所
破産者　織方由紀子
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７９１号
福岡市中央区清川１丁目５番13－914号　ロイヤルコンフォート渡辺通252
破産者　高木　慎也
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８４２号
福岡県春日市昇町５丁目188番地　Ｋ・フラッツ403号
破産者　柚木脇正道（旧姓馬場）
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４１２号
福岡県朝倉市甘木1990番地１　ＫＡＬＯＴ　ＬＥＡＦ　Ａ109号
破産者　脳若ステーションあさくらこと　高山しづみ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８９８号
福岡市南区柳河内２丁目11番46号
破産者　多々良正孝
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第９２号
福岡市博多区博多駅東２丁目９番25号　アバンダント84　809号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区住吉３丁目９番１－612号　カワイアーバンビル
破産者　渡辺　康博
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７４号
仙台市宮城野区平成１丁目６番26号
破産者　森　　謙太
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１９９号
宮城県富谷市富谷一枚沖46番地２　日昭ビル304
破産者　星　　健太
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３６０号
宮城県宮城郡松島町高城字町94番地の３
破産者　齋藤　亜紀（旧姓菊田）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４８１号
宮城県多賀城市大代５丁目17番37号　ターンドールⅠ101号
破産者　結城麻由佳
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１２号
滋賀県草津市山寺町1166―１　２棟２－３－４－Ｂ、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町大字萱野522番地５
破産者　北中　恵治
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１号
奈良市中ノ川町238番地、開始決定時の住所　奈良市青山一丁目１番地　６―301号
破産者　森中　健太
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１５号
山口県下松市東柳２丁目１番１―701号
破産者　加島　悠己
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和７年（フ）第２２３５号
福岡市東区和白６丁目23番37－321号　セフィーロ３号館
破産者　谷口　秀明
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２２３６号
福岡市東区和白６丁目23番37－321号　セフィーロ３号館
破産者　谷口　清子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９３号
福岡市東区松島１丁目24番８―403号　エスポガーデン
破産者　小野　奈穂
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３３号
福岡市東区蒲田１丁目14番４―302号　市営蒲田住宅４棟
破産者　阿比留ゆかり
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２５５号
福岡県那珂川市松木３丁目162番地１、住民票上の住所福岡県那珂川市後野１丁目３番１号
破産者　梅崎　直也
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６４２号
福岡市南区屋形原３丁目18番８号
破産者　敷田　裕文
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８５６号
福岡市東区千早２丁目８番４号
破産者　山崎　美樹（旧姓西出）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９００号
福岡市南区曰佐４丁目35番18―303号　ミモザ
破産者　辻　　幸恵
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９８２号
福岡市城南区樋井川７丁目16番13号
破産者　川畑美恵子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第３１９号
福島県岩瀬郡鏡石町中町449番地
破産者　遠藤　賢一
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第８９号
福島県郡山市細沼町11番28号　ライオンズマンション細沼1102号
破産者　小原　秀彦
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第１９８３号
横浜市南区大岡１丁目11番８号
破産者　松永　孝雄
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８０７号
横浜市青葉区藤が丘１丁目21番地４　アプリコットⅡ　101
破産者　田中　友海
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９００号
神奈川県藤沢市亀井野２丁目48番地の６
破産者　平川　瑞夏
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９８１号
横浜市南区中島町２丁目27番地２　ＧＳハイム蒔田403
破産者　筒井　秀子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０６３号
横浜市南区中村町２丁目129番地２
破産者　柳平　拓海
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０８１号
神奈川県藤沢市亀井野3222番地の１　レジェンド201号
破産者　山元　稔彦
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１０１号
横浜市神奈川区東神奈川１丁目11番地７　マリンアベニュー403号
破産者　岡部　　颯
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１７９号
神奈川県藤沢市本町１丁目４番16号　Ｄ.Ｍ.ハイツ201
破産者　森川　尭史
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４号
滋賀県近江八幡市安土町上豊浦1385番地（103号）
破産者　ＢＯＯＫＭＩＹＡＫＯこと土橋あゆみ
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第２８０号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜17番地７
破産者　河田ひとみ
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第７８５号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目28番13号
破産者　河邉　光人
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８００号
福岡県糸島市前原南１－９－１－304、住民票上の住所福岡県糸島市波多江駅北四丁目11番35―311号
破産者　重松恵利子
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８０１号
福岡市博多区美野島２丁目29番２－206号　ラックポート美野島
破産者　青木　裕介
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８４１号
福岡市東区御島崎１丁目８番406号　香椎若葉団地
破産者　森田ちえみ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８６９号
福岡市博多区吉塚１丁目28番６号　青雲ビル403号
破産者　濵地　菜摘
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８７３号
福岡県春日市上白水５丁目12番地　ヒルサイドビル301号
破産者　三上　妙子
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９０２号
福岡県筑紫野市二日市北１丁目11番３号　ルミエール二日市207号
破産者　犬丸　和樹
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９３５号
福岡県筑紫野市大字筑紫1542番地　コンフォート筑紫606号
破産者　内田　博久
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９５５号
福岡県大野城市曙町３丁目６番６号　ジョイナス曙町３丁目３号
破産者　善岡　緩子（旧姓山口）
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９６５号
福岡市東区若宮３丁目７番13号
破産者　木藤　　修
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９７１号
福岡市南区花畑３丁目41番34号　フラワーヒルズ303号
破産者　若杉　秀一
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９７２号
福岡市西区田尻東３丁目2705番地１
破産者　平野　敏浩
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１００３号
福岡市東区雁の巣１丁目28番21号
破産者　松永　陽光
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０３７号
福岡市南区大橋３丁目25番21―201号　サンモール大橋
破産者　岡崎　尚美
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６５５号
福岡市南区那の川１丁目２－９　アラモード百年橋105号室、住民票上の住所福岡市南区塩原３丁目２番10―102号　エルソール塩原
破産者　森山真梨子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９５６号
福岡市西区福重３丁目18番23―305号　ロータスラーグ
破産者　中山　秀輝
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９６６号
福岡市東区城浜団地54番１―201号
破産者　木本　早苗
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９８０号
福岡市博多区美野島３丁目20番10―614号　サンリバー美野島・松居
破産者　熊谷　　忍
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９９８号
福岡市東区筥松２丁目24番22号
破産者　中村　和恵
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５８３号
札幌市東区伏古11条３丁目３番22号
破産者　佐藤　良唯
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６３９号
札幌市豊平区平岸１条８丁目１番１号　ＨＩＬＬＴＯＰ　ＴＯＷＥＲ―08ｃ号
破産者　澤田　広輝
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９９号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番14―504号
破産者　伊藤とも子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７００号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番14―504号
破産者　伊藤　　愛
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１８号
札幌市白石区北郷７条４丁目１番７号　クリスタルパレス水晶宮101号、開始決定時の住所札幌市白石区菊水元町７条４丁目３番２号エリザベート菊水102号
破産者　森下　静男
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１９号
札幌市白石区北郷７条４丁目１番７号　クリスタルパレス水晶宮101号、開始決定時の住所札幌市白石区菊水元町７条４丁目３番２号エリザベート菊水102号
破産者　森下　清子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３８号
札幌市白石区北郷５条４丁目12番26号　トーシンコーポ北郷５条301号
破産者　赤坂　　匠
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６１号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目７番28―504号
破産者　片野　あみ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７８号
札幌市東区北24条東４丁目１番６号　シンエイマンション206号
破産者　本間　則広
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９６号
札幌市東区北６条東19丁目１番３－106号
破産者　横田　直美
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０１号
北海道北広島市新富町西３丁目２番地30
破産者　橋場　香澄
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第９号
北海道枝幸郡浜頓別町緑ケ丘４丁目63番地
破産者　高橋　省吾
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（フ）第５４号
岩手県北上市常盤台一丁目７番２－107号　ビレッジハウス北上、旧住所岩手県北上市花園町一丁目５番13号　玉の湯アパート
破産者　佐藤　竹志
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第５２８号
仙台市太白区西多賀１丁目18番25号　ｍａｇｏｋｏｒｏ　ｈｏｍｅ西多賀、従前の住所仙台市太白区八木山香澄町３番15―202号
破産者　五十嵐秋子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１３２号
栃木県鹿沼市上野町110番地１
破産者　土田　翔太
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３１号
栃木県さくら市蒲須坂381番地　県営蒲須坂住宅２号棟51号室
破産者　齋藤　宏美（旧姓室井）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２６７号
栃木県宇都宮市緑５丁目11番５号　フォレスタ105
破産者　菊田　大志
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７２号
栃木県鹿沼市口粟野3247番地
破産者　福田　和紘
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８０号
栃木県鹿沼市千渡2319番地14
破産者　Ｂｌｏｓｓｏｍ＆ｃｏｍｐａｎｙこと　浅野　大介
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５号
群馬県館林市小桑原町1224番地の10　ホームみやび、前住所群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5174番地５　シゴーニュⅢ103
破産者　田部井裕也
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第８９号
群馬県太田市高林北町1939番地２　ビレッジハウス高林３―307号、前住所埼玉県深谷市上柴町東５丁目１番地32　（株）日本グリーン企画社員寮
破産者　加藤　恵美
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１２４号
群馬県高崎市江木町1093番地１　養護老人ホーム希望館
破産者　久保　健一
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１２５号
群馬県高崎市上中居町752番地２　エステートピア夕雨203号
破産者　髙橋　丈夫
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１２６号
群馬県高崎市吉井町本郷773番地１　穂積Ⅱ101号
破産者　堀野誌歩実
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１２８号
群馬県高崎市下小鳥町36番地４　アゼリアハウスⅡ104号
破産者　追川　友和
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第７９１号
さいたま市北区宮原町１丁目69番地３　ソアー加茂宮201号室
破産者　髙橋　律裕
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８１４号
埼玉県新座市東北二丁目17番22号　グリーンハイツ２・402号室
破産者　菅野菜々香
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８１８号
さいたま市南区別所６丁目10番10―105号
破産者　大塚　貴史
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８１９号
さいたま市南区別所６丁目10番10―105号
破産者　大塚和嘉子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８７１号
さいたま市中央区上落合２丁目９番11号　有料老人ホームサニーライフ北与野
破産者　大河原　実
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６２号
千葉県木更津市清川１丁目９番７号　グリーンハイツ202号
破産者　鈴木　洋子こと　ＰＡＲＫ　ＭＹＥＯＮＧ　ＳＯＯＫ　朴　明淑
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第７６号
千葉県木更津市永井作１丁目３番11号　グラン・シャリオ103号室
破産者　積田ひろみ
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第７７号
千葉県富津市富津2409番地22　富津荘
破産者　渕　　正志
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第８７号
千葉県木更津市貝渕４丁目13番５号　アリス木更津第一105号室
破産者　磯貝　理央
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第２２号
山梨県大月市猿橋町藤崎1619番地
破産者　戸田　一輝
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第８８号
長野県松本市高宮中７番28号　５号棟
破産者　白木　秀徳
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第９８号
長野県松本市小屋北１丁目16番32号　ビレッジ新潟105号
破産者　相澤　秀雄
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１０２号
長野県安曇野市三郷温5486番地６
破産者　小林　康宏
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１０４号
長野県松本市大字里山辺1679番地１　サンシティ木下Ａ102
破産者　髙橋　　司（旧姓　樋口）
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１８８号
静岡県藤枝市与左衛門234番地の１　円月荘
破産者　藏　みゆき
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５７号
静岡市駿河区高松２丁目29番30号　サントール高松105号
破産者　村田　利行
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字札ノ辻24番地１　グリーシースプーン　201、前住所広島県広島市南区松川町３番20―805号
破産者　丸田　浩司
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
愛知県岡崎市百々町字信義10番地16、前住所愛知県蒲郡市中央本町６番６号
破産者　佐藤未沙こと　小嶋　未沙
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９７号
愛知県豊田市大林町14丁目10番地21　第２板倉マンション302号、前住所名古屋市熱田区新尾頭１丁目６番24号　アーバン金山302号
破産者　矢野　里乃（旧姓　丹）
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２３０号
愛知県高浜市小池町四丁目９番地１
破産者　古橋　愛子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
愛知県豊田市若林西町六反ケ坪９番地１　ファンティエン若林202号
破産者　吉田　　愛
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２４４号
愛知県知立市桜木町桜木28番地、前住所愛知県豊田市金谷町４丁目25番地５　ビレッジ挙母107号
破産者　渡部千鶴子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２５０号
愛知県豊田市金谷町５丁目55番地
破産者　上原　幸男
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第４４１号
大津市大江五丁目18番２号
破産者　大場美優樹
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５４号
滋賀県草津市野村一丁目19番11―202号　北川マイルーム88
破産者　金田　弥生
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５８号
滋賀県草津市西渋川一丁目12番27―203号　七つの海
破産者　出口　浩三
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８０号
大津市大萱五丁目10番16号　フェイム瀬田108
破産者　中川　千鶴
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９１号
滋賀県甲賀市水口町名坂124番地―103号、前住所滋賀県甲賀市水口町東名坂228番地－３Ａ号
破産者　戸田美奈子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５９号
兵庫県明石市二見町西二見1268番地の１　ラフェスタ二見507号
破産者　宮川秦輔こと　李　　龍珍（ＬＥＥ　ＹＯＮＧＪＩＮ）
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第６０号
兵庫県明石市二見町西二見1268番地の１　ラフェスタ二見507号
破産者　宮川　香織（旧姓奥野）
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第８４号
神戸市西区大津和２丁目９番地の６　ハイツプランタン208号
破産者　安木　　傑
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
兵庫県明石市林崎町３丁目524番地の11　パインクレスト林崎201号
破産者　石間伏三穂
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１２９号
兵庫県明石市松江360番地の２　第二赤石苑
破産者　織田　誠司
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第７２５号
福岡市博多区美野島２丁目26番33―102号　メゾンヌアージュ美野島
破産者　尾﨑　託磨
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８９２号
福岡市東区唐原５丁目４番１―403号　市営唐原東住宅１棟
破産者　舞永加奈子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９３７号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　28棟206号
破産者　佐藤眞知子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９６９号
福岡市東区青葉７丁目60番58―１号　テラスハウス青葉Ｂ棟
破産者　山下　海斗
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９９２号
福岡市南区警弥郷２丁目23番２―302号　市営上警固住宅　２号棟
破産者　宮﨑　政彦
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９９３号
福岡市南区警弥郷２丁目23番２―302号　市営上警固住宅　２号棟
破産者　宮﨑　末子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０４０号
福岡市城南区堤２丁目19番18―203号　グランドライン堤
破産者　辻　　浩
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３１号
長崎県長崎市千歳町５番15―701号
破産者　折山　千莉
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３３号
長崎県長崎市伊良林３丁目８番52―306号
破産者　植松　千恵
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３６号
長崎県長崎市つつじが丘１丁目12番21号　メゾンつつじが丘103号
破産者　中村　大海
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４７号
長崎県長崎市毛井首町237番地　県営住宅毛井首団地Ｏ棟203号
破産者　礒村　陽子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１３号
函館市美原３丁目17番12号
破産者　土屋　紗織
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２１９号
函館市宇賀浦町９―10―106、住民票上の住所函館市高盛町９番６号
破産者　菅原　賢太
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２２５号
北海道北斗市中野通１丁目16番１―402号　中野通団地２号棟
破産者　工藤　正裕
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２２７号
函館市富岡町２丁目７番20号　メゾンパークス201
破産者　長谷川聖子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２３１号
函館市港町２丁目２番９号
破産者　蠣崎　正晃
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２３３号
函館市美原２丁目５番23号　美原マンション105号室
破産者　三好　直江
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２３７号
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山415番地15
破産者　須藤　正弘
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２４０号
函館市戸倉町32番17号　ハイツスドウ２102号
破産者　赤井　絵美
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１１９号
北海道空知郡上富良野町中町３丁目５番24号
破産者　野村　理恵
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４７号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目６番２―22号　道住81Ｒ２―22
破産者　後藤　香織
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５０号
北海道旭川市東光14条２丁目２番10号　クルーズハウス東光14条　103号室
破産者　梅津久美子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５４号
北海道旭川市緑町16丁目3007番地の９　きょうさい緑町　105号
破産者　國分　洋子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９５号
釧路市南浜町９番９号　メゾンＬａｔｔｅ105号室
破産者　白戸　竜也
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９号
北海道北見市東相内町575番地９
破産者　田丸　知美
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第４０号
北海道北見市東相内町575番地９
破産者　田丸　　采
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第８４号
青森市岡造道１丁目１番33号
破産者　蛭田　礼美
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９０号
山形県西村山郡河北町谷地字嶋181番地の８、前住所山形県寒河江市船橋町651番地の12
破産者　柏倉　正人
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９号
山形県鶴岡市長者町18番17号
破産者　大瀧　夏帆
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第３１号
山形県鶴岡市城北町２番７号　カーメルＩ103号室
破産者　岡部　政春
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第３４号
山形県鶴岡市湯温海字湯之尻288番地　柳原住宅　Ｂ―213
破産者　菅原　清喜
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第６５号
茨城県龍ケ崎市4664番地２　ホワイトパレス202号室
破産者　中村　隆史
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第６６号
茨城県稲敷市沼田2641番地28
破産者　喜納　浩二
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第３６号
神奈川県厚木市飯山南１丁目33番３号　パークシティ３　102
破産者　住田　　亘
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１０８号
神奈川県厚木市酒井1860　さくら厚木ハウスＢ201、住民票上の住所神奈川県高座郡寒川町倉見2088番地　ドミールクラミ205号
破産者　楠田　美幸（旧姓八木・花田・梅田）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１２１号
神奈川県足柄上郡開成町延沢471番地　ヴィラ佐野201
破産者　入澤　隆行
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１４５号
神奈川県平塚市中原１丁目20番19号　中原盛ビル202号
破産者　小竹かず子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１５０号
神奈川県小田原市飯泉677番地の３　サンリット　101
破産者　田渕　健二
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１６２号
神奈川県秦野市並木町９番31―５号
破産者　淺野　賀子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１９２号
神奈川県厚木市水引１丁目12番19―420号
破産者　佐々木遼太
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２０６号
相模原市緑区中野920番地１　プラネストハイツ101
破産者　山内由梨恵
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２２号
新潟県胎内市星の宮町８番23号
破産者　飛鳥　結衣
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第４６号
新潟県新発田市天王360番地14
破産者　佐藤　美香
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第３４号
新潟県上越市柿崎区柿崎6414番地１　特別養護老人ホームよねやまの里、前住所新潟県上越市南新町２番２－12号　市営南新町住宅２棟　12号
破産者　川瀬　敏雄（法定代理人成年後見人　藤田　健男）
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第１６号
富山県魚津市吉島552番地４　コーポ吉島107
破産者　東野　祐子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第１１８号
福井市羽坂町第17号１番地８
破産者　高岡　　仁
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１９号
福井市四ツ井２丁目10番13号
破産者　石井　裕子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２０号
福井市半田町第９号14番地
破産者　浅利　裕美
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２１号
福井県南条郡南越前町牧谷第43号９番地の７
破産者　坂井さなえ
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３７号
長野県茅野市玉川5508番地８　コーポ2001　102号
破産者　妹尾　知美
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第３３号
岐阜県中津川市茄子川695番地の１　エスポワール201
破産者　松永香代子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第５３２号
静岡県島田市道悦４丁目８番７号　アーバンライフＳ　Ｂ棟101号室
破産者　小塩　拓也
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５５９号
静岡市葵区与一６丁目17番３号　葵寮、旧住所静岡市葵区上足洗１丁目３番21号　パームコートかすみⅡ203
破産者　秋山　裕史
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２５号
静岡県伊豆市柏久保949番地の13　土屋アパート
破産者　金田美智治
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１３９号
静岡県三島市多呂206番地の38　タウニィコスモ102
破産者　林田由紀子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１５７号
静岡県田方郡函南町間宮879番地の１　はっぴーはうすＡ207
破産者　日吉　洋子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１６５号
静岡県駿東郡長泉町竹原122番地の１　シティハイムマトバ202号
破産者　河口　瑞枝（旧姓服部）
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第６２号
三重県員弁郡東員町笹尾東４丁目６番８　フォーブル森岡201号
破産者　村田　安生
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９号
兵庫県宍粟市山崎町山崎119番地１　ソラリア２－Ａ、前住所愛知県半田市有楽町３丁目228番地の４　メゾン青山304号
破産者　寺田　　司
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第２３号
兵庫県たつの市神岡町大住寺452番地１　アイネスＡ棟　202、住民票上の住所兵庫県赤穂市南宮町３番地７
破産者　高田　良祐
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第２７号
兵庫県たつの市揖西町南山963番地
破産者　室谷　秀俊
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第３５号
奈良県大和郡山市小林町488番地８
破産者　尾﨑　和人
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９６号
奈良市法蓮町1060番地　ホワイトハウスＰ－１－101号
破産者　笹西　真代
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４５号
広島県呉市広大新開２丁目12番27号
破産者　金橋　英司
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１６６号
徳島県徳島市山城西４丁目16番地の４　403
破産者　田口　恭兵
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８０号
香川県高松市香川町川東上2232番地６
破産者　番野富士子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９６号
香川県高松市六条町1395番地１　サンセレーノⅠ　104号
破産者　森岡　沙李
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１３５号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町161―２、住民票上の住所香川県小豆郡小豆島町安田甲295番地３
破産者　横倉奈津希
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４２号
香川県高松市東山崎町309番地16
破産者　八木美佐子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９５号
愛媛県松山市桑原１丁目９番10号　オックスフォードサーカスクワバラ405号
破産者　早尾　竜輔
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５５号
愛媛県伊予市湊町19番地３
破産者　若藤　元気
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５９号
愛媛県松山市吉藤３丁目２番11号　真木マンション403号
破産者　岡本さおり
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０６号
大分市明野北２丁目１番１―740号　県営６
破産者　足達真由美
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４８号
大分市田室町６番31―403号　サーパス田室
破産者　安部　智子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２５４号
大分市永興３丁目３番16―601号　アメニティ21南大分
破産者　佐藤　忠男
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６０号
大分市大字松岡1931番地の２　スカイコート松岡503
破産者　中野良太郎
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１４号
宮崎市城ケ崎４丁目７番地19　白岩アパート203号、前住所宮崎市上野町６番１号　ヘアーサロンペルシャンテ２Ｆ
破産者　中野　和子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１号
鹿児島県奄美市名瀬平松町85番地　（６―402号）
破産者　押　千保美（旧姓森）
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

小規模個人再生による再生計画認可

令和７年（再イ）第１７７号
神戸市垂水区桃山台３丁目９番地の４
再生債務者　山本　将志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第２９８号
福岡市早良区百道浜３丁目９番１―305号　プライムメゾン百道浜
再生債務者　宮原　功侍
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第４号
北海道登別市新生町１丁目31番地８
再生債務者　木津谷健二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和８年（再イ）第２９号
福岡市城南区干隈２丁目36番16号
再生債務者　中原　啓仁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１０７号
大阪府豊中市刀根山４丁目３番54―602号
再生債務者　有吉　大成
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１０７号
福岡市南区高宮１丁目１番10―1301号　大産スカイマンション平尾
再生債務者　益田　賢優
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月27日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２号
青森県八戸市大字新井田字長塚森16番地21
再生債務者　村田　北斗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和８年（再イ）第１５号
栃木県宇都宮市上横田町792番地12
再生債務者　オリエント代行こと　岡　　忍
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第１６号
埼玉県鴻巣市宮前51番地１（旧住所　埼玉県鴻巣市雷電１丁目６番17―101号　コンフォール　ヴィラ）
再生債務者　東　　侑生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第３０号
埼玉県桶川市大字坂田1523番地の31
再生債務者　竹下　直也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第５号
北海道苫小牧市見山町２丁目11番８号
再生債務者　森　　陽喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（再イ）第３８号
千葉県船橋市馬込町818番地９
再生債務者　平田　一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第４４号
千葉県船橋市湊町１丁目10番３―102号
再生債務者　岩井　香里
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１９号
神奈川県平塚市纏１丁目29番６―102号　ベルソーレ・ミチ１
再生債務者　石井　健司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第１０１号
福岡市南区塩原４丁目５番42―101号　メゾン・ドゥ大橋
再生債務者　酒井美恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月28日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５号
北海道室蘭市中央町３丁目７番16号
再生債務者　伊藤　淳子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和８年（再イ）第１４号
函館市高盛町３番24号　ルノワールＫＴ　３号室
再生債務者　名久井翔平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日　　函館地方裁判所

令和８年（再イ）第１７号
栃木県宇都宮市陽東１丁目５番47号
再生債務者　滝沢　　文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（再イ）第２９号
神奈川県厚木市中依知127番地２　マーメイド101
再生債務者　古関　忠司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第８号
神奈川県平塚市南金目1392番地の14
再生債務者　今野　竜甫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第２号
新潟県新発田市中田町２丁目17番16号
再生債務者　佐藤　智幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（再イ）第８号
愛知県田原市浦町大原西35番地５
再生債務者　西方　正也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第６６号
福岡市中央区六本松３丁目16番28号　大濠ハイツ902号
再生債務者　小川真一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１６号
栃木県宇都宮市鶴田町295番地19
再生債務者　福田　恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第２０号
栃木県宇都宮市西川田本町２丁目９番36号　松永ハイツ101
再生債務者　田村　信行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第６号
神奈川県秦野市南矢名３丁目１番25号
再生債務者　川上　悟志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第３１号
愛知県豊田市大林町11丁目11番地３　ライオンハートＣ―101号
再生債務者　舟生　賢吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第７６号
大阪府箕面市森町南２丁目８番27号
再生債務者　諏訪　啓介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７７号
大阪府箕面市森町南２丁目８番27号
再生債務者　諏訪　智子（旧姓　濱田）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４号
鳥取県米子市角盤町１丁目84番地
再生債務者　川田　修二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第３号
島根県雲南市三刀屋町伊萱48番地１
再生債務者　佃　　直哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日　　松江地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第１９号
山口県周南市大字櫛ヶ浜408番地
再生債務者　石丸　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日　山口地方裁判所周南支部

防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。
令和８年７月30日
防衛省共済組合代表者
防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変　更　後	変　更　前
附　則 （一部負担金払戻金） 第３条　［略］ ⑴　療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（第２号又は第３号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が27,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、54,000円）を超える場合にその超える金額 ⑵　２件以上の一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該合算した一部負担金の額等から高額療養費に相当する額を控除して得た額が54,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、108,000円）を超える場合にその超える金額 ⑶　一部負担金の額等に被扶養者の療養に係る施行令第11条の３の３第１項第１号ホ及びへに掲げる金額を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算額から高額療養費に相当する額に54,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、108,000円）を加えた額を控除した額に、当該合算額から高額療養費に相当する額を控除した額に対する一部負担金の額等から当該一部負担金の額等に係る高額療養費に相当する額を控除した額の割合を乗じて得た額 ２・３　［略］	附　則 （一部負担金払戻金） 第３条　［同左］ ⑴　療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（第２号又は第３号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）を超える場合にその超える金額 ⑵　２件以上の一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該合算した一部負担金の額等から高額療養費に相当する額を控除して得た額が50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）を超える場合にその超える金額 ⑶　一部負担金の額等に被扶養者の療養に係る施行令第11条の３の３第１項第１号ホ及びへに掲げる金額を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算額から高額療養費に相当する額に50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）を加えた額を控除した額に、当該合算額から高額療養費に相当する額を控除した額に対する一部負担金の額等から当該一部負担金の額等に係る高額療養費に相当する額を控除した額の割合を乗じて得た額 ２・３　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則
1　この変更は、令和８年８月１日から施行する。
2　変更後の附則第３条の規定は、令和８年８月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

独立行政法人経済産業研究所令和７年度財務諸表に関する公告

令和８年８月17日

東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
独立行政法人経済産業研究所
理事長　深尾　京司

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

単位：円

資産の部				
Ⅰ　流動資産				
現金及び預金		413,920,968		
未収入金		1,057,918		
前払金		6,078,052		
前払費用		30,814,712		
預け金		1,000		
賞与引当金見返㈱		51,420,522		
流動資産合計			503,293,172	
Ⅱ　固定資産				
１．有形固定資産				
建物	90,410,076			
減価償却累計額	－22,260,297	68,149,779		
工具器具備品	42,604,323			
減価償却累計額	－30,666,263	11,938,060		
有形固定資産合計		80,087,839		
２．無形固定資産				
ソフトウェア	3,687,110			
無形固定資産合計		3,687,110		
３．投資その他の資産				
退職給付引当金見返㈱	163,248,590			
投資その他の資産合計		163,248,590		
固定資産合計			247,023,539	
資産合計				750,316,711
負債の部				
Ⅰ　流動負債				
運営費交付金債務㈱		122,280,525		
預り金		7,180,076		
預り科研費		2,288,260		
未払金		202,155,265		
未払費用		19,591,410		
引当金				
賞与引当金	51,420,522			
引当金合計		51,420,522		
流動負債合計			404,916,058	
Ⅱ　固定負債				
資産見返負債㈱				
資産見返運営費交付金		80,651,277		
資産見返物品受贈額		0		
資産見返寄附金		3,123,672		
引当金				
退職給付引当金	163,248,590			
引当金合計		163,248,590		
固定負債合計			247,023,539	
負債合計				651,939,597
純資産の部				
Ⅰ　利益剰余金				
積立金		28,004,967		
当期未処分利益		70,372,147		
（うち当期総利益　70,372,147）				
利益剰余金合計			98,377,114	
純資産合計				98,377,144
負債純資産合計				750,316,711

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

単位：円

Ⅰ　損益計算書上の費用		
研究業務費	1,300,853,449	
一般管理費	578,033,708	
雑損	232,032	
臨時損失	309,377	
損益計算書上の費用合計		1,879,428,566
Ⅱ　その他行政コスト	0	
その他行政コスト合計		0
Ⅲ　行政コスト		1,879,428,566

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

単位：円

Ⅰ　経常費用			
１．研究業務費			
⑴　人件費	692,496,143		
⑵　減価償却費	3,684,645		
⑶　その他の研究業務費　※１	604,672,661	1,300,853,449	
２．一般管理費			
⑴　人件費	242,136,835		
⑵　減価償却費	5,093,829		
⑶　その他の一般管理費　※２	330,803,044	578,033,708	
３．雑損		232,032	
経常費用合計			1,879,119,189
Ⅱ　経常収益			
１．運営費交付金収益㈱		1,856,615,243	
２．普及業務収入		142,223	
３．受託収入		1,050,394	
４．シンポジウム収入		0	
５．資産見返運営費交付金戻入㈱		7,780,529	
６．資産見返物品受贈額戻入㈱		0	
７．資産見返寄附金戻入㈱		1,307,322	
８．科学研究費間接費収入		1,929,000	
９．寄附金収益㈱		2,000,000	
10．賞与引当金見返に係る収益㈱		51,420,522	
11．退職給付引当金見返に係る収益㈱		27,465,856	
12．財務収益			
受取利息	45,575	45,575	
13．雑益		44,049	
経常収益合計			1,949,800,713
Ⅲ　経常利益			70,681,524
Ⅳ　臨時損失			
１．固定資産除却損		309,377	309,377
Ⅴ　当期純利益			70,372,147
Ⅵ　当期総利益			70,372,147

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

単位：円

	Ⅰ　資本金			Ⅱ　資本剰余金								Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）					Ⅳ　評価・換算差額等			純資産合計					
					その他行政コスト累計額																				
	政府出資金	地方公共団体出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当額累計額（－）	償却相当額（－）	減損失累計額	損失相当額（－）	利息用累計額	利息相当額（－）	資産に係る費用累計額	継承資産に係る費用相当額（－）	売却差額累計額	売却相当額（－）	民間出えん金	資本剰余金合計	前中期目間期繰越積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高																		0	28,004,967	28,004,967	28,004,967				28,004,967
当期変動額																									
Ⅰ　資本金の当期変動額																									
出資金の受入																									
不要財産に係る国庫納付等による減資																									
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額																									
固定資産の取得																									
固定資産の除売却																									

減価償却																				
固定資産の減損																				
時の経過による資産除去債務の増加																				
承継資産の使用等																				
不要財産に係る国庫納付等																				
出えん金の受入																				
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）																				
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額																				
⑴　利益の処分又は損失の処理																				
前中期目標期間からの繰越し																				
利益処分による積立て													28,004,967	−28,004,967	−28,004,967	−28,004,967				—
利益処分（又は損失処理）による取崩し																				
国庫納付金の納付																				
⑵　その他																				
当期純利益（又は当期純損失）														70,372,147	70,372,147	70,372,147				70,372,147
前中期目標期間繰越積立金取崩額																				
目的積立金取崩額																				
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）																				
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）																				
当期変動額合計													28,004,967	42,367,180	42,367,180	42,367,180				70,372,147
当期末残高													28,004,967	70,372,147	70,372,147	70,372,147				98,377,114

キャッシュ・フロー計算書
（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

単位：円

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	商品又はサービスの購入による支出	－256,596,794
	人件費支出	－935,283,530
	その他の業務支出	－614,608,828
	科学研究費預り金支出	－8,505,620
	運営費交付金収入	1,932,780,000
	普及業務収入	142,155
	受託収入	1,005,776
	シンポジウム収入	0
	科学研究費預り金収入	8,905,000
	寄附金収益	2,000,000
	雑益	44,049
	小計	129,882,208
	利息の受取額	43,505
	業務活動によるキャッシュ・フロー	129,925,713
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	－20,696,262
	投資活動によるキャッシュ・フロー	－20,696,262
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅳ	資金増加額	109,229,451
Ⅴ	資金期首残高	304,691,517
Ⅵ	資金期末残高	413,920,968

利益の処分に関する書類
（令和８年７月６日）

単位：円

Ⅰ	当期未処分利益		70,372,147
	当期総利益	70,372,147	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金		70,372,147

注　記

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、人件費及び一般管理費については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却費の会計処理方法

有形固定資産・無形固定資産は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15年～22年　　工具器具備品　４年～６年　　ソフトウェア　５年

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職手当に係る引当金及び見積額の計上方法

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．消費税等の会計処理

税込方式を採用しております。

６．収益及び費用の計上基準

普及業務収入に係る収益は、主に本の売り上げに係る収益であり、監修料の金額が確定した時点で収益を認識しております。

行政コスト計算書関係

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,879,428,566
自己収入等	－5,211,241
法人税等及び国庫納付額	0
機会費用	202,218,183
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	2,076,435,508

２．機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

国有財産の使用面積は、1,578.50㎡であります。

1578.50㎡×120,515円＝190,232,928円

⑵　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

国からの出向職員退職給付金は、11,985,255円であります。

損益計算書注記

１．※１　その他の研究業務費のうち主要な費目及び金額

研究業務委託費	191,761,859円
謝金	148,766,360円
データベース経費	109,967,977円

※２　その他の一般管理費のうち主要な費目及び金額

賃借料	148,337,189円
一般業務委託費	115,941,108円

キャッシュ・フロー計算書注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	413,920,968円
資金期末残高	413,920,968円

２．人件費支出には、退職手当及び法定福利費を含んでおります。

金融商品に関する注記

単位：円

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
現金及び預金	413,920,968	413,920,968	0
未収入金	1,057,918	1,057,918	0
未払金	(202,155,265)	(202,155,265)	0

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

１．現金及び預金、未収入金、未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

令和７事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表に関する公告

独立行政法人都市再生機構公告第１号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和７事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細を御覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://www.ur-net.go.jp/）又は事務所にて閲覧してください。

令和８年８月17日

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１
独立行政法人都市再生機構
理事長　石田　　優

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金		63,676,872,576
有価証券		215,000,000,000
業務収入未収金	16,655,494,522	
貸倒引当金	△　80,976,283	16,574,518,239
割賦等譲渡債権	59,739,870,176	
貸倒引当金	△　933,194,927	58,806,675,249
販売用不動産		92,468,763,125
仕掛不動産勘定		224,243,435,994
未成工事支出金		111,628,508
仕掛品		1,538,265,635
前渡金		18,659,994,491
前払費用		1,431,906,630
未収収益		8,135,588
未収金	7,557,252,291	
貸倒引当金	△　24,709,081	7,532,543,210
その他の流動資産		761,979,573
流動資産合計		700,814,718,818
Ⅱ　固定資産		
１　有形固定資産		
建物	4,368,147,460,133	
減価償却累計額	△ 1,645,692,953,743	2,722,454,506,390
構築物	423,048,463,173	
減価償却累計額	△　202,394,479,403	220,653,983,770
機械装置	7,215,377,602	
減価償却累計額	△ 2,988,746,717	4,226,630,885
車両運搬具	112,285,519	
減価償却累計額	△　80,092,036	32,193,483
工具器具備品	48,336,463,585	
減価償却累計額	△　42,312,075,005	6,024,388,580
土地		7,526,705,848,802
建設仮勘定		67,007,454,425
有形固定資産合計		10,547,105,006,335
２　無形固定資産		
借地権		32,493,586,512
ソフトウェア		23,054,875,716
電話加入権		91,552,395
無形固定資産合計		55,640,014,623
３　投資その他の資産		
投資有価証券		1,089,000,000
関係会社株式		90,466,334,471
長期貸付金	2,433,333,316	
貸倒引当金	△　118,774,298	2,314,559,018
破産・更生債権等	17,274,540,679	
貸倒引当金	△　17,221,691,141	52,849,538
前払年金費用		8,891,888,908
敷金・保証金		12,707,196,107
長期前払費用		346,825,514

保険積立金		3,742,648,780	
その他の資産	13,448,705		
貸倒引当金	△ 119,806	13,328,899	
投資その他の資産合計		119,624,631,235	
固定資産合計			10,722,369,652,193
資産合計			11,423,184,371,011
負債の部			
Ⅰ 流動負債			
流動資産見返補助金㈱		27,059,819,757	
預り補助金等㈱		318,971,800	
１年以内償還予定都市再生債券		30,000,000,000	
１年以内返済予定長期借入金		576,898,445,000	
業務費未払金		76,183,781,190	
完成資産未成原価未払金		83,908,509,911	
未払金		2,588,339,986	
未払費用		14,192,455,875	
前受金		92,978,373,296	
預り金		1,338,100,405	
受入保証金		113,140,947,584	
前受収益		100,500,000	
引当金			
賞与引当金	2,959,786,267		
プロジェクト損失引当金	7,003,313,776	9,963,100,043	
その他の流動負債		2,517,781,512	
流動負債合計			1,031,189,126,359
Ⅱ 固定負債			
資産見返負債㈱			
資産見返補助金等	129,234,356,728		
資産見返寄附金	2,159,222,238		
建設仮勘定見返補助金等	613,283,893	132,006,862,859	
長期預り補助金等		1,262,975,800	
都市再生債券		1,035,000,000,000	
長期借入金		7,851,217,612,000	
長期受入保証金		46,686,282,676	
引当金			
退職給付引当金	40,369,695,238		
資産除去債務	3,518,300,283		
その他の固定負債	6,082,256,524		
固定負債合計		9,116,143,985,380	
負債合計			10,147,333,111,739
純資産の部			
Ⅰ 資本金			
政府出資金	986,078,586,200		
地方公共団体出資金	2,000,326,200		
資本金合計		988,078,912,400	
Ⅱ 資本剰余金		58,738,425,596	
Ⅲ 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金㈱	145,932,338,681		
当期未処分利益	2,426,026,741		
（うち当期総利益）	(8,802,201,808)		
利益剰余金合計		148,358,365,422	
Ⅳ 評価・換算差額等			
関係会社株式評価差額金㈱		80,675,555,854	
純資産合計			1,275,851,259,272
負債純資産合計			11,423,184,371,011

㈱ これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ 損益計算書上の費用			
都市再生業務費	75,583,447,679		
賃貸住宅業務費	491,098,975,323		
震災復興業務費	623,495,653		
受託費	13,706,199,785		
一般管理費	20,884,177,702		
財務費用	69,057,541,810		
販売用不動産等評価損	11,428,124,897		
雑損	7,835,239,693		
減損損失	141,347,420,408		
損益計算書上の費用合計		831,564,622,950	
Ⅱ 行政コスト			831,564,622,950

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　経常費用			
都市再生業務費			
役職員給与等	6,537,672,587		
賞与引当金繰入	565,902,645		
退職給付引当金繰入	126,520,481		
プロジェクト損失引当金繰入	7,003,313,776		
管理業務費	11,762,978,537		
譲渡原価	49,550,617,539		
減価償却費	36,442,114	75,583,447,679	
賃貸住宅業務費			
役職員給与等	12,818,184,269		
賞与引当金繰入	1,125,933,596		
退職給付引当金繰入	232,895,447		
管理業務費	334,827,609,787		
譲渡原価	1,592,894,852		
減価償却費	140,486,333,127		
貸倒引当金繰入	15,124,245	491,098,975,323	
震災復興業務費			
役職員給与等	287,201,298		
賞与引当金繰入	25,394,010		
退職給付引当金繰入	5,252,662		
管理業務費	305,647,683	623,495,653	
受託費			
都市再生受託費	2,865,545,739		
震災復興受託費	10,840,654,046	13,706,199,785	
一般管理費			
役職員給与等	4,516,174,454		
賞与引当金繰入	395,682,365		
退職給付引当金繰入	83,538,278		
減価償却費	3,637,165,250		
その他の一般管理費	12,251,617,355	20,884,177,702	
財務費用			
支払利息	68,812,906,146		
債券発行費	243,886,579		
為替差損	745,895		
その他の財務費用	3,190	69,057,541,810	
販売用不動産等評価損			
都市再生資産評価損	9,792,804,001		
賃貸住宅資産評価損	1,635,320,896	11,428,124,897	
雑損		7,835,239,693	
経常費用合計			690,217,202,542
Ⅱ　経常収益			
都市再生業務収入			
整備敷地等譲渡収入	61,796,655,054		
整備敷地等賃貸料収入	21,266,908,557		
施設譲渡収入	5,344,972,015		
施設賃貸料収入	400,495,836		
都市再生諸収入	11,135,809,718	99,944,841,180	
賃貸住宅業務収入			
家賃収入	562,133,175,971		
施設賃貸料収入	39,787,612,379		
共益費収入	29,270,921,527		
整備敷地等譲渡収入	2,357,111,000		
整備敷地等賃貸料収入	4,291,003,878		
賃貸住宅諸収入	13,065,125,319	650,904,950,074	
受託収入			
都市再生受託収入	3,156,078,942		
震災復興受託収入	12,005,826,152	15,161,905,094	
補助金等収益(注)			
国庫補助金収益	18,471,534,596		
地方公共団体補助金等収益	2,582,179,255	21,053,713,851	
寄附金収益(注)		159,215,627	
財務収益			
受取利息	1,008,795,038		
割賦利息収入	1,671,261,307		
配当金収入	1,075,338,230	3,755,394,575	
雑益		505,928,205	
経常収益合計			791,485,948,606
経常利益			101,268,746,064
Ⅲ　臨時損失			
減損損失		141,347,420,408	141,347,420,408
Ⅳ　臨時利益			
固定資産売却益		48,758,594,071	
貸倒引当金戻入益		122,282,081	48,880,876,152
当期純利益			8,802,201,808
当期総利益			8,802,201,808

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産変動計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金			Ⅱ　資本剰余金	Ⅲ　利益剰余金				Ⅳ　評価・換算差額等	純資産合計
	政府出資金	地方公共団体出資金	資本金合計	資本剰余金	前中期目標期間繰越積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益	利益剰余金合計	関係会社株式評価差額金	
当期首残高	1,073,768,624,700	2,000,326,200	1,075,768,950,900	53,413,987,368	150,936,350,681	△　6,376,175,067	—	144,560,175,614	76,807,182,007	1,350,550,295,889
当期変動額										
Ⅰ　資本金の当期変動額										
勘定廃止による減資	△　87,690,038,500	0	△　87,690,038,500	0	0	0	0	0	0	△　87,690,038,500
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額										
非償却資産の取得等に係る補助金の受入	0	0	0	320,426,228	0	0	0	0	0	320,426,228
前中期目標期間繰越積立金からの振替	0	0	0	5,004,012,000	0	0	0	0	0	5,004,012,000
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額										
当期純利益	0	0	0	0	0	8,802,201,808	8,802,201,808	8,802,201,808	0	8,802,201,808
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	△　5,004,012,000	0	0	△　5,004,012,000	0	△　5,004,012,000
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）	0	0	0	0	0	0	0	0	3,868,373,847	3,868,373,847
当期変動額合計	△　87,690,038,500	0	△　87,690,038,500	5,324,438,228	△　5,004,012,000	8,802,201,808	8,802,201,808	3,798,189,808	3,868,373,847	△　74,699,036,617
当期末残高	986,078,586,200	2,000,326,200	988,078,912,400	58,738,425,596	145,932,338,681	2,426,026,741	8,802,201,808	148,358,365,422	80,675,555,854	1,275,851,259,272

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出		△ 93,762,873,889
商品等の原価に算入した利息の支払額		△ 366,440,819
人件費支出		△ 34,434,905,176
その他業務支出		△ 352,248,050,457
受託収入		13,383,764,325
都市再生業務収入		109,075,134,101
賃貸住宅業務収入		653,747,618,730
その他業務収入		19,612,017,004
補助金等収入		30,593,814,151
小計		345,600,077,970
利息及び配当金の受取額		3,754,762,379
利息の支払額		△ 66,764,982,496
業務活動によるキャッシュ・フロー		282,589,857,853
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		△ 936,000,000,000
有価証券の売却による収入		820,000,000,000
有形固定資産の取得による支出		△ 146,074,860,234
有形固定資産の売却による収入		78,147,541,539
貸付金の回収による収入		220,833,332
敷金及び保証金の受入による収入		12,633,438,267
敷金及び保証金の返還による支出		△ 25,565,549,044
その他の投資活動による支出		△ 1,468,158,622
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 198,106,754,762
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
債券の発行による収入		75,000,000,000
債券の償還による支出		△ 45,000,000,000
長期借入れによる収入		500,256,000,000
長期借入金の返済による支出		△ 607,012,988,000
リース債務の返済による支出		△ 2,978,900,469
国庫納付金の支払額		△ 87,690,038,500
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 167,425,926,969
Ⅳ　資金に係る換算差額		△ 822,831
Ⅴ　資金減少額		△ 82,943,646,709
Ⅵ　資金期首残高		143,743,932,804
Ⅶ　資金期末残高		60,800,286,095

利益の処分に関する書類

（令和８年６月29日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			2,426,026,741
当期総利益		8,802,201,808	
前期繰越欠損金	6,376,175,067		
Ⅱ　利益処分額			
積立金	2,426,026,741		2,426,026,741

【注記事項】

重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しています。

残存価額は、１円としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～70年
構築物	３～70年
機械装置	25～70年
車両運搬具	６年
工具器具備品	５～20年

⑵　無形固定資産

無形固定資産のうち、定期借地権については、賃貸借期間で定額法により償却しています。

70年

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）により償却しています。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を０円とする定額法により償却しています。

２　引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

⑵　賞与引当金

役職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の勤務に係る部分を計上しています。

⑶　プロジェクト損失引当金

プロジェクトから生じる損失に備えるため、翌期以降の損失発生見込額を計上しています。

⑷　退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から費用処理することとしています。

役員の退職一時金及び共済年金に係る整理資源については、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

3　有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　関係会社株式

当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額としています。

なお、移動平均法による取得原価との評価差額について、部分純資産直入法により処理しています。

⑵　その他有価証券

時価のないもの　移動平均法による原価法によっています。

4　棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法によっています。

5　収益及び費用の計上基準

当機構の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

⑴　都市再生事業に係る収益

都市再生業務に係る収益は、主に市街地再開発事業、土地区画整理事業等による施設や整備敷地の譲渡収入等であり、顧客との契約に基づき物件を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑵　賃貸住宅事業に係る収益

賃貸住宅業務に係る収益のうち、団地再生事業による整備敷地の売却収入等については、顧客との契約に基づき物件を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、ＵＲ賃貸住宅の家賃収入等の収益認識に関しては、リース取引の会計処理に基づき収益を認識しております。

6　債券発行差額の償却方法

債券の償還期限までの期間で均等償却しています。

7　消費税等の会計処理方法

税込方式によっています。

8　その他

建設期間中の支払利息等の原価算入

支払利息等については、開発期間が２年以上または計画事業費が５億円以上の事業に係るものを取得原価に算入することとし、当事業年度においては、815,005,189円を算入しています。

重要な会計上の見積り

1　会計基準に基づき識別した会計上の見積りの内容を表す項目名

固定資産の減損

2　当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	10,547,105,006,335円
無形固定資産	55,640,014,623円
減損損失	141,347,420,408円

3　会計上の見積りの内容について国民その他の利害関係者の理解に資するその他の情報

⑴　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

「損益計算書関係　２減損損失」に記載のとおりです。

⑵　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の認識の判定及び減損の測定に係る主要な仮定は、事業計画等を基礎とした将来キャッシュ・フロー、正味売却価額の算定に用いる不動産鑑定士が算定した評価額等です。

⑶　翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の事業環境の変化、事業計画の変更等により、減損損失の算定に用いた主要な仮定に変化が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において減損損失が計上される可能性があります。

貸借対照表関係

1　販売用不動産または仕掛不動産勘定から有形固定資産への用途変更による振替額

1,077,590,258円

2　有形固定資産から販売用不動産または仕掛不動産勘定への用途変更による振替額

21,085,370,309円

3　オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料は下記のとおりです。

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料

3,144,305,700円

貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料

4,512,448,342円

4　保証債務の残高

賃貸敷地の譲渡により譲受人に引き継いだ保証金について、その返還債務を保証しているものです。

29,516,869,486円

損益計算書関係

1　受託収入の主な内訳

国及び地方公共団体	14,969,815,115円
その他	192,089,979円
受託収入計	15,161,905,094円

2　減損損失

当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所		減損損失
事業用資産（賃貸住宅）	建物、土地	千葉県他	全82件	136,423,401,206円
事業用資産（その他）	土地	東京都他	全６件	4,769,521,168円
共通資産	建物、土地等	東京都他	全２件	154,498,034円

減損損失の算定にあたって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として管理団地、地区等ごとにグルーピングを行っています。また、特定の事業との関連が明確でない資産については共通資産とし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損損失額は、資産又は資産グループにおいて、損益の継続的なマイナス、市場価格の著しい下落等を減損の兆候とし、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。回収可能価額の算定方法は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額については、主に譲渡契約額又は不動産鑑定士による鑑定評価額を合理的に調整した価額等を使用し、使用価値については、将来キャッシュ・フローを2.5％で割り引いて計算しています。

キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高の貸借対照表科目の内訳

現金及び預金	63,676,872,576円
引出制限付信託預金	△　2,876,586,481円
資金期末残高	60,800,286,095円

行政コスト計算書関係

1　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	831,564,622,950円
自己収入等	△ 819,313,110,907円
機会費用	24,609,968,144円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	36,861,480,187円

2　機会費用の計上方法

⑴　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しています。

⑵　国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

当事業年度の通常の資金調達に係る借入金の約定利率及び債券の表面利率の加重平均を参考に1.900％で計算しています。

⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しています。

退職給付関係

1　採用している退職給付制度の概要

当機構は、役員及び職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しています。

積立型制度として、確定給付企業年金制度を採用しており、非積立型制度として、役員及び職員退職一時金制度並びに共済年金に係る整理資源を採用しています。また、確定給付型のほか、確定拠出型の制度を設けています。

また、役員退職一時金及び共済年金に係る整理資源については、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

2　確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（⑶に掲げられたものを除く。）

期首における退職給付債務	69,570,538,989円
勤務費用	2,211,309,699円
利息費用	1,043,558,085円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 11,186,299,879円
退職給付の支払額	△ 3,427,155,014円
制度加入者からの拠出額	2,760,290円
期末における退職給付債務	58,214,712,170円

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	45,748,377,620円
期待運用収益	914,967,552円
数理計算上の差異の当期発生額	2,852,048,307円
事業主からの拠出額	1,117,769,685円
退職給付の支払額	△ 1,821,775,314円
制度加入者からの拠出額	2,760,290円
期末における年金資産	48,814,148,140円

⑶　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	58,481,747円
退職給付費用	1,952,068円
退職給付への支払額	△ 3,784,061円
期末における退職給付引当金	56,649,754円

⑷　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	28,586,004,886円
年金資産	△ 48,814,148,140円
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 20,228,143,254円
非積立型制度の未積立退職給付債務	29,685,357,038円
小計	9,457,213,784円
未認識数理計算上の差異	18,894,924,277円
未認識過去勤務費用	3,125,668,269円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	31,477,806,330円
退職給付引当金	40,369,695,238円
前払年金費用	△ 8,891,888,908円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	31,477,806,330円

⑸　退職給付に関連する損益

勤務費用	2,211,309,699円
利息費用	1,043,558,085円
期待運用収益	△ 914,967,552円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 951,015,944円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 677,342,335円
簡便法で計算した退職給付費用	1,952,068円
合計	713,494,021円

⑹　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	38％
株式	45％
現金及び預金	0％
その他	17％
合計	100％

⑺　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑻　数理計算上の計算基礎に関する事項

区　分	
割引率	3.0％
長期期待運用収益率	2.0％

3　確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は720,014,130円です。

収益認識

当機構は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報」をご参照ください。なお、当該情報における収益には、顧客との契約から生じる収益に加え、リース取引等に基づく収益等が含まれております。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「５収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約資産及び契約負債の残高等

契約資産	587百万円
契約負債	62,117百万円

契約資産は、受託契約等について、当機構が請求を行っていない工事等の進捗に係る対価です。

契約負債は、譲渡契約等について、顧客から受け取った前受金です。

②　残存履行義務に配分した取引価格

既存の契約から翌事業年度以降に認識することが見込まれる収益の金額に重要性はありません。

重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、360,190,553,404円となっています。

金融商品関係

１　金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金等に限定し、財政融資資金及び金融機関からの借入、都市再生債券の発行等により資金を調達しています。使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に従っています。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、内部規程に基づく債権管理方針に従ってリスク低減を図っています。

２　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。時価には市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、市場価格のない株式等及び重要性の乏しい科目等は次表には含めていません。また、現金及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものは記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　受入保証金	(　113,140)	(　73,397)	(△　39,743)
②　都市再生債券	(　1,065,000)	(　747,233)	(△　317,766)
③　長期借入金	(　8,428,116)	(　7,076,424)	(△　1,351,692)

注）負債に計上されているものは、(　) で示しています。

注１）市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
投資有価証券	1,089
関係会社株式	90,466

注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しています。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①　受入保証金

受入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレート（国債利回り）で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しています。

②　都市再生債券

都市再生債券の時価は、市場価格によって評価しており、レベル２の時価に分類しています。（１年以内償還予定都市再生債券も含む。）

③　長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しています。（１年以内返済予定長期借入金も含む。）

賃貸等不動産関係

当機構は、全国に賃貸住宅（土地を含む。）、賃貸宅地等を有しています。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりです。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
10,745,479	△　195,045	10,550,434	11,241,742

注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注２）当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりです。

取得による増加	63,845百万円
減損損失による減少	141,347百万円

注３）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当機構で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

また、賃貸等不動産に関する令和７事業年度における収益及び費用等の状況は次のとおりです。

（単位：百万円）

賃貸収益（業務収入等）	賃貸費用（業務費等）	その他（減損損失等）
685,986	585,794	92,584

その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第16項の規定に基づき、令和７年４月１日付けで宅地造成等経過勘定を廃止し、当該勘定に所属する権利及び義務を都市再生業務に係る勘定に帰属させております。

なお、宅地造成等経過勘定廃止に伴い、資産の価額が負債の金額を上回る差額に相当する金額のうち国土交通大臣から通知された納付金額については、機構法附則第12条第17項及び独立行政法人都市再生機構法施行令（平成16年政令第160号）附則第７条の規定に基づき国庫に納付しております。

セグメント情報

①　独立行政法人都市再生機構に関する省令第11条に基づき、費用及び収益を区分しています。

（単位：円）

事業の区分	都市再生	賃貸住宅	震災復興	計	共通	合計
Ⅰ　行政コスト						
損益計算書上の費用	101,084,448,427	718,486,007,548	11,994,166,975	831,564,622,950	0	831,564,622,950
行政コスト	101,084,448,427	718,486,007,548	11,994,166,975	831,564,622,950	0	831,564,622,950
Ⅱ　独立行政法人の業務運営に関して						
国民の負担に帰せられるコスト	1,118,377,437	35,763,392,261	△　20,289,511	36,861,480,187	0	36,861,480,187
Ⅲ　事業費用、事業収益及び事業損益						
都市再生業務費						
役職員給与等	6,537,672,587	0	0	6,537,672,587	0	6,537,672,587
賞与引当金繰入	565,902,645	0	0	565,902,645	0	565,902,645
退職給付引当金繰入	126,520,481	0	0	126,520,481	0	126,520,481
プロジェクト損失引当金繰入	7,003,313,776	0	0	7,003,313,776	0	7,003,313,776
管理業務費	11,762,978,537	0	0	11,762,978,537	0	11,762,978,537
譲渡原価	49,550,617,539	0	0	49,550,617,539	0	49,550,617,539
減価償却費	36,442,114	0	0	36,442,114	0	36,442,114
賃貸住宅業務費						
役職員給与等	0	12,818,184,269	0	12,818,184,269	0	12,818,184,269
賞与引当金繰入	0	1,125,933,596	0	1,125,933,596	0	1,125,933,596
退職給付引当金繰入	0	232,895,447	0	232,895,447	0	232,895,447
管理業務費	0	334,827,609,787	0	334,827,609,787	0	334,827,609,787
譲渡原価	0	1,592,894,852	0	1,592,894,852	0	1,592,894,852
減価償却費	0	140,486,333,127	0	140,486,333,127	0	140,486,333,127
貸倒引当金繰入	0	15,124,245	0	15,124,245	0	15,124,245
震災復興業務費						
役職員給与等	0	0	287,201,298	287,201,298	0	287,201,298
賞与引当金繰入	0	0	25,394,010	25,394,010	0	25,394,010
退職給付引当金繰入	0	0	5,252,662	5,252,662	0	5,252,662
管理業務費	0	0	305,647,683	305,647,683	0	305,647,683
受託費						
都市再生受託費	2,865,545,739	0	0	2,865,545,739	0	2,865,545,739
震災復興受託費	0	0	10,840,654,046	10,840,654,046	0	10,840,654,046

一般管理費						
役職員給与等	1,575,764,833	2,858,263,561	82,146,060	4,516,174,454	0	4,516,174,454
賞与引当金繰入	137,011,739	251,436,360	7,234,266	395,682,365	0	395,682,365
退職給付引当金繰入	30,033,158	52,008,737	1,496,383	83,538,278	0	83,538,278
減価償却費	1,162,425,639	2,367,524,905	107,214,706	3,637,165,250	0	3,637,165,250
その他の一般管理費	2,306,042,581	9,614,240,284	331,334,490	12,251,617,355	0	12,251,617,355
財務費用						
支払利息	2,790,906,966	66,021,999,180	0	68,812,906,146	0	68,812,906,146
債券発行費	9,891,528	233,995,051	0	243,886,579	0	243,886,579
為替差損	745,895	0	0	745,895	0	745,895
その他の財務費用	129	3,061	0	3,190	0	3,190
販売用不動産等評価損						
都市再生資産評価損	9,792,804,001	0	0	9,792,804,001	0	9,792,804,001
賃貸住宅資産評価損	0	1,635,320,896	0	1,635,320,896	0	1,635,320,896
雑損	3,959,053	7,831,280,640	0	7,835,239,693	0	7,835,239,693
事　業　費　用　の　計	96,258,578,940	581,965,047,998	11,993,575,604	690,217,202,542	0	690,217,202,542
都市再生業務収入						
整備敷地等譲渡収入	61,796,655,054	0	0	61,796,655,054	0	61,796,655,054
整備敷地等賃貸料収入	21,266,908,557	0	0	21,266,908,557	0	21,266,908,557
施設譲渡収入	5,344,972,015	0	0	5,344,972,015	0	5,344,972,015
施設賃貸料収入	400,495,836	0	0	400,495,836	0	400,495,836
都市再生諸収入	11,135,809,718	0	0	11,135,809,718	0	11,135,809,718
賃貸住宅業務収入						
家賃収入	0	562,133,175,971	0	562,133,175,971	0	562,133,175,971
施設賃貸料収入	0	39,787,612,379	0	39,787,612,379	0	39,787,612,379
共益費収入	0	29,270,921,527	0	29,270,921,527	0	29,270,921,527
整備敷地等譲渡収入	0	2,357,111,000	0	2,357,111,000	0	2,357,111,000
整備敷地等賃貸料収入	0	4,291,003,878	0	4,291,003,878	0	4,291,003,878
賃貸住宅諸収入	0	13,065,125,319	0	13,065,125,319	0	13,065,125,319
受託収入						
都市再生受託収入	3,156,078,942	0	0	3,156,078,942	0	3,156,078,942
震災復興受託収入	0	0	12,005,826,152	12,005,826,152	0	12,005,826,152
補助金等収益						
国庫補助金収益	6,888,064,735	11,583,469,861	0	18,471,534,596	0	18,471,534,596
地方公共団体補助金等収益	2,391,902,770	190,276,485	0	2,582,179,255	0	2,582,179,255
寄附金収益	0	159,215,627	0	159,215,627	0	159,215,627

財務収益						
受取利息	106,821,510	901,631,999	341,529	1,008,795,038	0	1,008,795,038
割賦利息収入	1,591,755,133	79,506,174	0	1,671,261,307	0	1,671,261,307
配当金収入	150,081,116	925,257,114	0	1,075,338,230	0	1,075,338,230
雑益	164,971,052	331,222,605	9,734,548	505,928,205	0	505,928,205
事業収益の計	114,394,516,438	665,075,529,939	12,015,902,229	791,485,948,606	0	791,485,948,606
事業損益	18,135,937,498	83,110,481,941	22,326,625	101,268,746,064	0	101,268,746,064
Ⅳ　臨時損益等						
減損損失	4,825,869,487	136,520,959,550	591,371	141,347,420,408	0	141,347,420,408
臨時損失の計	4,825,869,487	136,520,959,550	591,371	141,347,420,408	0	141,347,420,408
固定資産売却益	1,440,268,497	47,318,325,574	0	48,758,594,071	0	48,758,594,071
貸倒引当金戻入益	122,282,081	0	0	122,282,081	0	122,282,081
臨時利益の計	1,562,550,578	47,318,325,574	0	48,880,876,152	0	48,880,876,152
当期純損益	14,872,618,589	△ 6,092,152,035	21,735,254	8,802,201,808	0	8,802,201,808
当期総損益	14,872,618,589	△ 6,092,152,035	21,735,254	8,802,201,808	0	8,802,201,808

注）事業の区分方法は、下記により行っています。
都市再生→省令第11条第３号
賃貸住宅→省令第11条第１号
震災復興→省令第11条第２号

②　総資産額

（単位：円）

事業の区分	都市再生	賃貸住宅	震災復興	計	共通	合計
総資産	802,922,484,571	10,290,647,286,058	6,780,900,712	11,100,350,671,341	322,833,699,670	11,423,184,371,011

注）共通の項目は、各セグメントに配賦しなかった資産であり、その主なものは現金及び預金、土地です。

（単位：円）

主な資産の内容	都市再生	賃貸住宅	震災復興	計	共通	合計
割賦等譲渡債権	57,258,582,065	1,548,093,184	0	58,806,675,249	0	58,806,675,249
販売用不動産	92,307,519,519	161,243,606	0	92,468,763,125	0	92,468,763,125
仕掛不動産勘定	207,157,651,174	17,085,784,820	0	224,243,435,994	0	224,243,435,994
建物	1,028,016,897	2,713,751,402,372	0	2,714,779,419,269	7,675,087,121	2,722,454,506,390
土地	383,408,137,896	7,128,127,931,315	0	7,511,536,069,211	15,169,779,591	7,526,705,848,802
建設仮勘定	3,968,356,488	63,039,097,937	0	67,007,454,425	0	67,007,454,425

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年８月18日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年８月17日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　青木　由行

記

1　記〔8〕中「令和８年７月14日」を「令和８年８月18日」に改める。

2　別添２中

「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線
箱崎ＪＣＴ・箱崎・浜町（ＥＴＣ）・清洲橋」を

「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線
箱崎ＪＣＴ・箱崎（ＥＴＣ）・浜町（ＥＴＣ）・清洲橋」に、

「都道首都高速９号線
箱崎ＪＣＴ・箱崎・浜町（ＥＴＣ）・清洲橋」を
「都道首都高速９号線
箱崎ＪＣＴ・箱崎（ＥＴＣ）・浜町（ＥＴＣ）・清洲橋」に、

「都道首都高速葛飾江戸川線
平井大橋」を
「都道首都高速葛飾江戸川線
平井大橋（ＥＴＣ）」に、

「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線
大師ＪＣＴ・大師」を

「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線
大師ＪＣＴ・大師（ＥＴＣ）」に、

「横浜市道高速２号線
阪東橋」を
「横浜市道高速２号線
阪東橋（ＥＴＣ）」に、

「川崎市道高速縦貫線
大師ＪＣＴ・大師」を
「川崎市道高速縦貫線
大師ＪＣＴ・大師（ＥＴＣ）」に改める。

3　別添３中

「阪東橋（入口に限る。）」を
「阪東橋（ＥＴＣ）（入口に限る。）」に改める。

税理士登録者公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により令和８年７月22日税理士名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和８年７月22日　日本税理士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
159461	御山　拓弥	159462	村瀬　雅紀
159463	小林　竜	159464	杉本　昂太
159465	池田　将人	159466	森　雅樹
159467	内山　和明	159468	沼賀　理江
159469	平光　俊裕	159470	村田　亮二
159471	大久保貴之	159472	安達　宗幸
159473	村上　進	159474	足達　一樹
159475	髙橋　和也	159476	早田　拓矢
159477	冨永　朋誠	159478	北嶋　詩穂（畠山　詩穂）
159479	島田　誠	159480	内田三代子
159481	羽持　誠	159482	泉　賢士
159483	藤井　珠代	159484	高瀬ゆかり
159485	峯　峯幸	159486	古田せつ子（稲垣せつ子）
159487	秋本　大介	159488	尾崎　一義
159489	芝﨑　連	159490	佐々木貞夫
159491	熊倉　眞二	159492	土屋　尚槻
159493	山上　恭平	159494	松田　桃子
159495	渡邊佳代子	159496	染谷満佐子
159497	境　創大	159498	轟　智春
159499	鈴木実乃里	159500	佐野　寛幸
159501	安藤　京子	159502	野口　正徳
159503	前野　真宏	159504	岩澤　宏樹
159505	内田　令子	159506	田中　一彰
159507	島田　早紀	159508	大泉　智靖
159509	藤野　伸哉	159510	重田　弘美
159511	鈴木　竣介	159512	岡田　郁
159513	五十嵐　央	159514	矢野　未歩
159515	須田　貴行	159516	溝尾　修一
159517	木野恵美子	159518	塩山　侑史
159519	中島　由樹	159520	伊藤　幸大
159521	福嶋　佑大	159522	伊藤　郁也
159523	風間　豪	159524	髙木　奈実
159525	斉藤　三季	159526	牛山　佳子
159527	田口　豊	159528	丸山裕之輔
159529	菊池　良平	159530	赤川　幸忠
159531	堤　由樹	159532	前田　拓
159533	濵口　浩二	159534	森野　禎之
159535	渡邊　広徳	159536	田沼　猛
159537	落合　宣雄	159538	福田　惠一
159539	江崎　敬行	159540	坂入　直樹
159541	倉田　滋	159542	長谷川勝義
159543	田野口浩太	159544	増戸　忍
159545	荒川　直宙	159546	飯塚　康志
159547	伊藤　功憲	159548	竹内　詳子（田中　詳子）
159549	桐渕　紘平	159550	嶋崎　行彦
159551	牧原　秀樹	159552	長谷部桂子（坪田　桂子）
159553	大本　良	159554	杣　大輔
159555	吉村　和仁	159556	大植　彰人
159557	石田　博信	159558	嶋﨑　詠
159559	松本　隆司	159560	陰平ひとみ
159561	初山　京	159562	武澤　葉子
159563	杉本　吉宣	159564	中井　茉利
159565	草野　宏美	159566	隅田　綾乃
159567	池上　竜矢	159568	廣瀬　文乃
159569	馬渕　保行	159570	井阪　光宏
159571	中　喜重	159572	李　泰浩
159573	望月　裕太	159574	岡田　裕正
159575	津田　壮弘	159576	小野　元久
159577	松原　隆純	159578	木口由香子
159579	角　祥平	159580	井上　正崇
159581	櫻井　駿平	159582	石川　和男
159583	山尾　祐介	159584	伊藤　大輔
159585	麻木　幹裕	159586	金　忠黙
159587	山口　弘	159588	栗田　友典
159589	佃　憲明	159590	屋敷　憲久
159591	宮本　星八	159592	朝倉　有文
159593	百々加奈子	159594	長橋　諒
159595	鷲見　博	159596	稲葉　公喜
159597	髙森　亮佑	159598	岩崎　聖子
159599	翠　浩一	159600	山本　剛史

159601　下村　雄太
159603　本保　勝良
159605　伊藤　慎吾
159607　四戸　信太
159609　八巻　亨
159610　井上　拓哉
159611　出合　達也
159612　荒木麻季子
159613　森松　弘則
159614　槇岡　篤志
159615　石井　麻子
159616　安部耕一郎
159617　久野　史隆
159618　大原　倫人
159619　伊波　一成
159620　林　美帆
159621　佐々木　豊
159622　朝倉　弘伸
159623　渡邉　顕
159624　岩住　秀朗
159625　加藤　修
159626　菅野　裕介
159627　鈴木　修三
159628　松江　秀勝
159629　島崎　麻耶
159602　前田　晋
159604　矢島　裕一
159606　西本　山海
159608　山里　拓人

弁理士登録公告

令和８年７月29日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登録	氏名
月日	登録番号
7月29日	24055
登録抹消	藤本ありさ

年月日	登録番号	氏名	事由
登録抹消者なし			

令和８年８月17日　　日本弁理士会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳・推定年齢60歳以上の男性、推定身長155～165cm、着衣、所持品は、灰色フリース、茶色長袖Ｔシャツ、靴、帽子、ライター、煙草

上記の者は、令和８年２月17日午後１時40分頃岩手県久慈市長内町第42地割４番地久慈市営第一魚市場内で発見され、死亡日時は平成28年頃と推定されています。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

令和８年８月17日

岩手県　　久慈市長　中平　均

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、年齢60歳代、身長156cm、中肉、財布１個、携帯電話機１台、運転免許証１通、通帳２通、キャッシュカード５枚、楽天カード１枚、野村證券カード１枚、アコムカード１枚所持

上記の者は、令和８年４月28日午後３時38分頃、東京都板橋区中丸町13番１にて、遺体として発見されたもの。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。保管期間経過後は合葬いたします。心当たりの方は、板橋区役所福祉部福祉総務課までお申し出ください。

令和８年８月17日

東京都　　板橋区長　坂本　健

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内になお、右期間内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

札幌市西区二十四軒三条四丁目六番七号
有限会社ジムポート
清算人　米岡　幸輝

解散公告

当社は、令和八年七月十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

札幌市西区二十四軒三条四丁目六番七号
有限会社キャド札幌
清算人　米岡　幸輝

解散公告

当社は、令和八年七月十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

札幌市白石区菊水三条二丁目四番三号
北海道輸送機工業株式会社
代表清算人　佐藤　忠明

解散公告

当社は、令和八年七月十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

札幌市西区二十四軒三条四丁目六番七号
有限会社ジムポート
清算人　米岡　幸輝

解散公告

当社は、令和八年六月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

青森県下北郡大間町大字大間字大間七六番地二
ＬＢＡ開発株式会社
代表清算人　弁護士　髙田　光洋

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

秋田県秋田市泉中央一丁目三番五四号
株式会社Ｋｉｚｕｎａ
代表清算人　大関　堅一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

秋田県由利本荘市船ヶ台一〇番地四六
有限会社ハート
清算人　三浦慎太郎

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

福島県福島市八島田字琵琶渕四三番地
株式会社紺野会計事務センター
代表清算人　尾形　一二

解散公告

当社は、令和八年七月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

茨城県常総市水海道諏訪町三一一〇－一
メゾンエケイ一階一〇一号室
ＨＡＰＰＹ　ＳＴＯＲＥ合同会社
清算人　ゴーヴァンクエン

解散公告

当社は、令和八年七月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

栃木県宇都宮市問屋町三四二六番地一七
株式会社丸大
代表清算人　大木　宏之

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県高崎市石原町二九二六番地三
有限会社一位商事
清算人　康川ゆり子

解散公告

当社は、令和六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県伊勢崎市若葉町二〇番三号

有限会社北川製**鮨**所

清算人　鈴木　輝久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

埼玉県熊谷市銀座一丁目一一六番地

アジア経営戦略研究所株式会社

代表清算人　中川　邦明

解散公告

当社は、令和八年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

埼玉県さいたま市大宮区土手町三丁目一一五番地

有限会社島田製作所

清算人　島田　達夫

解散公告

当社は、令和六年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

千葉県いすみ市下布施五九〇番地

有限会社フクヤマ総業

清算人　福山　六衛

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

千葉県千葉市中央区新千葉一―七―二

プリメラフィラ株式会社

代表清算人　鶴岡　悠美

解散公告

当社は、令和八年六月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

千葉県八千代市萱田二二三一番地三五ＳＨ

ＡＮＴＩ・Ｇｒｅｅｎ・Ｉ・二〇一号室

株式会社Ｐｏｗｅｒ　Ｂｅａｎ

代表清算人　石坂　淳

解散公告

当社は、令和八年七月二十三日開催の株主総会の決議により令和八年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

千葉県市原市ちはら台東二丁目二〇番地一（二―四〇一号）

株式会社デジオス

代表清算人　道下　亮一

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都江戸川区船堀二丁目四番六―二一〇号

株式会社アジア総合研究所

代表清算人　中西　浩史

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年七月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―八〇七号

西淀川物流一般社団法人

代表清算人　川島　健輔

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区岩本町一丁目八番地一五号

一般財団法人国際技能・技術振興財団

代表清算人　伊藤　庄平

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号

フロンティアカーボン株式会社

代表清算人　井口　貴裕

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都新宿区若葉一―六―一

株式会社マヤテリアルズジャパン

代表清算人　稲村潤一郎

解散公告

当社は、令和八年七月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都世田谷区豪徳寺一丁目三五番一号

ＨＣＪ合同会社

清算人　高橋　久晴

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都八王子市大和田町二丁目二番二一号

サチ・エンタープライズ株式会社

代表清算人　石川　雅巳

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区平河町二丁目六番一号平河町ビル七階　ＩＣＥ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　黒坂　佳美

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社ミッドタウン東京

清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

一般社団法人メトロポリス

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都世田谷区玉川四丁目九番七号

株式会社ＦＩＴ　ＣＲＥＷ

代表清算人　石井　学

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都港区西新橋二丁目六番二号友泉西新橋ビル四Ｆ

特定非営利活動法人消費者生活支援機構

清算人　高田　澪資

解散公告

当社は、令和八年八月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都港区港南二丁目一五番三号

株式会社ソラスト保育総合研究所

代表清算人　家城　悦子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都港区高輪四―二〇―一

株式会社マッケン＆Ｃｏ

代表清算人　井村　航

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

ＬＯＧＯＳ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　早川　晋

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

合同会社ＡＣＺ

清算人　山本　祐紀

解散公告

当法人は、令和八年六月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号野村ビル三二階

特定非営利活動法人ライフニット

清算人　横山　起也

解散公告

当社は、令和八年七月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都台東区小島一丁目一六番七号

有限会社石田工務店

清算人　石田　正美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都国分寺市本町三丁目一番一号Ｗ一六〇二

有限会社デ・ナーダ

清算人　森　眞理

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三Ｆ

ＮＡＬＵ株式会社

代表清算人　木元　豪

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都品川区大崎三丁目五番三号

合同会社ミーノ

清算人　箕輪　剛

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県座間市広野台一丁目二五番一一号

株式会社介護サポートはなみずき

代表清算人　湊　博

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

横浜市港北区新羽町七四一番地の三

有限会社羽黒製作所

清算人　荒木　一義

解散公告

当法人は、令和八年五月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町一三六九―一Ｂ―二〇五

特定非営利活動法人全国ものづくり連絡協議会

清算人　俵谷　泰代

解散公告

当社は、令和八年七月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県足柄上郡大井町上大井三一九番八号

あゆた合同会社

清算人　谷内　真裕

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県相模原市緑区原宿五丁目九番四六号

有限会社細谷商店

清算人　細谷　冬子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県秦野市南矢名二二二三番地の四

東海ビル一一四Ｄ

諾宝株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県横浜市緑区東本郷三丁目四四番一六号

有限会社ななみ商事

代表清算人　鈴木　篤

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県藤沢市高倉二一五四番地

有限会社三井商事

清算人　井出　和昌

解散公告

当社は、令和八年七月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

岐阜市竜田町八丁目九番四

ＭＩＮＡセイコー株式会社

代表清算人　政井　道行

解散公告

当社は、令和八年七月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

岐阜市竜田町八丁目九番四

ＪＡＰＡＮ　ＰＲＥＭＩＵＭ　ＦＯＯＤ

株式会社

代表清算人　政井　道行

解散公告

当社は令和八年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内のお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

静岡県焼津市西小川六丁目一〇番地の四

株式会社八雲精機製作所

代表清算人　福代　有華

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

愛知県名古屋市中区錦三丁目六番三五号

一般社団法人がん研究組織支援センター

代表清算人　堀部　敬三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

名古屋市北区上飯田通一丁目一五番

株式会社流星

代表清算人　村田　貞博

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

愛知県小牧市大字岩崎一二六六番地

有限会社ケイ・コーポレーション

清算人　丹羽　謙治

解散公告

当社は、令和八年七月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

愛知県大府市共和町茶屋四七番地の四七一

ＡＬ　ＮＯＯＲ　ＴＲＡＤＩＮＧ株式会社

代表清算人　アリ・アズマット

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

三重県津市芸濃町椋本七三七五番地

有限会社三濃測量設計

清算人　佐藤　正実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

京都市西京区桂池尻町三七番地の六五

有限会社アクアアルファ

清算人　栁﨑　高次

解散公告

当社は、令和八年七月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪市天王寺区空清町四―一一杉野ビル本館二〇七号室　揚訊ＭＥＴＥＫ株式会社

代表清算人　厳　靖

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪府堺市堺区栄橋町一丁四番一五号

有限会社リーオ高山

清算人　高山　妙子

解散公告

当社は、令和八年八月五日付株主総会決議により令和八年八月十五日をもって解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪市中央区内平野町一丁目三番六号ＪＰＣビル

株式会社日本プロデュースセンター

代表清算人　武　笑美也

解散公告

当社は、令和八年八月五日付株主総会決議により令和八年八月十五日をもって解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪市中央区内平野町一丁目三番六号ＪＰＣビル

株式会社コルトワン

代表清算人　武　笑美也

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪府豊中市蛍池中町三丁目四番五号

株式会社ＤＢＳ

代表清算人　蛭子　健徳

解散公告

当社は、令和八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪府枚方市招提南町一丁目一八番七号

株式会社ペテロ

代表清算人　森山　恵

解散公告

当社は令和八年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪市中央区東心斎橋一丁目三番三―八〇一号

見山創意文化貿易株式会社

代表清算人　刘　慶

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪市生野区新今里三丁目二―一九シャトー第3今里一〇三号室

BUBU合同会社

清算人　ディン・ティ・トゥイ・クイン

解散公告

当社は、令和八年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪市西区立売堀四丁目三番一六号五一〇室

山乗山飲食管理株式会社

代表清算人　費　霊

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

神戸市中央区小野浜町一番四号

有限会社リュクス

清算人　北浦　順子

解散公告

当法人は、令和八年七月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

兵庫県相生市相生三丁目二番六号

特定非営利活動法人あいあいひろば

清算人　柴田　年恒

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

兵庫県宝塚市南ひばりガ丘一丁目一七番一八号

有限会社カキウチ

清算人　玉田みさを

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

兵庫県姫路市東延末三丁目一番地一プレディア姫路一二〇八号室

有限会社テイクオービジネス

清算人　田中　健夫

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

兵庫県加西市野条町三六三番地の四

マチモトスチール有限会社

清算人　待元　裕一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

岡山県倉敷市連島中央五丁目二〇番一一号

有限会社勝屋呉服店

清算人　三宅　勝

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

岡山県笠岡市笠岡四四九五番地

有限会社エダキ

清算人　枝木　邦彦

解散公告

当社は、令和八年七月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

岡山市北区野田屋町三丁目三番三の一四六号

有限会社小川鮮魚店

清算人　小川　博之

解散公告

当社は、令和八年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

岡山市北区野田屋町一丁目三番三―一三二号

有限会社みつめや

清算人　小見山照造

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

広島市中区鶴見町三―二一NCビル四F

株式会社プライムナビゲート

代表清算人　神原　謙治

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

徳島県徳島市一宮町東丁三二〇番地一

テクノジャパン株式会社

代表清算人　戸村　清二

解散公告

当組合は、令和八年七月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

徳島県徳島市南矢三町二丁目八番九号

徳島電気機械協同組合

代表清算人　圓藤　俊人

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

愛媛県新居浜市東雲町二丁目一三番二七号

有限会社トラスト技研

清算人　加藤　久幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

福岡県春日市昇町三丁目二一〇

株式会社萬誠

代表清算人　石川　永実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

福岡県福岡市早良区飯倉三―四六―二〇―四一六

ｔｏｃａｎａｌ株式会社

代表清算人　大下　康裕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

福岡市南区三宅三丁目一六―一八―二一三

株式会社タカセファーマシー

代表清算人　髙瀬　直子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

北九州市八幡西区中の原二丁目一番一一号

筑紫ファクトリー株式会社

代表清算人　藤永　聡

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

北九州市小倉北区青葉二丁目五番一六号

有限会社堀江産業

清算人　入江　幸子

解散公告

当社は、令和八年八月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

大分県豊後大野市三重町市場四二六番地二

有限会社岡部内装

清算人　岡部　康

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

宮崎県日南市星倉三丁目一三番地六

有限会社福尾建設

清算人　福尾　真一

解散公告

当社は令和八年七月三十一日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎三丁目三一番地

株式会社ヨコヤマエンジニアリング

代表清算人　横山　実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

宮崎市橘通東四丁目一番四号河北ビル一階

株式会社ネクスタンダード

代表清算人　有水　勇樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

鹿児島市谷山港三丁目一番地二二

有限会社イートン

清算人　伊藤　公隆

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

鹿児島市上之園町二四番地一四

有限会社柴立不動産

清算人　柴立　俊朗

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年二月五日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県藤岡市中栗須三二七番地

清算法人牛田川除土地改良区

清算人代表　北野　正

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年七月十二日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都小平市花小金井南町三丁目四〇番二号

医療法人社団三樹会

清算人　岩崎　真樹

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年七月三十日東京都知事認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都港区芝浦三丁目九番一号

原町一丁目7番・8番地区防災街区整備

事業組合

代表清算人　正村　弘三

解散公告（第一回）

当公社は、長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

長野県上伊那郡飯島町飯島二五三七番地

飯島町土地開発公社

代表清算人　宮下　寛

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月二十五日開催の社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、令和八年七月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

京都府木津川市山城町上狛東作り道五番地一

医療法人社団柳沢診療所

清算人　柳澤　彌

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月十九日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都中央区銀座六丁目六番一号銀座凧月堂ビル七階

医療法人社団岩垂純一診療所

清算人　岩垂　喜貴

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月七日集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十七日

三重県津市豊が丘二丁目一番二号

豊が丘団地管理組合法人

代表清算人　相坂　民夫

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

東京都新宿区高田馬場四丁目三九番一号　　株式会社シミズオクトホールディングス

代表取締役　清水　太郎

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

田口勝比古　東京都東久留米市前沢三―一―一五

株式の種類及び数

普通株式　一八一〇株

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市下田字牡丹野一〇番地六七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　千葉　治嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

盛岡市大通一丁目六番一九号大通ビル三階

相続財産清算人　弁護士　畠山　将樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市宮城野区原町二丁目九七番地、最後の住所仙台市宮城野区原町二丁目一番二六号

被相続人　亡　皆川　五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

仙台市青葉区中央二丁目二番六号　三井住友銀行仙台ビル五階　弁護士法人作田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　作田　憲護

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市泉町字小山七一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鈴木　文明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

福島県いわき市平字小太郎町四番地の九平小太郎ビル三階　弁護士法人湊法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大堀　和哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市女沼九七一番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　圭介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

茨城県古河市尾崎二三六〇番地

相続財産清算人　司法書士　和野　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘八丁目一〇三番地六七、最後の住所茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘八丁目一〇三番地の六七

被相続人　亡　薊　宏孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所

相続財産清算人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角市十和田山根字長畑三二番地、最後の住所茨城県取手市新取手三丁目三〇番一四号

被相続人　亡　成田　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

茨城県取手市新取手一丁目四番六号アーバンヴィレッジ新取手ビル二〇二　藤の花法律事務所

相続財産清算人　弁護士　荒谷　淑恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県真岡市上大田和六七八番地、最後の住所栃木県真岡市上大田和二七番地

被相続人　亡　武田　ナカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

栃木県真岡市荒町二丁目一〇番地六谷田部ビル二階Ａ室　もおか法律事務所

相続財産清算人　永来　知宙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市菱町三丁目二〇三二番地、最後の住所群馬県桐生市菱町三丁目二〇三一番地

被相続人　亡　安達　修二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県安中市岩井二四七〇―三　戸田ビル一Ｆ西　安中法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小坂　景子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市大前田町四五九番地、最後の住所群馬県前橋市粕川町女渕五九〇番地五五

被相続人　亡　磯田　広志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県前橋市元総社町二丁目六番地二　ラ　イズグレースＡ一〇三　法律事務所わだち

相続財産清算人　弁護士　山本　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市北橘町八崎二九四番地二、最後の住所群馬県渋川市北橘町八崎二一四六番地五

被相続人　亡　片桐　一臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県前橋市南町二―四三―二ＳＫ二一ビルＡ棟六階

相続財産清算人　弁護士　小渕喜代治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市東善町一〇〇番地二四、最後の住所群馬県前橋市東善町一〇〇番地二四

被相続人　亡　南雲　秀貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県前橋市古市町一丁目五〇番地一吉野屋ビル三〇三

相続財産清算人　鈴木　克昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第５期決算公告

令和８年８月17日

石川県加賀市大聖寺八間道65番地かが交流プラザさくら３階加賀市イノベーションセンターインキュベーションルームＮｏ20

かまちょっかい株式会社

代表取締役　金城　拓登

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	12,063
	固定資産	2,432
	合計	14,496
負債及び純資産の部	流動負債	1,880
	固定負債	6,000
	株主資本	6,615
	資本金	200
	利益剰余金	6,415
	その他利益剰余金	6,415
	（うち当期純利益）	(10,530)
	合計	14,496

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市下細井町四四六番地、最後の住所群馬県前橋市下細井町四四六番地五

被相続人　亡　齋藤　順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県前橋市南町三―二一―一四

山岡俊介法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山岡　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区月島一丁目八番地、最後の住所東京都品川区中延一丁目八番七号成幸ホーム

被相続人　亡　横川　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区神田司町二丁目七番地福禄ビル五階クラース東京法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大澤美穂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区亀有二丁目二九番、最後の住所東京都葛飾区新宿六丁目五番一―六一一号

被相続人　亡　中本　蘭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階　光和総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　奥原　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区代官山町一七番、最後の住所東京都渋谷区代官山町一七番三―一〇〇三号

被相続人　亡　伊藤　彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階　田辺総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　伊藤　英之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市下香貫桃郷二五一七番地、最後の住所東京都江東区東砂六丁目四番一八号

被相続人　亡　持田　元子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号新霞が関ビルディング三階　ＣＬＳ日比谷東京法律事務所

相続財産清算人　弁護士　金木　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区平戸一丁目一四二九番地二一、最後の住所横浜市戸塚区平戸一丁目五番一〇号

被相続人　亡　齋藤　良行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県横浜市中区本町一丁目四番地プライムメゾン横濱日本大通三階

相続財産清算人　弁護士　菊地　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央五丁目一二八五番地、最後の住所横浜市旭区今宿一丁目六六番二六号特別養護老人ホーム陽光苑

被相続人　亡　巴　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県横浜市中区海岸通四丁目二三番地マリンビル五階

相続財産清算人　弁護士　伊澤　一美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市善行団地七番、最後の住所神奈川県藤沢市善行団地七番三～五〇六号

被相続人　亡　山本　貴志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階

相続財産清算人　弁護士　桑原　康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市磯子区杉田四丁目四〇番地、最後の住所横浜市磯子区杉田四丁目七番一七号

被相続人　亡　須貝　佳代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県横浜市中区本町三―二四本町中央ビル九階

相続財産清算人　弁護士　狩倉　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市堀西六〇番地六、最後の住所神奈川県秦野市下大槻一一六九番地の二湘南老人ホーム

被相続人　亡　林　光晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県厚木市中町三丁目一番二号ＹＤビル三階　進藤・田村法律事務所

相続財産清算人　弁護士　進藤　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市鵠沼石上一丁目五番四号

ＩＳＭ藤沢三階

相続財産清算人　弁護士　宮下　京介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市鵠沼七四六番地八、最後の住所神奈川県小田原市早川三丁目一七番地の二市営早川住宅一号棟一〇三号室

被相続人　亡　山本　重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月三十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二号ＭＡＮＡＸビル五階

相続財産清算人　弁護士　八木下美帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山一丁目一番地、最後の住所横浜市港北区錦が丘一四番八号

被相続人　亡　吉松　博貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県藤沢市鵠沼石上一丁目五番四号

ＩＳＭ藤沢三階

相続財産清算人　弁護士　宮下　京介

第38期決算公告　令和8年5月29日

宮城県仙台市青葉区大町一丁目4番1号

株式会社エーシーエス

代表取締役　中本　剛志

貸借対照表の要旨（令和8年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	167,737
	固定資産	136,348
	資産合計	304,085
負純資産の債及び部	流動負債	76,580
	固定負債	62,431
	引当金	540
	株主資本	165,074
	資本金	30,000
	利益剰余金	135,074
	利益準備金	2,230
	その他利益剰余金	132,844
	（うち当期純利益）	(20,780)
	負債・純資産合計	304,085

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市坂町六二三番地一一八、最後の住所新潟県村上市坂町六二三番地一一八―六　被相続人　亡　大矢　トシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地　市役所前ビル六階　新潟つばさ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　石井　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市板屋越九八一番地、最後の住所新潟県村上市田端町一番九号　サニーハイツＡ一〇二　被相続人　亡　佐藤　正春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地

相続財産清算人　弁護士法人青山法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市板屋越九八一番地、最後の住所新潟県村上市田端町一番九号　サニーハイツＡ一〇二　被相続人　亡　佐藤　正春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地　市役所前ビル六階　新潟つばさ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　石井　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市富州原町六番地五、最後の住所三重県四日市市富州原町二四番七号　被相続人　亡　栗田　栄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

三重県四日市市九の城町四番二一号フジサワビル二階　長谷部・池田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　池田　仁美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県南牟婁郡御浜町大字志原八一九番地、最後の住所三重県南牟婁郡御浜町大字志原八〇八番地　被相続人　亡　後呂　道代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

三重県津市西丸之内三五番一二号　坪井・中西法律事務所

相続財産清算人　弁護士　若林　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市鶴見区安田四丁目二三番地二〇、最後の住所三重県伊賀市千歳一九九六番地の五〇　被相続人　亡　宮村　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

三重県桑名市寿町三丁目一一番　太平洋桑名ビル六階　伊勢湾総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松井　太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区平尾二丁目五番地、最後の住所大阪市西成区千本北二丁目二三番一八号　被相続人　亡　川田　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪市北区西天満二丁目九番一四号北ビル三号館五〇二号

相続財産清算人　弁護士　冨田　浩也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市常盤町八七番地、最後の住所大阪府守口市大久保町四丁目三六番Ａ―三六号　被相続人　亡　井上　信考

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪市北区中崎西二―一―一　ゼネラルビル三階

相続財産清算人　弁護士　豊田　崇裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県高市郡明日香村大字豊浦五四番地、最後の住所奈良県橿原市栄和町二四番地の二橿原ハイツ二〇六　被相続人　亡　北村　惠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

奈良県桜井市粟殿一〇一六―五ミスビル一階　さくらい法律事務所

相続財産清算人　弁護士　後藤　周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県日高郡日高川町大字和佐七三五番地、最後の住所和歌山県日高郡日高川町大字江川三〇二番地　被相続人　亡　更井　哲生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

事務所和歌山県御坊市湯川町財部六四一番地一二

相続財産清算人　司法書士　戸上　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市吉田四七六七番地、最後の住所岡山県総社市日羽四五四番地　介護老人福祉施設　光憂舘　被相続人　亡　土谷　辰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

岡山県倉敷市西阿知町西原八〇八番地二

相続財産清算人　司法書士　中桐　達雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市木屋平字川上五一三番地、最後の住所徳島県徳島市中前川町五丁目三番地の一アルファステイツ中前川町Ⅲ八〇四号　被相続人　亡　梅津　芽生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

徳島県美馬市脇町字拝原一九七五―三　赤沢ビル二階　弁護士法人大西聡法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松本　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区東池袋二丁目二四八四番地、最後の住所愛媛県宇和島市和霊東町三丁目四番二号　被相続人　亡　山本　孝希

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

愛媛県松山市本町四丁目七番地五

相続財産清算人　司法書士　谷本亜希美

第60期決算公告

令和８年６月23日　福岡県福岡市博多区豊２丁目３番50号

トヨタカローラ博多株式会社

代表取締役社長　久恒　兼孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,450	流動負債	11,828
固定資産	11,553	固定負債	2,423
		負債合計	**14,251**
		株主資本	6,568
		資本金	50
		利益剰余金	6,518
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	6,506
		（うち当期純利益）	（683）
		評価・換算差額等	1,184
		その他有価証券評価差額金	1,184
		純資産合計	**7,752**
資産合計	**22,004**	**負債・純資産合計**	**22,004**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市岡豊町中島九一四番地、最後の住所高知県南国市岡豊町中島九一四番地
被相続人　亡　濵田喜兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十七日
事務所高知市升形一―二二　藤村ビル二階
澤田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　澤田　宗佑

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。
一　対象土地　所在松原市天美東八丁目、地番六四〇番二、地目宅地、地積二六、〇〇平方メートル
二　供託所　大阪法務局堺支局
三　供託番号　令和八年度金第三六〇号
四　供託金額　一、四〇〇、〇〇〇円
五　裁判所　大阪地方裁判所堺支部
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和七年（チ）第一〇号
令和八年八月十七日
堺市堺区中向陽町二丁三番一三号西田司法ビル三階　燈法律事務所
所有者不明土地管理人　和田　香

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。
一　対象土地　熊本県宇城市松橋町曲野字右近田二四八三番一、熊本県宇城市松橋町曲野字右近田二四八八番三、熊本県宇城市松橋町曲野字右近田二四八九番三、熊本県宇城市松橋町曲野字右近田二四九〇番三（共有持分三分の二）
二　供託所　熊本地方法務局宇土支局
三　供託番号　令和八年度金第七九号
四　供託金額　二〇五、九九五円
五　裁判所　熊本地方裁判所
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和七年（チ）第一二号
令和八年八月十七日
熊本市中央区新市街一一番一八号　熊本第一生命ビルディング四階
所有者不明土地管理人　守田　英昭

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。
一　当協会の保証社員である旅行業者
㈠　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業
㈡　登録番号　観光庁長官登録旅行業第九七七号
㈢　氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社サンワールド・ツアーズ　東京都渋谷区神宮前五丁目四九番七号　代表取締役　山内　信
㈣　主たる営業所の所在地　東京都渋谷区神宮前五丁目四九番七号丸岡ビル三階
㈤　旅行業の登録年月日　平成二年七月十日
二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、令和八年七月三十日、旅行業法施行規則第六十条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。
三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千百万円です。
四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。
令和八年八月十七日
東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
一般社団法人日本旅行業協会
代表理事　蝦名　邦晴

第29期決算公告

令和８年８月17日
栃木県宇都宮市下川俣町458番地１
株式会社ジェームス宇都宮
代表取締役　守川　真介

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	341
	固定資産	120
	合計	461
負純資産の債及び部	流動負債	79
	固定負債	18
	株主資本	364
	資本金	50
	利益剰余金	314
	その他利益剰余金	314
	（うち当期純利益）	(14)
	合計	461

第135期決算公告

令和８年６月25日
宮城県気仙沼市魚市場前４番21号
株式会社気仙沼商会
代表取締役　髙橋　正樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,188,077
	固定資産	2,984,301
	合計	5,172,378
負純資産の債及び部	流動負債	2,918,792
	固定負債	978,714
	株主資本	1,274,872
	資本金	45,000
	資本剰余金	271
	資本準備金	271
	利益剰余金	1,229,600
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	1,218,350
	（うち当期純利益）	(15,296)
	合計	5,172,378

第31期決算公告

令和８年６月26日
宮城県亘理郡亘理町逢隈高屋字堂田１―５
Ａｓｔｅｍｏ亘理株式会社
代表取締役　松本　繁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,752,079
	固定資産	750,808
	合計	2,502,886
負純資産の債及び部	流動負債	1,144,149
	固定負債	53,397
	株主資本	1,305,340
	資本金	40,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	1,215,340
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,205,340
	（うち当期純利益）	(135,869)
	合計	2,502,886

第48期決算公告

令和８年８月17日
東京都港区赤坂一丁目12番32号
コスメテックスローランド株式会社
代表取締役　松田　幸助

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	10,514,548
	固定資産	7,261,537
	合計	17,776,085
負純資産の債及び部	流動負債	2,246,653
	賞与引当金	30,000
	固定負債	1,904,119
	退職給付引当金	1,296,000
	株主資本	13,625,312
	資本金	100,000
	利益剰余金	13,525,312
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	13,500,312
	（うち当期純利益）	(838,551)
	合計	17,776,085

第64期決算公告

令和８年６月30日
千葉県市原市姉崎海岸２番地の１
株式会社出光プランテック千葉
代表取締役社長　富樫　清英

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,151,738
	固定資産	6,543
	資産合計	2,158,281
負純資産の債及び部	流動負債	729,329
	固定負債	429,127
	株主資本	999,825
	資本金	15,000
	利益剰余金	984,825
	利益準備金	133,750
	その他利益剰余金	851,075
	（うち当期純利益）	(92,009)
	負債・純資産合計	2,158,281

第59期決算公告

令和８年８月17日
栃木県栃木市大平町横堀1411番地
株式会社大山製作所
代表取締役　大山　輝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	56,538
	固定資産	220,381
	合計	276,919
負純資産の債及び部	流動負債	17,125
	固定負債	294,755
	株主資本	△34,961
	資本金	20,000
	利益剰余金	△54,961
	利益準備金	2,920
	その他利益剰余金	△57,881
	（うち当期純利益）	(2,710)
	合計	276,919

第４期決算公告　令和８年６月26日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

株式会社メディカルコーディネート

代表取締役　滝澤　宏昌

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,508
	資産合計	10,508
負純資産及のび部	流動負債	229
	株主資本	10,279
	資本金	10,000
	利益剰余金	279
	その他利益剰余金	279
	（うち当期純利益）	(453)
	負債・純資産合計	10,508

第９期決算公告　令和８年６月26日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

株式会社ファーマリー

代表取締役　黒宮　健

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,843
	固定資産	0
	資産合計	31,843
負純資産及のび部	流動負債	46
	固定負債	41
	株主資本	31,756
	資本金	10,000
	利益剰余金	21,756
	その他利益剰余金	21,756
	（うち当期純利益）	(318)
	負債・純資産合計	31,843

第20期決算公告　令和８年６月26日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

株式会社ピークウェル

代表取締役　黒宮　健

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	271,088
	固定資産	769
	資産合計	271,857
負純資産及のび部	流動負債	115,127
	固定負債	185,000
	株主資本	△28,268
	資本金	9,000
	利益剰余金	△37,268
	その他利益剰余金	△37,268
	（うち当期純損失）	(75,207)
	負債・純資産合計	271,857

第２期決算公告　令和８年５月26日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

株式会社メディカルコネクト

代表取締役　滝澤　宏昌

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,370
	資産合計	9,370
負純資産及のび部	流動負債	70
	株主資本	9,300
	資本金	10,000
	利益剰余金	△699
	その他利益剰余金	△699
	（うち当期純損失）	(435)
	負債・純資産合計	9,370

第36期決算公告　令和８年６月24日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

ハイブリッジ株式会社

代表取締役　宮本　幸輝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	481,505
	固定資産	196,771
	資産合計	678,276
負純資産及のび部	流動負債	248,324
	賞与引当金	4,387
	固定負債	136,223
	株主資本	293,729
	資本金	90,000
	利益剰余金	203,729
	その他利益剰余金	203,729
	（うち当期純利益）	(153,152)
	負債・純資産合計	678,276

第11期決算公告　令和８年６月26日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

株式会社ＥＰＡＲＫ人間ドック

代表取締役　堤　　幸治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,745
	資産合計	14,745
負純資産及のび部	流動負債	63,398
	賞与引当金	972
	株主資本	△48,652
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,288,982
	資本準備金	813,482
	その他資本剰余金	475,500
	利益剰余金	△1,437,634
	その他利益剰余金	△1,437,634
	（うち当期純損失）	(25,743)
	負債・純資産合計	14,745

第58期決算公告

令和８年８月17日

東京都新宿区揚場町２番24号

株式会社エスケーシー

代表取締役　高槻　りえ

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	863,061
	固定資産	1,209,430
	合計	2,072,492
負純資産及のび部	流動負債	47,385
	固定負債	94,638
	株主資本	1,930,468
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,905,946
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	1,902,946
	（うち当期純利益）	(50,822)
	自己株式	△5,478
	合計	2,072,492

第20期決算公告　令和８年６月30日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

株式会社メディ・ウェブ

代表取締役　堤　　幸治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	354,117
	固定資産	93,991
	資産合計	448,108
負純資産及のび部	流動負債	122,219
	賞与引当金	6,463
	固定負債	0
	株主資本	325,889
	資本金	80,000
	資本剰余金	32,124
	その他資本剰余金	32,124
	利益剰余金	213,764
	その他利益剰余金	213,764
	（うち当期純利益）	(194,858)
	負債・純資産合計	448,108

第２期決算公告　令和８年６月26日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

薬剤師求人転職株式会社

代表取締役　岩城　周平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,177
	資産合計	25,177
負純資産及のび部	流動負債	31,479
	株主資本	△6,302
	資本金	10,000
	利益剰余金	△16,302
	その他利益剰余金	△16,302
	（うち当期純損失）	(14,990)
	負債・純資産合計	25,177

第２期決算公告　令和８年８月17日

東京都墨田区両国三丁目25番５号

ＪＥＩ両国ビル11階

株式会社ハウスワランティ

代表取締役　近澤　和人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	286,612
	固定資産	318,246
	資産合計	604,858
負純資産及のび部	流動負債	310,208
	（賞与引当金）	(6,951)
	固定負債	22,324
	（損害補償引当金）	(18,930)
	株主資本	272,326
	資本金	10,000
	利益剰余金	262,326
	その他利益剰余金	262,326
	（うち当期純利益）	(262,849)
	負債・純資産合計	604,858

第138期決算公告

令和８年７月24日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

株式会社ニシカ

代表取締役　田中　芳郎

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	732,405
	固定資産	447,419
	合計	1,179,824
負純資産及のび部	流動負債	10,405
	固定負債	93,032
	株主資本	1,076,387
	資本金	40,889
	利益剰余金	1,035,497
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,025,497
	（うち当期純利益）	(27,937)
	合計	1,179,824

第４期決算公告

令和８年３月31日

東京都千代田区丸の内一丁目８番３号

丸の内トラストタワー本館20階

LC＆Partners Japan株式会社

代表取締役

ロレンツォ　キャンデルベルガー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,053
	固定資産	1,455
	合計	103,508
負純資産及のび部	流動負債	162,764
	株主資本	△ 59,255
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 64,255
	その他利益剰余金	△ 64,255
	（うち当期純損失）	(13,026)
	合計	103,508

第48期決算公告

令和８年８月17日
東京都港区新橋５丁目27番１号
パークプレイス４階
マーリンク株式会社
代表取締役　ナタリー・セネショ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	119,415,601
	固定資産	50,167,417
	資産合計	169,583,018
負純資債及産のび部	流動負債	91,875,355
	固定負債	28,309,014
	株主資本	49,398,649
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	39,398,649
	その他利益剰余金	39,398,649
	（うち当期純利益）	(9,023,918)
	負債・純資産合計	169,583,018

第7期決算公告

令和８年６月29日
東京都目黒区大橋１丁目６番２号
ＴＯＳＥＮホールディングス株式会社
代表取締役　三科　道利

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	102
	固定資産	1,949
	資産合計	2,051
負純資債及産のび部	流動負債	61
	固定負債	324
	株主資本	1,666
	資本金	1
	資本剰余金	1,520
	その他資本剰余金	1,520
	利益剰余金	146
	その他利益剰余金	146
	（うち当期純利益）	(87)
	負債・純資産合計	2,051

第77期決算公告

令和８年６月29日
東京都目黒区大橋１丁目６番２号
株式会社東京洗染機械製作所
代表取締役　三科　道利

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8,094
	固定資産	1,923
	資産合計	10,017
負純資債及産のび部	流動負債	4,907
	固定負債	1,948
	株主資本	3,163
	資本金	100
	資本剰余金	96
	その他資本剰余金	96
	利益剰余金	2,966
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	2,891
	（うち当期純利益）	(213)
	負債・純資産合計	10,017

第3期決算公告

令和８年７月31日
神奈川県川崎市中原区中丸子13番地２
株式会社Ｇａｌｉｒａｇｅ
代表取締役　森重　真純

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	195,812
	固定資産	7,860
	合計	203,672
負純資債及産のび部	流動負債	50,951
	固定負債	84,959
	株主資本	67,761
	資本金	10,000
	利益剰余金	57,761
	その他利益剰余金	57,761
	（うち当期純損失）	(789)
	合計	203,672

第26期決算公告

令和８年６月19日
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社環
代表取締役　青木　沙織

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	172,896
	固定資産	4,142
	合計	177,039
負純資債及産のび部	流動負債	44,349
	株主資本	132,689
	資本金	10,000
	資本剰余金	71,907
	その他資本剰余金	71,907
	利益剰余金	50,782
	その他利益剰余金	50,782
	（うち当期純利益）	(32,164)
	合計	177,039

第9期決算公告

2026年８月17日
神奈川県横浜市西区
みなとみらい二丁目３番５号
イソムラホールディングス株式会社
代表取締役　磯村　健一

貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	82,991
	固定資産	2,167,177
	合計	2,250,168
負純資債及産のび部	流動負債	1,309
	固定負債	381,739
	株主資本	1,867,120
	資本金	70
	資本剰余金	1,876,624
	利益剰余金	244,214
	その他利益剰余金	244,197
	（うち当期純利益）	(73,742)
	自己株式	△253,788
	合計	2,250,168

第16期決算公告

令和８年８月17日
横浜市戸塚区戸塚町167番地
アックス横浜戸塚209
株式会社ＳＨＩＮＫＩＴＡ
代表取締役　北村真太郎

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,787
	固定資産	51,907
	合計	120,695
負純資債及産のび部	流動負債	34,448
	固定負債	151,748
	株主資本	△ 65,502
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 75,502
	その他利益剰余金	△ 75,502
	（うち当期純損失）	(7,950)
	合計	120,695

第29期決算公告

令和８年８月17日
横浜市西区北幸二丁目５番17号
横浜ＮＳビル504号室
株式会社関東警備システム
代表取締役　北村まり子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	171,592
	固定資産	115,818
	合計	287,411
負純資債及産のび部	流動負債	89,182
	固定負債	217,955
	株主資本	△ 19,726
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 29,726
	その他利益剰余金	△ 29,726
	（うち当期純利益）	(16,705)
	合計	287,411

第170期決算公告

令和８年７月24日
横浜市鶴見区生麦二丁目３－29
株式会社横浜工作所
代表取締役　二宮　一也

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	9,505
	固定資産	1,613
	合計	11,118
負純資債及産のび部	流動負債	6,575
	固定負債	177
	株主資本	4,366
	資本金	50
	利益剰余金	4,324
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	4,312
	（うち当期純利益）	(511)
	自己株式	△8
	合計	11,118

第77期決算公告

令和８年８月17日
岐阜県羽島郡岐南町平島四丁目143番地
株式会社篠田商会
代表取締役　大野　真

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	906,781
	固定資産	588,928
	合計	1,495,709
負純資債及産のび部	流動負債	833,891
	固定負債	12,694
	株主資本	649,124
	資本金	30,000
	利益剰余金	619,124
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	611,624
	（うち当期純利益）	(62,342)
	合計	1,495,709

第10期決算公告

令和８年８月17日
長野県木曽郡木曽町日義3655
木曽舗材株式会社
代表取締役　栗田　智則

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	51,082
	合計	51,082
負純資債及産のび部	流動負債	51,999
	株主資本	△917
	資本金	10,000
	利益剰余金	△10,917
	その他利益剰余金	△10,917
	（うち当期純損失）	(7,317)
	合計	51,082

第22期決算公告

令和８年８月17日
長野市大字北長池1667番地
株式会社炭平本店
代表取締役　鷲澤　幸一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,384
	固定資産	61,877
	合計	164,261
負純資債及産のび部	流動負債	20,964
	固定負債	31,533
	株主資本	111,763
	資本金	56,000
	利益剰余金	55,763
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	45,763
	（うち当期純利益）	(31,333)
	合計	164,261

第 70 期 決 算 公 告

令和８年８月17日
名古屋市天白区植田山５丁目2301番地
昭和土木株式会社
代表取締役　神野　晋也

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,014
	固定資産	1,259
	合計	5,273
負債及び純資産の部	流動負債	1,808
	固定負債	70
	株主資本	3,395
	資本金	99
	利益剰余金	3,295
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	3,270
	（うち当期純利益）	(108)
	合計	5,273

第６期決算公告

令和８年７月21日
岐阜県安八郡神戸町大字末守字長池377－１
株式会社ＫＯＤＡＭＡホールディングス
代表取締役社長　児玉　栄一

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	12,718
	固定資産	11,905
	合計	24,623
負債及び純資産の部	流動負債	10,057
	固定負債	4,579
	株主資本	9,058
	資本金	90
	利益剰余金	8,968
	その他利益剰余金	8,968
	（うち当期純利益）	(1,145)
	その他の包括利益累計額	927
	合計	24,623

第 7 期 決 算 公 告

令和８年８月17日
岐阜県羽島郡岐南町平島四丁目143番地
株式会社エムズホールディングス
代表取締役　大野　　真

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,017
	固定資産	219,402
	合計	251,419
負債及び純資産の部	流動負債	88,233
	固定負債	66,660
	株主資本	96,526
	資本金	1,000
	利益剰余金	95,526
	その他利益剰余金	95,526
	（うち当期純利益）	(20,264)
	合計	251,419

第 34 期決算公告

令和８年８月17日
三重県四日市市末広町８番10号
中部シティフレイト株式会社
代表取締役　木下　　守

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	191,565
	固定資産	171,348
	資産合計	362,914
負債及び純資産の部	流動負債	79,753
	固定負債	38,092
	負債合計	117,845
	株主資本	245,068
	資本金	50,000
	利益剰余金	195,068
	その他利益剰余金	195,068
	（うち当期純利益）	(17,171)
	純資産合計	245,068
	負債・純資産合計	362,914

第 48 期決算公告

令和８年６月16日
愛知県名古屋市西区市場木町390番地
株式会社メニコンネクト
代表取締役　宇佐美淳一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,582,002
	固定資産	8,712,673
	資産合計	13,294,675
負債及び純資産の部	流動負債	2,285,457
	固定負債	4,860,519
	株主資本	6,133,850
	資本金	80,000
	利益剰余金	6,053,850
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	6,033,850
	（うち当期純利益）	(837,824)
	評価・換算差額等	14,849
	負債・純資産合計	13,294,675

第 66 期決算公告

令和８年８月14日
名古屋市中区丸の内三丁目22番１号
中央コンサルタンツ株式会社
代表取締役社長　藤本　博史

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,593
	固定資産	1,509
	合計	6,102
負債及び純資産の部	流動負債	2,519
	固定負債	250
	株主資本	3,332
	資本金	360
	利益剰余金	2,972
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	2,882
	（うち当期純利益）	(196)
	合計	6,102

第 59 期決算公告

令和８年３月25日
大阪府羽曳野市学園前一丁目３番２号
永興サッシュ株式会社
代表取締役　久保三代子

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,194
	固定資産	92,708
	資産合計	93,903
負債及び純資産の部	流動負債	48,003
	負債合計	48,003
	株主資本	45,899
	資本金	12,000
	利益剰余金	33,899
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	28,899
	（うち当期純損失）	(3,195)
	純資産合計	45,899
	負債・純資産合計	93,903

第 38 期決算公告

令和８年６月25日
京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町225藤和ビル２階
株式会社メディカルＪＳＰ
代表取締役　堤　　幸治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,671
	固定資産	106,696
	資産合計	154,367
負債及び純資産の部	流動負債	73,459
	賞与引当金	480
	固定負債	13,245
	株主資本	67,663
	資本金	82,500
	利益剰余金	△14,836
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	△15,436
	（うち当期純損失）	(13,528)
	負債・純資産合計	154,367

第 20 期 決 算 公 告

令和８年８月17日
滋賀県大津市湖城が丘６番１号
滋賀日産自動車株式会社
代表取締役社長　佐藤　典道

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,714,679
	固定資産	1,287,104
	合計	8,001,783
負債及び純資産の部	流動負債	3,661,685
	固定負債	369,056
	株主資本	3,971,042
	資本金	90,000
	資本剰余金	143,849
	利益剰余金	3,737,193
	その他利益剰余金	3,737,193
	（うち当期純利益）	(173,891)
	合計	8,001,783

第 25 期決算公告

令和８年６月18日
兵庫県神戸市長田区松野通三丁目３－３－３階
株式会社モイネットシステム
代表取締役　堤　　幸治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	889,940
	固定資産	2,086,184
	資産合計	2,976,124
負債及び純資産の部	流動負債	571,942
	賞与引当金	12,525
	固定負債	318,951
	株主資本	2,085,231
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,075,231
	その他利益剰余金	2,075,231
	（うち当期純利益）	(235,022)
	負債・純資産合計	2,976,124

第 23 期 決 算 公 告

令和８年８月17日
大阪市中央区大手通一丁目１番２号
株式会社ＮＫサイボウズ
代表取締役　中野　惠司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,427
	固定資産	50,424
	合計	112,851
負債及び純資産の部	流動負債	14,324
	株主資本	98,526
	資本金	10,000
	資本剰余金	49,152
	その他資本剰余金	49,152
	利益剰余金	39,374
	その他利益剰余金	39,374
	（うち当期純利益）	(3,711)
	合計	112,851

第 39 期 決 算 公 告

令和８年７月23日
大阪市西区立売堀１丁目４番12号
株式会社プレテリアテキスタイル
代表取締役社長　佐々木邦彦

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	767,700
	固定資産	136,124
	合計	903,824
負債及び純資産の部	流動負債	494,607
	固定負債	25,850
	株主資本	383,366
	資本金	10,000
	利益剰余金	373,366
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	373,266
	（うち当期純利益）	(49,263)
	合計	903,824

第４期決算公告

令和８年８月17日
広島市中区富士見町11番12号
株式会社瀬戸内ホテルズ
代表取締役　田部井智行

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,060,923
	固定資産	2,212
	繰延資産	239,907
	合計	1,303,043
負純資債及産のび部	流動負債	1,897,151
	固定負債	700,000
	株主資本	△ 1,294,107
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 1,297,107
	その他利益剰余金	△ 1,297,107
	（うち当期純損失）	（848,845）
	合計	1,303,043

第10期決算公告

令和８年８月17日
広島市中区基町10番３号
株式会社せとうちＤＭＯメンバーズ
代表取締役　坂元　浩

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,303
	固定資産	2,932
	合計	29,236
負純資債及産のび部	流動負債	71,170
	固定負債	—
	株主資本	△ 41,933
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 42,933
	その他利益剰余金	△ 42,933
	（うち当期純利益）	（9,220）
	合計	29,236

第10期決算公告

令和８年８月17日
広島市中区基町10番３号
株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション
代表取締役　田部井智行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	315,704
	固定資産	145,456
	合計	461,161
負純資債及産のび部	流動負債	47,460
	株主資本	413,700
	資本金	100,000
	資本剰余金	465,000
	資本準備金	115,000
	その他資本剰余金	350,000
	利益剰余金	△ 151,299
	その他利益剰余金	△ 151,299
	（うち当期純損失）	（46,840）
	合計	461,161

第７期決算公告

令和８年６月９日
東京都千代田区神田駿河台４丁目３番地
日販セグモ株式会社
代表取締役社長　安井　邦好

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,759,516
	固定資産	81,130
	資産合計	1,840,647
負純資債及産のび部	流動負債	1,129,259
	固定負債	3,640
	株主資本	707,748
	資本金	100,000
	資本剰余金	353,662
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	328,662
	利益剰余金	254,085
	（うち当期純利益）	（141,039）
	負債・純資産合計	1,840,647

第９期決算公告

令和８年６月25日
山口県下関市竹崎町４丁目２番36号
地域商社やまぐち株式会社
代表取締役　林　誠二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	341,612
	固定資産	15,552
	有形固定資産	14,223
	無形固定資産	246
	投資その他の資産	1,083
	資産合計	357,164
負純資債及産のび部	流動負債	471,063
	固定負債	91,650
	株主資本	△205,549
	資本金	50,000
	利益剰余金	△255,549
	その他利益剰余金	△255,549
	（うち当期純損失）	（109,762）
	負債・純資産合計	357,164

第５期決算公告

令和８年８月17日
広島市中区富士見町11番12号
株式会社瀬戸内ホテルズ
代表取締役　田部井智行

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,179,687
	固定資産	1,730
	繰延資産	159,938
	合計	1,341,356
負純資債及産のび部	流動負債	1,041,119
	固定負債	1,509,270
	株主資本	△ 1,209,032
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 1,212,032
	その他利益剰余金	△ 1,212,032
	（うち当期純利益）	（85,075）
	合計	1,341,356

第53期決算公告

令和８年６月19日
熊本県玉名郡長洲町名石浜10番地
有明スチールセンター株式会社
代表取締役社長　中島　道成

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,608
	固定資産	503
	合計	2,111
負純資債及産のび部	流動負債	176
	固定負債	26
	株主資本	1,909
	資本金	300
	利益剰余金	1,609
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	1,529
	（うち当期純利益）	（307）
	合計	2,111

第37期決算公告

2026年８月17日
福岡県福岡市西区姪浜駅南一丁目７番１号
株式会社ＦＦＧカード
代表取締役　立花　秀樹

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	16,047,425
	固定資産	481,073
	合計	16,528,498
負純資債及産のび部	流動負債	11,707,019
	固定負債	889,332
	株主資本	3,932,147
	資本金	50,000
	資本剰余金	384,411
	その他資本剰余金	384,411
	利益剰余金	3,497,736
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	3,497,436
	（うち当期純利益）	（152,623）
	合計	16,528,498

第10期決算公告

令和８年６月30日
福岡県福岡市中央区天神三丁目11番20号
株式会社イーディライト
代表取締役　南條　健人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	46,632
	固定資産	2,373
	資産合計	49,006
負純資債及産のび部	流動負債	16,443
	賞与引当金	1,250
	固定負債	0
	株主資本	32,563
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	その他資本剰余金	25,000
	利益剰余金	△17,436
	その他利益剰余金	△17,436
	（うち当期純損失）	（1,300）
	負債・純資産合計	49,006

第12期決算公告

2026年６月25日
埼玉県入間市木蓮寺大字734番地２
首都圏アグリファーム株式会社
代表取締役　水本　達也

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	120,589
	固定資産	557,418
	合計	678,007
負純資債及産のび部	流動負債	112,703
	固定負債	496,000
	株主資本	69,303
	資本金	80,000
	利益剰余金	△10,697
	その他利益剰余金	△10,697
	（うち当期純利益）	（19,024）
	合計	678,007

第38期決算公告

令和８年６月９日
宮城県気仙沼市田谷20番地５
気仙沼環境管理株式会社
代表取締役　椿原　正浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	173,855
	固定資産	15,747
	資産合計	189,603
負純資債及産のび部	流動負債	28,769
	賞与引当金	17,100
	株主資本	160,834
	資本金	10,000
	利益剰余金	160,983
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	158,483
	（うち当期純利益）	（28,508）
	自己株式	△10,149
	負債・純資産合計	189,603

令和７年度決算公告

令和８年６月19日
大阪市西区土佐堀１丁目４－８
日栄ビル603Ｂ号室
特定非営利活動法人日本緩和医療学会
理事長　橋口さおり

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	628,689
	固定資産	1,311
	合計	630,000
負味債財及産びの正部	流動負債	171,065
	負債合計	171,065
	前期繰越正味財産	491,141
	当期正味財産増減額	△ 32,206
	正味財産合計	458,935
	合計	630,000

第 49 期決算公告　2026年８月17日

東京都新宿区西新宿六丁目３番１号

住友不動産ヴィラフォンテーヌ株式会社

代表取締役　小森　智之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,499
	固定資産	9,997
	合計	14,496
負債及び純資産の部	流動負債	7,286
	固定負債	439
	株主資本	6,770
	資本金	50
	利益剰余金	6,720
	その他利益剰余金	6,720
	（うち当期純利益）	(6,133)
	合計	14,496

第 3 期決算公告　令和８年８月17日

東京都千代田区大手町二丁目６番４号

東京海上レジリエンス株式会社

代表取締役　原田　秀美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	938,169
	固定資産	55,263
	資産合計	993,433
負債及び純資産の部	流動負債	170,897
	株主資本	822,536
	資本金	490,000
	資本剰余金	490,000
	資本準備金	490,000
	利益剰余金	△157,463
	その他利益剰余金	△157,463
	（うち当期純損失）	(73,593)
	負債・純資産合計	993,433

(注)　令和８年７月24日掲載の第３期決算公告の訂正

第 22 期決算公告　令和８年６月25日

東京都新宿区西新宿六丁目８番１号

アライアンスパートナーズ株式会社

代表取締役社長　島田　雅史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,024,655
	固定資産	82,269
	資産合計	3,106,924
負債及び純資産の部	流動負債	71,784
	固定負債	19
	株主資本	3,035,120
	資本金	100,000
	資本剰余金	250,000
	利益剰余金	2,685,120
	利益準備金	10,558
	繰越利益剰余金	2,674,562
	（うち当期純利益）	(132,693)
	負債・純資産合計	3,106,924

第 18 期決算公告　2026年８月17日

東京都新宿区西新宿三丁目１番４号

住友不動産ベルサール株式会社

代表取締役　井手　裕一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	16,964
	固定資産	2,124
	合計	19,088
負債及び純資産の部	流動負債	3,528
	固定負債	59
	株主資本	15,501
	資本金	50
	利益剰余金	15,451
	その他利益剰余金	15,451
	（うち当期純利益）	(3,766)
	合計	19,088

第 53 期決算公告　2026年８月17日

東京都新宿区西新宿四丁目15番３号

住友不動産建物サービス株式会社

代表取締役　岡本　和也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	15,983
	固定資産	2,995
	合計	18,978
負債及び純資産の部	流動負債	3,268
	固定負債	112
	株主資本	15,598
	資本金	300
	利益剰余金	15,298
	その他利益剰余金	15,298
	（うち当期純利益）	(1,124)
	合計	18,978

第 46 期決算公告　2026年８月17日

東京都新宿区西新宿二丁目６番１号

住友不動産シスコン株式会社

代表取締役　利根川　智

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	9,362
	固定資産	1,034
	合計	10,396
負債及び純資産の部	流動負債	2,925
	固定負債	283
	株主資本	7,157
	資本金	70
	利益剰余金	7,087
	その他利益剰余金	7,087
	（うち当期純利益）	(747)
	評価・換算差額等	30
	その他有価証券評価差額金	30
	合計	10,396

第 72 期決算公告　2026年８月17日

東京都新宿区西新宿二丁目６番１号

泉レストラン株式会社

代表取締役　饗場　　修

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,433
	固定資産	606
	合計	3,039
負債及び純資産の部	流動負債	575
	固定負債	165
	株主資本	2,298
	資本金	20
	利益剰余金	2,278
	その他利益剰余金	2,278
	（うち当期純利益）	(65)
	合計	3,039

第 28 期決算公告　2026年８月17日

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

住友不動産投資顧問株式会社

代表取締役　堀切　隆史

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1
	固定資産	471
	合計	473
負債及び純資産の部	流動負債	351
	株主資本	121
	資本金	88
	利益剰余金	33
	その他利益剰余金	33
	（うち当期純利益）	(10)
	合計	473

第 40 期決算公告　2026年８月17日

東京都新宿区西新宿三丁目１番４号

住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役　内木場浩二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,714
	固定資産	1,415
	合計	3,129
負債及び純資産の部	流動負債	790
	固定負債	160
	株主資本	2,177
	資本金	50
	利益剰余金	2,127
	その他利益剰余金	2,127
	（うち当期純損失）	(110)
	合計	3,129

第 23 期決算公告　2026年８月17日

東京都新宿区西新宿四丁目32番12号

ステップ・インベストメント株式会社

代表取締役　小泉　　豊

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,581,208
	固定資産	10,000
	合計	1,591,208
負債及び純資産の部	流動負債	214
	株主資本	1,590,994
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,560,994
	その他利益剰余金	1,560,994
	（うち当期純損失）	(1,705)
	合計	1,591,208

第 25 期決算公告　2026年８月17日

東京都新宿区西新宿三丁目１番４号

ステップ・ローン・パートナーズ株式会社

代表取締役　小泉　　豊

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,077
	固定資産	1
	合計	2,078
負債及び純資産の部	流動負債	18
	株主資本	2,059
	資本金	30
	利益剰余金	2,029
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	2,022
	（うち当期純利益）	(32)
	合計	2,078

第 41 期決算公告　2026年８月17日

東京都新宿区西新宿三丁目１番４号

いずみ保険サービス株式会社

代表取締役　高島　　務

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,117
	固定資産	275
	合計	3,393
負債及び純資産の部	流動負債	143
	固定負債	11
	株主資本	3,239
	資本金	10
	利益剰余金	3,229
	その他利益剰余金	3,229
	（うち当期純利益）	(427)
	合計	3,393

第12期決算公告

令和８年８月17日
東京都渋谷区渋谷２―24―12
株式会社ラブグラフ
代表取締役　駒下　純兵

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	208,388
	固定資産	5,826
	資産合計	214,215
負純資債産及のび部	流動負債	219,823
	固定負債	8,007
	負債合計	227,830
	株主資本	△13,615
	資本金	100,000
	利益剰余金	△113,615
	その他利益剰余金	△113,615
	（うち当期純損失）	(30,814)
	純資産合計	△13,615
	負債・純資産合計	214,215

第４期決算公告

2026年８月17日
東京都新宿区四谷一丁目６番１号
ＣＥアセット株式会社
代表取締役　向山　裕介

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,431
	資産合計	38,431
負純資債産及のび部	流動負債	23,356
	株主資本	15,075
	資本金	45,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△44,924
	その他利益剰余金	△44,924
	（うち当期純損失）	(3,229)
	負債・純資産合計	38,431

第33期決算公告

令和８年８月17日
東京都渋谷区円山町３番６号
株式会社ベッコアメ・インターネット
代表取締役　清水　高

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	291,546
	固定資産	23,209
	合計	314,756
負純資債産及のび部	流動負債	190,103
	固定負債	33,980
	株主資本	90,672
	資本金	100,000
	資本剰余金	377,300
	資本準備金	64,525
	その他資本剰余金	312,775
	利益剰余金	△386,628
	その他利益剰余金	△386,628
	（うち当期純損失）	(159,013)
	合計	314,756

第59期決算公告

令和８年８月17日
東京都新宿区上落合三丁目２番４号
扇屋産商株式会社
代表取締役　岡島　弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,140
	固定資産	265,239
	資産合計	300,379
負純資債産及のび部	流動負債	8,983
	固定負債	46,400
	株主資本	244,996
	資本金	35,000
	利益剰余金	245,976
	利益準備金	8,750
	その他利益剰余金	237,226
	（うち当期純利益）	(3,997)
	負債・純資産合計	300,379

第70期決算公告

令和８年８月17日
東京都新宿区上落合三丁目２番４号
扇屋塗料株式会社
代表取締役　岡島　弘

貸借対照表の要旨（令和８年４月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,131,412
	固定資産	1,312,558
	資産合計	4,443,970
負純資債産及のび部	流動負債	2,101,401
	固定負債	100
	株主資本	2,342,469
	資本金	94,000
	利益剰余金	2,283,624
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	2,253,624
	（うち当期純利益）	(102,956)
	負債・純資産合計	4,443,970

第57期決算公告

令和８年６月22日
東京都台東区浅草四丁目30番３号
株式会社スター商事
代表取締役　森本　大

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	311,120
	固定資産	21,103
	合計	332,223
負純資債産及のび部	流動負債	279,059
	固定負債	11,090
	株主資本	42,074
	資本金	24,000
	利益剰余金	18,074
	利益準備金	1,650
	その他利益剰余金	16,424
	（うち当期純利益）	(5,631)
	合計	332,223

第10期決算公告

2026年６月19日
東京都港区六本木一丁目６番１号
Aviation Ventures株式会社
代表取締役　登　輝久

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	702,689
	資産合計	702,689
負純資債産及のび部	流動負債	986
	株主資本	701,702
	資本金	13,000
	資本剰余金	1,405,000
	資本準備金	709,000
	その他資本剰余金	696,000
	利益剰余金	△716,297
	その他利益剰余金	△716,297
	（うち当期純損失）	(1,424)
	負債・純資産合計	702,689

第12期決算公告

2026年６月19日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩ　Ｂｕｙｏｕｔ10株式会社
代表取締役　登　輝久

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	89,982
	資産合計	89,982
負純資債産及のび部	流動負債	1,856,848
	株主資本	△1,766,866
	資本金	0
	利益剰余金	△1,766,866
	その他利益剰余金	△1,766,866
	（うち当期純損失）	(11,953)
	負債・純資産合計	89,982

第27期決算公告

令和８年６月30日
東京都港区虎ノ門三丁目18番19号
株式会社ヴィントナーズ
代表取締役　磯田　道明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	985,873
	固定資産	47,392
	資産合計	1,033,265
負純資債産及のび部	流動負債	818,229
	賞与引当金	12,600
	その他	805,629
	株主資本	215,036
	資本金	10,000
	利益剰余金	211,036
	その他利益剰余金	211,036
	（うち当期純利益）	(10,475)
	自己株式	△6,000
	負債・純資産合計	1,033,265

第３期決算公告

令和８年８月17日
埼玉県鶴ヶ島市富士見６丁目１―１
ナノリソティックス株式会社
代表取締役　阿部猪佐雄

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	167,045	流動負債	15,502
固定資産	5,982	株主資本	157,525
有形固定資産	4,802	資本金	170,000
無形固定資産	1,044	資本剰余金	170,000
投資その他の資産	135	資本準備金	170,000
		利益剰余金	△182,474
		その他利益剰余金	△182,474
		（うち当期純損失）	(59,517)
資産合計	173,028	負債・純資産合計	173,028

第66期決算公告

令和８年８月17日
栃木県宇都宮市駒生二丁目10番28号
ネッツトヨタ栃木株式会社
代表取締役　守川　真介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,519	流動負債	10,613
固定資産	19,708	固定負債	3,754
		株主資本	22,305
		資本金	40
		資本剰余金	2,533
		その他資本剰余金	2,533
		利益剰余金	19,857
		利益準備金	40
		その他利益剰余金	19,817
		（うち当期純利益）	(1,590)
		自己株式	△125
		評価・換算差額等	555
資産合計	37,227	負債・純資産合計	37,227

第 12 期 決 算 公 告

令和８年８月17日

東京都新宿区新宿五丁目２番３号
地盤ネット株式会社
代表取締役　石井　大樹

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,090,654	流動負債	215,539
固定資産	36,814	（賞与引当金）	(18,718)
		固定負債	3,000
		（損害補償引当金）	(3,000)
		株主資本	908,929
		資本金	308,996
		資本剰余金	465,612
		資本準備金	8,996
		その他資本剰余金	456,616
		利益剰余金	134,320
		その他利益剰余金	134,320
		（うち当期純利益）	(2,370)
資産合計	1,127,469	負債・純資産合計	1,127,469

第 36 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　東京都千代田区外神田四丁目14番１号
新日本ブラス株式会社
代表取締役社長　平岡　幸雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,179	流動負債	3,613
固定資産	603	（賞与引当金）	(31)
		固定負債	102
		（退職引当金）	(102)
		株主資本	△977
		資本金	100
		利益剰余金	△1,077
		その他利益剰余金	△1,077
		（うち当期純利益）	(14)
		評価・換算差額等	44
		その他有価証券評価差額金	44
資産合計	2,782	負債・純資産合計	2,782

第 27 期 決 算 公 告

令和８年７月30日
神奈川県相模原市緑区橋本６丁目２番１号
橋本駅北口第一再開発ビル株式会社
代表取締役　飯田　治久

貸借対照表の要旨　（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,000,312	流動負債	140,195
固定資産	1,370,707	固定負債	1,157,255
有形固定資産	200,044	負債合計	1,297,450
無形固定資産	885	株主資本	1,073,569
投資その他の資産	1,169,778	資本金	248,000
		利益剰余金	825,569
		利益準備金	3,323
		その他利益剰余金	822,246
		（うち当期純利益）	(29,744)
		純資産合計	1,073,569
資産合計	2,371,019	負債・純資産合計	2,371,019

第 129 期 決 算 公 告

2026年８月17日
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目３番５号
磯村産業株式会社
代表取締役　磯村　健一

貸借対照表の要旨　（2026年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	324,811	流動負債	79,864
固定資産	2,460,877	固定負債	4,159
		株主資本	2,701,665
		資本金	100,000
		資本剰余金	276
		利益剰余金	2,636,969
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,611,969
		（うち当期純利益）	(195,567)
		自己株式	△35,580
資産合計	2,785,688	負債・純資産合計	2,785,688

第 2 期 決 算 公 告

令和８年８月17日
神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番48号
むつみビル３階
株式会社YD－Plants
代表取締役　山下　大地

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,013,326	流動負債	521,235
固定資産	3,180,861	固定負債	6,145,869
繰延資産	90,000	株主資本	617,083
		資本金	9,000,000
		資本剰余金	8,000,000
		資本準備金	8,000,000
		利益剰余金	△16,382,917
		その他利益剰余金	△16,382,917
		（うち当期純損失）	(15,379,454)
資産合計	7,284,187	負債・純資産合計	7,284,187

令 和 7 年 度 決 算 公 告

令和８年８月17日　横浜市港北区新横浜三丁目17番地６
日本エスケイエフ株式会社
代表取締役　岡田　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,654	流動負債	2,157
固定資産	834	（変動賞与引当金）	(62)
有形固定資産	683	（有給休暇引当金）	(52)
投資その他の資産	150	固定負債	236
		（退職給付引当金）	(236)
		株主資本	3,094
		資本金	486
		資本剰余金	373
		資本準備金	371
		その他資本剰余金	2
		利益剰余金	2,234
		その他利益剰余金	2,234
		（うち当期純利益）	(1,681)
資産合計	5,488	負債・純資産合計	5,488

第 21 期 決 算 公 告

2026年６月25日　静岡県牧之原市坂口3336番地４
富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　榛葉　章良

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,267,105	流動負債	460,248
固定資産	1,651,805	（賞与引当金）	(40,200)
		固定負債	65,795
		株主資本	2,392,866
		資本金	496,075
		資本剰余金	1,342,270
		資本準備金	336,075
		その他資本剰余金	1,006,195
		利益剰余金	554,521
		その他利益剰余金	554,521
		（うち当期純利益）	(15,230)
資産合計	2,918,911	負債・純資産合計	2,918,911

第 48 期 決 算 公 告

令和８年８月17日
新潟市中央区出来島一丁目６番１号
株式会社本間調剤薬局
代表取締役　佐藤　一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	227,209	流動負債	198,209
固定資産	218,682	固定負債	45,264
繰延資産	179	株主資本	202,597
		資本金	10,000
		資本剰余金	2,901
		資本準備金	2,901
		利益剰余金	189,707
		利益準備金	3,150
		その他利益剰余金	186,557
		（うち当期純利益）	(11,175)
		自己株式	△ 11
資産合計	446,070	負債・純資産合計	446,070

第 82 期 決 算 公 告

2026年８月17日　大阪市北区西天満四丁目11番29号
大東電材株式会社
代表取締役社長　土田　高志

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,179	流動負債	2,131
固定資産	13,808	固定負債	225
		負債合計	**2,356**
		株主資本	20,632
		資本金	100
		資本剰余金	704
		利益剰余金	21,634
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	21,533
		（うち当期純利益）	（770）
		自己株式	△ 1,807
		純資産合計	**20,632**
資産合計	**22,988**	**負債・純資産合計**	**22,988**

第 89 期 決 算 公 告

令和８年８月17日　滋賀県甲賀市水口町宇川37番地１
白井松新薬株式会社
代表取締役社長　安藤　芳彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	762,828	流動負債	130,831
固定資産	366,291	（うち賞与引当金）	（16,212）
		固定負債	2,576
		負債の部合計	**133,407**
		株主資本	995,712
		資本金	96,000
		利益剰余金	1,408,128
		利益準備金	24,000
		その他利益剰余金	1,384,128
		（うち当期純利益）	（111,882）
		自己株式	△508,416
		純資産の部合計	**995,712**
資産合計	**1,129,119**	**負債・純資産合計**	**1,129,119**

第 49 期 決 算 公 告

2026年８月17日　東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
泉カントリー倶楽部株式会社
代表取締役　竹村　信昭

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	186	流動負債	7,116
固定資産	8,640	固定負債	1,836
		株主資本	△1,565
		資本金	90
		資本剰余金	10
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	△1,665
		その他利益剰余金	△1,665
		評価・換算差額等	1,440
		その他有価証券評価差額金	1,440
		（うち当期純利益）	（13）
資産合計	**8,827**	**負債・純資産合計**	**8,827**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年８月17日　北海道稚内市大字声問村字恵北754番地38
株式会社天北エナジー
代表取締役　齋藤桂一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,908,860	流動負債	556,568
固定資産	4,995,944	固定負債	5,092,155
有形固定資産	4,378,554	株主資本	933,978
無形固定資産	75,000	資本金	101,000
投資その他の資産	542,389	資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	822,978
		その他利益剰余金	807,728
		利益準備金	15,250
		（うち当期純利益）	（602,731）
		評価・換算差額等	322,102
		繰延ヘッジ損益	322,102
資産合計	**6,904,804**	**負債・純資産合計**	**6,904,804**

第 26 期 決 算 公 告

2026年６月19日　東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩキャピタル株式会社
代表取締役　丸山　紘治

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	1,695,358,207	流動負債	65,202,720
固定資産	1,411,328,603	株主資本	2,943,222,096
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	297,712,635
		資本準備金	112,906,497
		その他資本剰余金	184,806,138
		利益剰余金	2,635,509,461
		その他利益剰余金	2,635,509,461
		（うち当期純利益）	（47,779,890）
		評価・換算差額等	98,261,994
		その他有価証券評価差額金	98,261,994
資産合計	**3,106,686,810**	**負債・純資産合計**	**3,106,686,810**

第 55 期 決 算 公 告

2026年６月18日　東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩ－ＨＩＫＡＲＩ　Ｐ．Ｅ．株式会社
代表取締役　登　輝久

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	325,542	流動負債	327
固定資産	0	固定負債	0
		株主資本	325,215
		資本金	10,000
		資本剰余金	310,614
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	300,614
		利益剰余金	4,601
		その他利益剰余金	4,601
		（うち当期純損失）	（3,031）
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	**325,542**	**負債・純資産合計**	**325,542**

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　東京都千代田区麹町５丁目４番地
中南米工営株式会社
代表取締役社長　下坂　雅信

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,096	流動負債	4,988
固定資産	480	固定負債	0
		株主資本	1,588
		資本金	490
		資本剰余金	447
		資本準備金	447
		利益剰余金	774
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	761
		（うち当期純利益）	（128）
		自己株式	△123
資産合計	**6,576**	**負債・純資産合計**	**6,576**

第 11 期 決 算 公 告

2026年６月19日　東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩ　Ｖｅｎｔｕｒｅｓ　Ｔｗｏ株式会社
代表取締役　中野　幸二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	32,953,570	流動負債	2,559,859
固定資産	46,490,200	固定負債	16,137
		株主資本	72,729,763
		資本金	10,000
		資本剰余金	90,992,000
		資本準備金	45,501,000
		その他資本剰余金	45,491,000
		利益剰余金	△18,272,236
		その他利益剰余金	△18,272,236
		（うち当期純損失）	（3,352,306）
		評価・換算差額等	4,138,012
		その他有価証券評価差額金	4,138,012
資産合計	**79,443,771**	**負債・純資産合計**	**79,443,771**

第 13 期 決 算 公 告

令和８年８月17日

茨城県鹿嶋市光３番地
鹿島パワー株式会社
代表取締役　伊藤　敬章

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,567	流動負債	14,884
固定資産	43,334	固定負債	11,850
		負債合計	**26,735**
		株主資本	23,244
		資本金	12,500
		資本剰余金	12,500
		資本準備金	12,500
		利益剰余金	△1,755
		その他利益剰余金	△1,755
		評価・換算差額等	△79
		繰延ヘッジ損益	△79
		純資産合計	**23,165**
資産合計	**49,901**	**負債・純資産合計**	**49,901**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	44,482
売上原価	43,876
売上総利益	606
販売費及び一般管理費	432
営業利益	173
営業外収益	3
営業外費用	170
経常利益	5
税引前当期純利益	5
法人税、住民税及び事業税	29
当期純損失	23

第 5 期 決 算 公 告

2026年６月15日

東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩ大学発ベンチャー育成支援株式会社
代表取締役　後藤　健

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,870
	固定資産	722
	資産合計	**26,593**
負債及び純資産の部	流動負債	11,011
	株主資本	15,581
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	5,581
	その他利益剰余金	5,581
	（うち当期純利益）	(1,975)
	負債・純資産合計	**26,593**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年８月17日

岩手県岩手郡雫石町長山狼沢11番地１
株式会社公楽開発
代表取締役　山田　栄作

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,272,517,060
	固定資産	3,521,314,606
	繰延資産	1,638,892
	資産合計	**4,795,470,558**
負債及び純資産の部	流動負債	3,644,379,311
	固定負債	311,259,051
	株主資本	839,832,196
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	834,832,196
	利益準備金	1,250,000
	その他利益剰余金	833,582,196
	（うち当期純利益）	(19,715,603)
	負債・純資産合計	**4,795,470,558**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十七日

岩手県岩手郡雫石町長山狼沢一一番地一
（甲）株式会社公楽開発
代表取締役　山田　栄作

岩手県岩手郡雫石町長山狼沢一一番地一
（乙）有限会社三炯公楽
代表取締役　山田　栄作

第１期決算公告

令和８年８月17日

東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
ダイヤモンドエナジーストレージ１号株式会社
代表取締役社長　前田　篤宏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,808
	繰延資産	6,198
	合計	**8,006**
負債及び純資産の部	流動負債	5,392
	株主資本	2,613
	資本金	1,500
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	△386
	その他利益剰余金	△386
	（うち当期純損失）	(386)
	合計	**8,006**

第 75 期 決 算 公 告

令和８年８月17日

茨城県神栖市波崎6437番地
光和デリカ株式会社
代表取締役　吉田　幸児

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	509,269
	固定資産	846,256
	合計	**1,355,525**
負債及び純資産の部	流動負債	1,599,295
	固定負債	4,340
	株主資本	△248,109
	資本金	10,000
	資本剰余金	70,000
	その他資本剰余金	70,000
	利益剰余金	△328,109
	その他利益剰余金	△328,109
	（うち当期純損失）	(129,103)
	合計	**1,355,525**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円、資本準備金の額を三千五百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額致しますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

効力発生日は、令和八年九月二十日であり、令和八年七月三十一日付株主総会決議により承認を受けております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

茨城県神栖市波崎六四三七番地
代表取締役　光和デリカ株式会社
吉田　幸児

第 1 期 決 算 公 告

令和８年８月17日

東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社オビト
代表取締役　田島　宝人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,000
	合計	**10,000**
負債及び純資産の部	流動負債	3,128
	株主資本	6,871
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△3,128
	その他利益剰余金	△3,128
	（うち当期純損失）	(3,128)
	合計	**10,000**

第 64 期決算公告

令和８年８月17日

群馬県桐生市巴町二丁目１番地２
三立企業株式会社
代表取締役　赤石　知大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	482,351
	固定資産	1,192,431
	合計	**1,674,782**
負債及び純資産の部	流動負債	175,154
	固定負債	740,284
	株主資本	759,343
	資本金	60,000
	利益剰余金	699,343
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	684,343
	（うち当期純損失）	(26,660)
	合計	**1,674,782**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五千万円とし、減少額一千万円は全額資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月二十四日であり、株主総会の決議は、令和八年八月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

群馬県桐生市巴町二丁目一番地二
三立企業株式会社
代表取締役　赤石　知大

第１期決算公告

令和８年６月24日

東京都東村山市美住町２―10―１
株式会社商工中金ＭＩＲＡＩハーベスト
代表取締役　池田　愛美（小池　愛美）

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	23,853,661
	固定資産	3,392,142
	繰延資産	160,976
	資産合計	**27,406,779**
負債及び純資産の部	流動負債	2,751,836
	株主資本	24,654,943
	資本金	15,000,000
	資本剰余金	15,000,000
	資本準備金	15,000,000
	利益剰余金	△5,345,057
	その他利益剰余金	△5,345,057
	（うち当期純損失）	(5,345,057)
	負債・純資産合計	**27,406,779**

第８期決算公告

令和８年８月17日

東京都渋谷区恵比寿一丁目８番４号

株式会社イマーシブ

代表取締役　牧野　磨澄

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	154
	固定資産	18
	合計	172
負債及び純資産の部	流動負債	98
	株主資本	74
	資本金	3
	利益剰余金	71
	その他利益剰余金	71
	（うち当期純利益）	(53)
	合計	172

第37期決算公告

令和８年８月17日

千葉市美浜区新港222番地11

株式会社新港クリーニング

代表取締役　橋口　和生

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	309,422
	固定資産	548,357
	資産合計	857,780
負債及び純資産の部	流動負債	41,036
	固定負債	50,000
	株主資本	766,743
	資本金	3,000
	利益剰余金	763,743
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	762,993
	（うち当期純利益）	(47,259)
	負債・純資産合計	857,780

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十三日

掲載頁　一〇八頁（号外第一五六号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月十七日

千葉県八街市東吉田五七三番地六

代表取締役（甲）株式会社白光舎　橋口　和生

千葉市美浜区新港二二二番地一一

（乙）株式会社新港クリーニング

代表取締役　橋口　和生

第45期決算公告

令和８年８月17日

東京都江東区新木場二丁目６番１号

株式会社ティー・ピー・シー

代表取締役　山下　裕二

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	143
	固定資産	862
	合計	1,005
負債及び純資産の部	流動負債	64
	固定負債	27
	株主資本	914
	資本金	50
	利益剰余金	984
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	972
	（うち当期純利益）	(2)
	自己株式	△120
	合計	1,005

第60期決算公告

令和８年８月17日

東京都足立区千住曙町37番33号

株式会社カクシンライフ

代表取締役　柳　慎太郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	439,486
	固定資産	1,363,969
	繰延資産	280
	合計	1,803,736
負債及び純資産の部	流動負債	103,576
	固定負債	1,251,584
	株主資本	448,576
	資本金	20,000
	利益剰余金	428,576
	利益準備金	5,000
	繰越利益剰余金	423,576
	（うち当期純利益）	(22,533)
	合計	1,803,736

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社カクシンライフ（本店：東京都足立区千住曙町三七番三三号）に対して当社の住設・ガスサービス事業、飲料水販売事業に関する権利義務を承継し、同日付で商号を株式会社カクシンホールディングスへ変更することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

東京都足立区千住曙町三七番三三号

株式会社カクシンライフ

代表取締役　柳　慎太郎

第73期決算公告

令和８年８月17日

東京都江東区新木場二丁目６番１号

木村物産株式会社

代表取締役　山下　裕二

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	430
	固定資産	481
	合計	911
負債及び純資産の部	流動負債	143
	固定負債	399
	株主資本	368
	資本金	50
	利益剰余金	318
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	306
	（うち当期純利益）	(16)
	合計	911

第４期決算公告

令和８年８月17日

東京都港区虎ノ門一丁目13番４号

ＯＫＢＬジャパン株式会社

代表取締役　梁　静　妍

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	945,184
	固定資産	6,010
	合計	951,195
負債及び純資産の部	流動負債	995,657
	株主資本	△44,461
	資本金	100,000
	資本剰余金	99,000
	資本準備金	99,000
	利益剰余金	△243,461
	その他利益剰余金	△243,461
	（うち当期純損失）	(204,698)
	合計	951,195

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

東京都港区虎ノ門一丁目一三番四号

ＯＫＢＬジャパン株式会社

代表取締役　梁　静　妍

第31期決算公告

令和８年８月17日

神奈川県平塚市中原一丁目25番８号

メビオール株式会社

代表取締役　吉岡　浩

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	431,600
	固定資産	866
	資産合計	432,467
負債及び純資産の部	流動負債	12,012
	固定負債	9,324
	株主資本	411,130
	資本金	94,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	302,130
	その他利益剰余金	302,130
	（うち当期純損失）	(83,209)
	負債・純資産合計	432,467

第56期決算公告

令和８年８月17日

東京都中野区野方四丁目44番11号

株式会社登栄不動産

代表取締役　窪寺　伸浩

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,430
	固定資産	22,989
	合計	30,420
負債及び純資産の部	流動負債	6,560
	固定負債	17,572
	株主資本	6,287
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,712
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	△4,412
	（うち当期純損失）	(921)
	合計	30,420

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kubodera.co.jp/

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月十七日

東京都中野区野方四丁目四四番一〇号

代表取締役（甲）クボデラ株式会社　窪寺　伸浩

東京都中野区野方四丁目四四番一一号

（乙）株式会社登栄不動産

代表取締役　窪寺　伸浩

第30期決算公告

令和８年８月17日
神奈川県横須賀市佐原三丁目４番22号
株式会社道
（旧商号：有限会社道）
代表取締役　高梨　明美

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	67,562,157
	固定資産	29,099,169
	合計	96,661,326
負債及び純資産の部	流動負債	23,857,507
	固定負債	108,587,936
	株主資本	△35,784,117
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△38,784,117
	その他利益剰余金	△38,784,117
	（うち当期純利益）	(2,169,706)
	合計	96,661,326

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十七日
神奈川県横須賀市佐原三丁目四番二二号
代表取締役（甲）株式会社道
神奈川県横須賀市佐原三丁目四番二二号
代表取締役　高梨　明美
（乙）有限会社城北土地建物
取締役　高梨　明美

第36期決算公告

令和８年６月24日
神奈川県横須賀市夏島町１番地
株式会社日産アーク
代表取締役社長　熊本　　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,711
	固定資産	1,443
	合計	3,154
負債及び純資産の部	流動負債	362
	固定負債	22
	退職給付引当金	18
	役員退職慰労引当金	4
	株主資本	2,770
	資本金	400
	利益剰余金	2,370
	（その他利益剰余金）	(2,272)
	（うち当期純利益）	(66)
	合計	3,154

第65期決算公告

令和８年８月17日
静岡県富士市松岡245番地の１
株式会社鈴木鉄工所
代表取締役　鈴木　　徹

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,757
	固定資産	11,452
	合計	20,210
負債及び純資産の部	流動負債	25,390
	株主資本	△5,180
	資本金	3,000
	利益剰余金	△8,180
	その他利益剰余金	△8,180
	（うち当期純利益）	(96)
	合計	20,210

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十七日
静岡県富士市松岡二四五番地の一
代表取締役（甲）株式会社鈴木鉄工所
静岡県富士市松岡二四五番地の一
代表取締役　鈴木　　徹
（乙）有限会社旭化学工業
代表取締役　鈴木　　榮

第60期決算公告

令和８年７月15日
神奈川県川崎市川崎区中瀬３丁目20番５号
株式会社キムラ・エッチング
代表取締役社長　木村　千尋

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	57
	固定資産	97
	資産合計	155
負債及び純資産の部	流動負債	22
	固定負債	2
	株主資本	130
	資本金	60
	資本剰余金	44
	資本準備金	44
	利益剰余金	25
	その他利益剰余金	25
	（うち当期純利益）	(3)
	負債・純資産合計	155

第40期決算公告

令和８年８月17日
愛知県蒲郡市水竹町下沖田10番地４
株式会社近藤鐵工所
代表取締役　近藤　昌泰

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	965,518
	固定資産	2,404,884
	合計	3,370,403
負債及び純資産の部	流動負債	265,850
	固定負債	2,215,964
	株主資本	888,588
	資本金	20,000
	利益剰余金	868,588
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	866,588
	（うち当期純利益）	(60,134)
	合計	3,370,403

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産・総務経理及び製品開発事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月十七日
愛知県蒲郡市水竹町下沖田一〇番地四
（甲）株式会社近藤ホールディングス
代表取締役　近藤　昌泰
愛知県蒲郡市水竹町下沖田一〇番地四
（乙）株式会社近藤鐵工所
代表取締役　近藤　昌泰

第17期決算公告

令和８年８月17日
沖縄県名護市字喜瀬1343番地１
株式会社ホスピタリティシステムズ
代表取締役　中金　春樹

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,303,345
	固定資産	14,436
	投資その他の資産	1,000
	合計	1,318,781
負債及び純資産の部	流動負債	217,275
	固定負債	505,000
	株主資本	596,505
	資本金	10,000
	資本剰余金	595,637
	資本準備金	595,637
	利益剰余金	△9,131
	その他利益剰余金	△9,131
	（うち当期純利益）	(3,429)
	合計	1,318,781

第49期決算公告

令和８年８月17日
愛知県豊橋市花田町字荒木108番地
株式会社三愛ケミカル
代表取締役　杉本　　匡

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	128,703
	固定資産	34,159
	合計	162,863
負債及び純資産の部	流動負債	120,474
	固定負債	16,317
	株主資本	26,070
	資本金	20,000
	利益剰余金	6,070
	その他利益剰余金	6,070
	（うち当期純利益）	(3,004)
	合計	162,863

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載の官報掲載の日付　令和八年三月十一日
掲載頁　九十六頁（号外第五十号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月十七日
愛知県半田市住吉町三丁目三四番地
代表取締役（甲）株式会社榊原
愛知県豊橋市花田町字荒木一〇八番地
代表取締役　榊原　卓哉
（乙）株式会社三愛ケミカル
代表取締役　杉本　　匡

第17期決算公告

令和８年８月17日
沖縄県名護市字喜瀬1343番地１
株式会社ホスピタリティシステムズ沖縄
代表取締役　中金　春樹

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	45,177
	固定資産	673
	合計	45,850
負債及び純資産の部	流動負債	39,066
	固定負債	2,393
	株主資本	4,390
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,390
	その他利益剰余金	3,390
	（うち当期純利益）	(3,532)
	合計	45,850

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千百三万円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年七月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

名古屋市中区正木四丁目八番一二号

ＴＭＴ谷牧田株式会社

代表取締役　角田　稔

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,760
	固定資産	874
	合計	25,634
負債及び純資産の部	流動負債	4,689
	固定負債	24,536
	株主資本	△3,592
	資本金	131,030
	利益剰余金	△134,622
	その他利益剰余金	△134,622
	（うち当期純利益）	（1,264）
	合計	25,634

第１期決算公告　令和８年８月17日

東京都文京区湯島三丁目19番11号

一般社団法人ネイルウェルビーイング協会

代表理事　川島　眞

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	840,993
	固定資産	—
	合計	840,993
負債及び正味財産の部	流動負債	—
	固定負債	—
	負債合計	—
	指定正味財産	—
	一般正味財産	840,993
	正味財産合計	840,993
	合計	840,993

第９期決算公告　令和８年７月29日

札幌市北区北11条西４丁目１番８号

株式会社北海道近代設計

代表取締役　市川　竜也

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	703,532
	固定資産	76,297
	合計	779,829
負債及び純資産の部	流動負債	198,672
	固定負債	3,065
	株主資本	578,092
	資本金	25,000
	利益剰余金	553,092
	その他利益剰余金	553,092
	（うち当期純利益）	（131,344）
	合計	779,829

第10期決算公告　2026年８月17日

東京都渋谷区道玄坂１―21―１

株式会社丸亀製麺

代表取締役　山口　寛

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	22,826,669
	固定資産	712,136
	資産合計	23,538,805
負債及び純資産の部	流動負債	15,107,328
	（賞与引当金）	（454,288）
	株主資本	8,431,477
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,421,477
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	8,418,977
	（うち当期純利益）	（6,594,498）
	負債・純資産合計	23,538,805

第７期決算公告　2026年８月17日

東京都渋谷区道玄坂１―21―１

株式会社トリドールジャパン

代表取締役　柏原　聡

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,155,751
	固定資産	61,466
	資産合計	2,217,217
負債及び純資産の部	流動負債	809,240
	（賞与引当金）	（30,465）
	株主資本	1,407,977
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,397,977
	その他利益剰余金	1,397,977
	（うち当期純損失）	（40,212）
	負債・純資産合計	2,217,217

第18期決算公告

令和８年８月17日

名古屋市中区正木四丁目８番12号

ＴＭＴ谷牧田株式会社

代表取締役　角田　稔

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,760
	固定資産	874
	合計	25,634
負債及び純資産の部	流動負債	4,689
	固定負債	24,536
	株主資本	△3,592
	資本金	131,030
	利益剰余金	△134,622
	その他利益剰余金	△134,622
	（うち当期純利益）	（1,264）
	合計	25,634

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月七日

掲載頁　二頁

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月十七日

大阪府八尾市天王寺屋二丁目六八番地

代表取締役（甲）富士開発株式会社

平川　晴基

奈良県大和郡山市小泉町一二三九番地四

代表取締役（乙）株式会社順天

今西　慶

第20期決算公告　令和８年８月17日

奈良県大和郡山市小泉町1239番地４

株式会社順天

代表取締役　今西　慶

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	113,278
	固定資産	39,474
	資産合計	152,752
負債及び純資産の部	流動負債	85,547
	固定負債	823
	負債合計	86,370
	株主資本	66,382
	資本金	10,000
	利益剰余金	56,382
	その他利益剰余金	56,382
	（うち当期純損失）	（74,826）
	純資産合計	66,382
	負債・純資産合計	152,752

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　六十四頁（号外第九十二号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月十七日

兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号

代表取締役（甲）伊丹産業株式会社

北嶋　和子

大阪府高槻市松川町一一番三号

代表取締役（乙）関西ガス株式会社

加賀　勉

第65期決算公告　令和８年８月17日

大阪府高槻市松川町11番３号

関西ガス株式会社

代表取締役　加賀　勉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	256,125
	固定資産	162,834
	合計	418,960
負債及び純資産の部	流動負債	44,025
	固定負債	5,854
	株主資本	369,081
	資本金	12,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	352,081
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	350,581
	（うち当期純利益）	（157,971）
	合計	418,960

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　六十四頁（号外第九十二号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月十七日

兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号

代表取締役（甲）伊丹産業株式会社

北嶋　和子

大阪府高槻市松川町一一番三号

代表取締役（乙）関西ガス株式会社

加賀　勉

第63期決算公告　令和８年８月17日

岡山県岡山市中区高屋61番地

株式会社ＭＧＨ

代表取締役　永山久一朗

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	562,048
	固定資産	2,867,789
	繰延資産	113
	合計	3,429,952
負債及び純資産の部	流動負債	831,315
	固定負債	267,340
	株主資本	2,331,296
	資本金	30,000
	資本剰余金	5,000
	利益剰余金	2,296,296
	利益準備金	500,000
	その他利益剰余金	1,796,296
	（うち当期純利益）	（95,790）
	合計	3,429,952

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十七日

岡山県岡山市中区高屋六一番地

代表取締役（甲）株式会社ＭＧＨ

永山久一朗

岡山県津山市下高倉西四八六番地の二

代表取締役（乙）有限会社番祥自動車

番原　博之

第58期決算公告　令和８年８月17日

熊本市南区幸田二丁目７番１号

株式会社ＡＲＩＡＫＥ

代表取締役　藤本　祐二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,963,665
	固定資産	2,952,875
	繰延資産	6,005
	合計	4,922,545
負純資産債及のび部	流動負債	1,274,131
	固定負債	853,301
	株主資本	2,795,112
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,785,112
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,782,612
	（うち当期純利益）	(400,016)
	合計	4,922,545

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＡＲＩＡＫＥアセットマネジメント（住所熊本市南区薄場三丁目八番一五号）に対して当社の不動産賃貸及び保有事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

熊本市南区幸田二丁目七番一号

株式会社ＡＲＩＡＫＥ

代表取締役　藤本　祐二

第７期決算公告　2026年８月17日

東京都渋谷区道玄坂１―21―１

株式会社肉のヤマ牛

代表取締役　柏原　聡

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	245,233
	固定資産	63,930
	資産合計	309,163
負純資産債及のび部	流動負債	397,421
	（賞与引当金）	(10,423)
	株主資本	△88,259
	資本金	10,000
	利益剰余金	△98,259
	その他利益剰余金	△98,259
	（うち当期純損失）	(26,065)
	負債・純資産合計	309,163

第５期決算公告　令和８年８月17日

沖縄県沖縄市中央一丁目７番８号２階

株式会社ストラウト

代表取締役　平林　馨

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	67,528
	固定資産	120,808
	繰延資産	336
	資産合計	188,674
負純資産債及のび部	流動負債	30,194
	固定負債	223,731
	株主資本	△65,252
	資本金	29,000
	資本剰余金	23,000
	資本準備金	23,000
	利益剰余金	△117,252
	その他利益剰余金	△117,252
	（うち当期純損失）	(17,534)
	負債・純資産合計	188,674

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千三百九十九万九千八百八十五円、資本準備金の額を二千三百二十五万二千四百九十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

沖縄県沖縄市中央一丁目七番八号二階

株式会社ストラウト

代表取締役　平林　馨

第７期決算公告　2026年８月17日

東京都渋谷区道玄坂１―21―１

株式会社ＫＯＮＡ’Ｓ

代表取締役　阿部　和剛

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,444,118
	固定資産	25,018
	資産合計	2,469,136
負純資産債及のび部	流動負債	1,432,875
	（賞与引当金）	(36,515)
	株主資本	1,036,261
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,026,261
	その他利益剰余金	1,026,261
	（うち当期純利益）	(484,201)
	負債・純資産合計	2,469,136

第２期決算公告

2026年８月17日

東京都千代田区丸の内１丁目４番１号

東京共同会計事務所内

ジェイ・アール・エイチ・ワン特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	16,833	流動負債	656
その他の資産	8,328	固定負債	14,005
流動資産	8,130	負債合計	14,661
固定資産	187	社員資本	10,500
繰延資産	10	特定資本金	0
		優先資本金	11,820
		剰余金	△1,319
		当期未処理損失	1,319
		純資産合計	10,500
資産合計	25,162	負債・純資産合計	25,162

損益計算書の要旨

（自　2025年５月１日　至　2026年４月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	481
営業費用	1,308
営業損失	827
営業外収益	7
営業外費用	76
経常損失	897
税引前当期純損失	897
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	898

第10期決算公告　2026年８月17日

東京都渋谷区道玄坂１―21―１

株式会社トリドールＤ＆Ｉ

代表取締役　小国政勝巳

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	131,671
	固定資産	53,849
	資産合計	185,520
負純資産債及のび部	流動負債	71,327
	（賞与引当金）	(5,447)
	固定負債	29,647
	株主資本	84,546
	資本金	10,000
	利益剰余金	74,546
	その他利益剰余金	74,546
	（うち当期純利益）	(12,769)
	負債・純資産合計	185,520

第10期決算公告

2026年８月17日

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

ＳＲＤファイナンス株式会社

代表取締役　神谷　英二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	208,865	流動負債	213,023
固定資産	5,758	固定負債	4
		負債合計	213,027
		株主資本	1,596
		資本金	0
		資本剰余金	148
		利益剰余金	1,447
		その他利益剰余金	1,447
		繰越利益剰余金	1,447
		純資産合計	1,596
資産合計	214,623	負債・純資産合計	214,623

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,395
営業費用	432
営業総利益	1,962
販売費及び一般管理費	20
営業利益	1,942
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	1,942
税引前当期純利益	1,942
法人税、住民税及び事業税	734
法人税等調整額	2
当期純利益	1,206

第７期決算公告　2026年８月17日

東京都渋谷区道玄坂１―21―１

株式会社Toridoll Franchise Management

代表取締役　栗田　貴也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	83,225
	資産合計	83,225
負純資産債及のび部	流動負債	17,682
	固定負債	204
	株主資本	65,339
	資本金	1,000
	利益剰余金	64,339
	その他利益剰余金	64,339
	（うち当期純利益）	(1,529)
	負債・純資産合計	83,225

第10期決算公告

2026年８月17日
東京都渋谷区道玄坂１―21―１
株式会社ＴＧＦ
代表取締役　額賀　一星

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	116,143
	固定資産	144
	資産合計	116,287
負債及び純資産の部	流動負債	25,844
	株主資本	90,443
	資本金	10,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	50,606
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	50,106
	（うち当期純利益）	(9,793)
	自己株式	△163
	負債・純資産合計	116,287

第31期決算公告

2026年８月17日　東京都新宿区西新宿四丁目32番12号
ステップ・プロパティーズ株式会社
代表取締役　増田　健児

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	930	流動負債	23,509
固定資産	29,383	固定負債	305
		負債合計	23,814
		株主資本	6,499
		資本金	480
		資本剰余金	550
		資本準備金	500
		その他資本剰余金	50
		利益剰余金	5,469
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	5,466
		純資産合計	6,499
資産合計	30,313	負債・純資産合計	30,313

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,815
売上原価	944
売上総利益	870
販売費及び一般管理費	40
営業利益	830
営業外収益	1
営業外費用	70
経常利益	761
特別利益	3
税引前当期純利益	764
法人税、住民税及び事業税	237
法人税等調整額	△2
当期純利益	529

第18期決算公告

2026年８月17日
東京都大田区大森北１―３―２
株式会社アクティブソース
代表取締役　池本　圭

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	596,951
	固定資産	614,306
	資産合計	1,211,257
負債及び純資産の部	流動負債	964,020
	（賞与引当金）	(50,208)
	固定負債	196,649
	株主資本	50,587
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,587
	その他利益剰余金	40,587
	（うち当期純利益）	(113,871)
	負債・純資産合計	1,211,257

第10期決算公告

2026年８月17日
東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
住友不動産商業マネジメント株式会社
代表取締役　山本　直人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,438	流動負債	51,621
固定資産	56,204	固定負債	3,204
		負債合計	54,825
		株主資本	2,817
		資本金	50
		利益剰余金	2,767
		その他利益剰余金	2,767
		純資産合計	2,817
資産合計	57,642	負債・純資産合計	57,642

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	12,942
売上原価	9,059
売上総利益	3,883
販売費及び一般管理費	295
営業利益	3,587
営業外収益	17
営業外費用	155
経常利益	3,449
特別損失	16
税引前当期純利益	3,432
法人税、住民税及び事業税	761
法人税等調整額	427
当期純利益	2,244

第２期決算公告

令和８年８月17日
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目６番地３
株式会社ＪＩＬＬＷＯＲＫＳ
代表取締役　川北　涼介

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	27,024
	固定資産	6,408
	合計	33,433
負債及び純資産の部	流動負債	18,271
	固定負債	34,896
	株主資本	△19,735
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△69,735
	その他利益剰余金	△69,735
	（うち当期純損失）	(60,621)
	合計	33,433

第21期決算公告

2026年８月17日
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
港南四丁目開発株式会社
代表取締役　堀切　隆史

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,223,994	流動負債	5,523
固定資産	458,934	固定負債	1,005,357
		負債合計	1,010,880
		株主資本	672,049
		資本金	710,000
		利益剰余金	△37,950
		繰越利益剰余金	△37,950
		純資産合計	672,049
資産合計	1,682,929	負債・純資産合計	1,682,929

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	189,039
売上原価	183,573
売上総利益	5,465
販売費及び一般管理費	8,947
営業損失	3,481
営業外収益	2,739
経常損失	742
税引前当期純損失	742
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	1,032

第48期決算公告

令和８年６月23日
石川県金沢市専光寺町そ101
北陸荷物株式会社
代表取締役社長　澤谷　英毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	440,097
	固定資産	19,129
	合計	459,227
負債及び純資産の部	流動負債	49,902
	固定負債	5,577
	株主資本	403,747
	資本金	19,500
	利益剰余金	384,247
	利益準備金	4,875
	その他利益剰余金	379,372
	（うち当期純利益）	(55,358)
	合計	459,227

第６期決算公告

2026年８月17日
東京都新宿区四谷一丁目６番１号
ＬＥＮＤＹ債権回収株式会社
代表取締役　三好　勇輝

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	361,234	流動負債	23,744
固定資産	1,134	負債合計	23,744
		株主資本	338,624
		資本金	500,000
		利益剰余金	△161,375
		その他利益剰余金	△161,375
		純資産合計	338,624
資産合計	362,368	負債・純資産合計	362,368

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業損失	57,330
営業外収益	5,183
経常損失	52,146
税引前当期純損失	52,146
法人税、住民税及び事業税	△13,899
法人税等調整額	△331
当期純損失	37,915

第 27 期 決 算 公 告

2026年８月17日　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

日本風力開発株式会社

代表取締役　藤谷　雅義

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	68,226	流動負債	722
固定資産	12,292	株式給付引当金	3
		固定負債	1,461
		株式給付引当金	63
		株主資本	78,269
		資本金	100
		資本剰余金	90,514
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	90,489
		利益剰余金	△12,345
		その他利益剰余金	△12,345
		評価・換算差額等	66
		有価証券評価差額金	66
資産合計	80,519	負債・純資産合計	80,519

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,410
売上原価	877
売上総利益	532
販売費及び一般管理費	3,126
営業損失	2,593
営業外収益	154
営業外費用	555
経常損失	2,994
特別利益	531
特別損失	392
税引前当期純損失	2,855
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等調整額	302
当期純損失	3,168

第 28 期決算公告

令和８年８月17日

愛知県豊橋市花中町56番地

株式会社立岩

代表取締役　大山　鐘慶

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,544
	固定資産	10,657
	合計	15,201
負債及び純資産の部	流動負債	4,122
	賞与引当金	59
	固定負債	5,199
	株主資本	5,879
	資本金	23
	利益剰余金	5,856
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	5,854
	（うち当期純利益）	（330）
	合計	15,201

第 77 期 決 算 公 告

令和８年８月17日

千葉県茂原市茂原233番地

株式会社横堀本店

代表取締役　横堀喜一郎

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	11,896,833
	固定資産	190,345,477
	資産合計	202,242,310
負債及び純資産の部	流動負債	83,511,305
	固定負債	40,417,000
	株主資本	78,314,005
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	48,314,005
	利益準備金	4,300,000
	その他利益剰余金	44,014,005
	（うち当期純損失）	（2,945,819）
	負債・純資産合計	202,242,310

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三、〇〇〇万円より二、〇〇〇万円減少し、一、〇〇〇万円とすることを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十七日

千葉県茂原市茂原二三三番地

株式会社横堀本店

代表取締役　横堀喜一郎

第 18 期決算公告

2026年８月17日

大阪府大阪市中央区南船場四丁目４番21号

株式会社ＺＵＮＤ

代表取締役　馬場　紳介

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,158,367
	固定資産	2,745,788
	資産合計	6,904,156
負債及び純資産の部	流動負債	1,701,499
	（賞与引当金）	（23,557）
	固定負債	961,105
	株主資本	4,241,552
	資本金	30,000
	利益剰余金	4,211,552
	その他利益剰余金	4,211,552
	（うち当期純利益）	（726,773）
	負債・純資産合計	6,904,156

決算公告

令和８年８月17日

東京都港区浜松町二丁目２番15号

浜松町ダイヤビル２Ｆ

株式会社ホスピタリティ・ワン

代表取締役　高丸　慶

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	17,642,171
	固定資産	545,402
	資産合計	18,187,573
負債及び純資産の部	流動負債	14,752,257
	固定負債	8,714,702
	株主資本	△5,279,386
	資本金	56,270,000
	資本剰余金	51,270,000
	資本準備金	51,270,000
	利益剰余金	△112,819,386
	繰越利益剰余金	△112,819,386
	（うち当期純利益）	（6,948,626）
	負債・純資産合計	18,187,573

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六百二十七万円、資本準備金の額を五千百二十七万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

浜松町ダイヤビル二Ｆ

株式会社ホスピタリティ・ワン

代表取締役　高丸　慶

第 6 期 決 算 公 告

令和８年７月19日

東京都中央区京橋１－３－２

モリイチビル

株式会社シリンクス

代表取締役　中山　健児

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,989
	固定資産	90
	合計	17,079
負債及び純資産の部	流動負債	5,576
	固定負債	1,710
	株主資本	9,793
	資本金	1,000
	利益剰余金	8,793
	（うち当期純利益）	（3,254）
	合計	17,079

第 14 期決算公告

令和８年８月17日

東京都渋谷区渋谷二丁目２番２号

株式会社Ｍｏｔｈｅｒ

代表取締役　井上　亜希

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,087,285
	固定資産	488,561
	繰延資産	216
	合計	1,576,063
負債及び純資産の部	流動負債	365,235
	固定負債	88,880
	株主資本	1,121,947
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,119,947
	その他利益剰余金	1,119,947
	（うち当期純利益）	（308,795）
	自己株式	△3,000
	合計	1,576,063

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＮＲ（住所　東京都目黒区東山一丁目六番一号）に対して当社の投資事業、不動産事業及びコンテンツ事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

東京都渋谷区渋谷二丁目二番二号

株式会社Ｍｏｔｈｅｒ

代表取締役　井上　亜希

第 10 期 決 算 公 告

令和８年８月17日

愛媛県今治市上浦町井口9180番地２

一般社団法人しまなみジャパン

代表理事　徳永　繁樹

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	455,104
	固定資産	151,639
	合計	606,744
負債の部	流動負債	95,994
	固定負債	3,593
	負債合計	99,588
味財産及びの正部	一般正味財産	507,156
	正味財産合計	507,156
	合計	606,744

第55期決算公告

令和８年６月26日
茨城県水戸市東野町140－４
セイワテクノス株式会社
代表取締役　佐藤　正美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,232,122
	固定資産	368,107
	資産合計	1,600,229
負債及び純資産の部	流動負債	513,269
	固定負債	48,986
	株主資本	958,420
	資本金	35,000
	利益剰余金	930,519
	利益準備金	8,750
	その他利益剰余金	921,769
	（うち当期純利益）	(114,195)
	自己株式	△7,100
	評価・換算差額等	79,554
	負債・純資産合計	1,600,229

第21期決算公告

令和８年８月17日　群馬県高崎市島野町212番地１
D’station株式会社
代表取締役　星野　敏

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	17,694	流動負債	18,856
固定資産	45,712	賞与引当金	80
		固定負債	19,490
		株主資本	25,062
		資本金	10
		資本剰余金	291
		資本準備金	291
		利益剰余金	24,760
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	24,757
		評価・換算差額等	△1
		その他有価証券評価差額金	△1
資産合計	63,407	負債・純資産合計	63,407

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	375,187
売上原価	306,922
売上総利益	68,265
販売費及び一般管理費	59,595
営業利益	8,669
営業外収益	989
営業外費用	2,022
経常利益	7,636
特別損失	3,102
税引前当期純利益	4,533
法人税、住民税及び事業税	2,661
法人税等調整額	△1,243
当期純利益	3,115

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千四百九十七万百七十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日
新潟県小千谷市片貝町沼田前二六七〇番地
株式会社マツオ技研
代表取締役　松尾　勉

第54期決算公告

令和８年８月17日　新潟県小千谷市片貝町沼田前2670番地
株式会社マツオ技研
代表取締役　松尾　勉

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,603	流動負債	147
固定資産	3,035	固定負債	302
		退職給与引当金	126
		株主資本	4,188
		資本金	98
		資本剰余金	385
		資本準備金	12
		その他資本剰余金	373
		利益剰余金	3,723
		利益準備金	32
		その他利益剰余金	3,691
		（うち当期純利益）	(276)
		自己株式	△19
資産合計	4,639	負債・純資産合計	4,639

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十七日
京都府宇治市五ケ庄三番割三四番地の六四
（甲）株式会社ＷＥＳＴ　ＦＩＶＥ
代表取締役　西村　祐樹
京都府宇治市木幡熊小路三八番地の九
（乙）有限会社スペースフーズ
代表取締役　吉田　順二

第４期決算公告

令和８年８月17日
京都府宇治市五ケ庄三番割34番地の64
株式会社ＷＥＳＴ　ＦＩＶＥ
代表取締役　西村　祐樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,874
	固定資産	17,583
	繰延資産	1,500
	合計	23,958
負債及び純資産の部	流動負債	1,546
	固定負債	15,494
	株主資本	6,916
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,916
	その他利益剰余金	1,916
	（うち当期純利益）	(1,277)
	合計	23,958

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二千九百二十一万九千九百九十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日
東京都新宿区西新宿六丁目八番一号
住友不動産新宿オークタワー
株式会社クリスク
代表取締役　千歳　紘史

第21期決算公告

令和８年８月17日
東京都新宿区西新宿六丁目８番１号住友不動産新宿オークタワー
株式会社クリスク
代表取締役　千歳　紘史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	98,533	流動負債	31,050
固定資産	42,427	固定負債	1,342
		株主資本	108,568
		資本金	10,000
		資本剰余金	31,720
		資本準備金	31,719
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	66,848
		その他利益剰余金	66,848
		（うち当期純利益）	(25,688)
合計	140,961	合計	140,961

官報

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

第９期決算公告

令和８年８月17日
東京都目黒区下目黒二丁目16番20
ＡＲＩＳＴＯ目黒103号
Ｆｌａｔ　Ｃｏｌｌａｂｏｒａｔｉｏｎ株式会社
代表取締役　池尾　　健

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	84,753
	固定資産	263,069
	合計	347,823
負債及び純資産の部	流動負債	33,519
	固定負債	268,117
	株主資本	46,186
	資本金	10,000
	利益剰余金	36,186
	その他利益剰余金	36,186
	（うち当期純利益）	（12,836）
	合計	347,823

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千四百九十九万八千七百五十円減少して五千万円とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日
東京都目黒区下目黒二丁目一六番二〇ＡＲＩＳＴＯ目黒一〇三号
Ｆｌａｔ　Ｃｏｌｌａｂｏｒａｔｉｏｎ株式会社
代表取締役　池尾　　健

第１期決算公告

2026年８月17日
群馬県伊勢崎市境東新井1301番地１
群馬ビバレッジ株式会社
代表取締役社長　岡野　邦昭

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	846,433
	固定資産	3,726,032
	合計	4,572,465
負債及び純資産の部	流動負債	1,997,875
	（うち賞与引当金）	（11,541）
	固定負債	2,614,881
	（うち退職給付引当金）	（2,750）
	株主資本	△ 40,290
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 50,290
	その他利益剰余金	△ 50,290
	（うち当期純損失）	（50,290）
	合計	4,572,465

第60期決算公告

令和８年８月17日
岩手県盛岡市松尾町17番10号
株式会社アイシーエス
代表取締役　法貴　　敬

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	11,953,007
	固定資産	13,124,444
	合計	25,077,451
負債及び純資産の部	流動負債	3,521,890
	固定負債	5,022,261
	株主資本	16,533,300
	資本金	35,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	16,498,300
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	16,488,300
	（うち当期純利益）	（1,576,845）
	合計	25,077,451

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アイシーエスリース（住所岩手県盛岡市松尾町一七番八号）に対して当社のリース事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日
岩手県盛岡市松尾町一七番一〇号
株式会社アイシーエス
代表取締役　法貴　　敬

第11期決算公告

令和８年６月９日
東京都中央区日本橋蛎殻町１―13―７
株式会社３Ｓｕｎｎｙ
代表取締役　加藤　大典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	61
	固定資産	45
	合計	106
負債及び純資産の部	流動負債	711
	株主資本	△ 605
	資本金	90
	資本剰余金	303
	資本準備金	196
	その他資本剰余金	107
	利益剰余金	△ 998
	その他利益剰余金	△ 998
	（うち当期純損失）	（133）
	合計	106

第37期決算公告

令和８年８月17日
山形市小白川町四丁目13番12号
株式会社ホンマ・ライフサービス
代表取締役　本間　　弘

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	372
	固定資産	120,674
	合計	121,046
負債及び純資産の部	流動負債	5,088
	固定負債	23,320
	株主資本	92,638
	資本金	56,000
	利益剰余金	36,638
	（利益準備金）	（0）
	（その他資本剰余金）	（36,638）
	（うち当期純利益）	（3,695）
	合計	121,046

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和八年八月十七日
山形市小白川町四丁目一三番一二号
（甲）株式会社本間利雄設計事務所
代表取締役　本間　　弘
山形市小白川町四丁目一三番一二号
（乙）株式会社ホンマ・ライフサービス
代表取締役　本間　　弘

第56期決算公告

令和８年８月17日
山形市小白川町四丁目13番12号
株式会社本間利雄設計事務所
代表取締役　本間　　弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	734,308
	固定資産	533,093
	合計	1,267,401
負債及び純資産の部	流動負債	50,387
	固定負債	0
	株主資本	1,217,014
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,197,014
	（利益準備金）	（3,700）
	（その他利益剰余金）	（1,193,314）
	（うち当期純利益）	（4,840）
	合計	1,267,401

第10期決算公告

令和８年８月17日
東京都文京区白山一丁目23番15号
イトーティーメック株式会社

貸借対照表の要旨
（令和７年12月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	47
	固定資産	3
	合計	51
負債及び純資産の部	流動負債	249
	株主資本	△197
	資本金	9
	利益剰余金	△207
	その他利益剰余金	△207
	（うち当期純損失）	（24）
	合計	51

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日
東京都文京区白山一丁目二三番一五号
（甲）伊藤超短波株式会社
代表取締役　倉橋　　司
東京都文京区白山一丁目二三番一五号
（乙）イトーティーメック株式会社
代表取締役　倉橋　　司

第70期決算公告

令和８年８月17日
東京都文京区白山一丁目23番15号
伊藤超短波株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	5,086
	固定資産	3,282
	合計	8,369
負債及び純資産の部	流動負債	863
	固定負債	579
	株主資本	6,926
	資本金	99
	資本剰余金	967
	その他資本剰余金	967
	利益剰余金	5,889
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	5,839
	（うち当期純利益）	（27）
	自己株式	△29
	合計	8,369

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十七日

東京都港区南青山二丁目三番三号一〇〇二

（甲）株式会社ＳＨＩＮホールディングス

代表取締役　辛　基秀

東京都港区南青山二丁目三番三号

（乙）株式会社大善ナレッジ

代表取締役　辛　基秀

第21期決算公告　令和８年８月17日

東京都港区南青山二丁目３番３号1002

株式会社ＳＨＩＮホールディングス

代表取締役　辛　基秀

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	425,604
	繰延資産	1,149
	合計	426,753
負純資産及び債の部	流動負債	9,168
	固定負債	309,932
	株主資本	107,652
	資本金	15,000
	資本剰余金	19,000
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	9,000
	利益剰余金	73,652
	その他利益剰余金	73,652
	（うち当期純利益）	(23,229)
	合計	426,753

第22期決算公告　令和８年８月17日

東京都港区南青山二丁目３番３号

株式会社大善ナレッジ

代表取締役　辛　基秀

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,770
	固定資産	297,229
	合計	411,999
負純資産及び債の部	流動負債	130,556
	固定負債	350,000
	株主資本	△68,556
	資本金	10,000
	資本剰余金	35,143
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	10,143
	利益剰余金	△113,699
	その他利益剰余金	△113,699
	（うち当期純利益）	(4,689)
	合計	411,999

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のマゼラン・リゾーツ・アンド・トラスト株式会社および有限会社谷口酒造の株式保有に関する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

（甲）Ｓｈｕ　Ｈａ　Ｒｅｓｏｒｔｓ株式会社

代表取締役　韓　俊

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

（乙）株式会社アンコールグループ

代表取締役　韓　俊

第４期決算公告　令和８年８月17日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

Ｓｈｕ　Ｈａ　Ｒｅｓｏｒｔｓ株式会社

代表取締役　韓　俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	716,523
	固定資産	5,058,725
	資産合計	5,775,248
負純資産及び債の部	流動負債	112,689
	固定負債	1,390,000
	株主資本	4,272,558
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,341,791
	資本準備金	2,234,950
	その他資本剰余金	2,106,841
	利益剰余金	△79,232
	その他利益剰余金	△79,232
	（うち当期純損失）	(79,232)
	負債・純資産合計	5,775,248

第２期決算公告　令和８年８月17日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

株式会社アンコールグループ

代表取締役　韓　俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,714
	固定資産	2,543,724
	資産合計	2,614,438
負純資産及び債の部	流動負債	49,186
	固定負債	835,710
	株主資本	1,729,542
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,729,176
	資本準備金	877,000
	その他資本剰余金	852,176
	利益剰余金	△9,634
	その他利益剰余金	△9,634
	（うち当期純損失）	(9,634)
	負債・純資産合計	2,614,438

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

新潟県長岡市渡里町六番地四

（甲）株式会社吉原組

代表取締役　伊藤　長徹

新潟県長岡市渡里町六番地四

（乙）株式会社ニューローンヒルビル

代表取締役　下園　修治

第65期決算公告

令和８年８月17日

新潟県長岡市渡里町６番地４

株式会社吉原組

代表取締役　伊藤　長徹

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,625,693
	固定資産	489,479
	合計	2,115,172
負純資産及び債の部	流動負債	1,053,796
	固定負債	301,280
	株主資本	760,096
	資本金	30,000
	利益剰余金	730,096
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	722,596
	（うち当期純利益）	(53,578)
	合計	2,115,172

第63期決算公告

令和８年８月17日

新潟県長岡市渡里町６番地４

株式会社ニューローンヒルビル

代表取締役　下園　修治

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,064
	固定資産	1,198
	合計	42,262
負純資産及び債の部	流動負債	180
	固定負債	0
	株主資本	42,082
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,082
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	82
	（うち当期純損失）	(186)
	合計	42,262

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

新潟県上越市大字三田新田四五三番地

（甲）株式会社みどり自動車学校

代表取締役　青柳　恵介

新潟県上越市柿崎区直海浜一五六七番地五〇

（乙）株式会社柿崎自動車学校

代表取締役　青柳　恵介

第63期決算公告

令和８年８月17日

新潟県上越市大字三田新田453番地

株式会社みどり自動車学校

代表取締役　青柳　恵介

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	205,843
	固定資産	91,481
	合計	297,324
負純資産及び債の部	流動負債	28,255
	固定負債	122,876
	株主資本	146,193
	資本金	1,000
	利益剰余金	145,193
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	144,193
	（うち当期純利益）	(7,824)
	合計	297,324

第65期決算公告

令和８年８月17日

新潟県上越市柿崎区直海浜1567番地50

株式会社柿崎自動車学校

代表取締役　青柳　恵介

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,438
	固定資産	131,373
	合計	162,811
負純資産及び債の部	流動負債	25,465
	固定負債	139,910
	株主資本	△ 2,564
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 12,564
	利益準備金	865
	その他利益剰余金	△ 13,429
	（うち当期純損失）	(34,065)
	合計	162,811

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 左記のとおりです。

令和八年八月十七日

静岡市葵区川合三丁目一三番一号
静岡保安センター株式会社
代表取締役　小池　達也

静岡市葵区川合三丁目一三番一号
(甲) 静岡保安センター株式会社
代表取締役　小池　達也

静岡市葵区川合三丁目一三番一号
(乙) 株式会社伸栄
代表取締役　小池　達也

令和８年８月17日
静岡市葵区川合三丁目13番１号
静岡保安センター株式会社
代表取締役　小池　達也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,120,695
	固定資産	420,563
	合計	1,541,258
負純資債及産のび部	流動負債	133,362
	固定負債	5,515
	株主資本	1,402,381
	資本金	62,500
	利益剰余金	1,359,456
	利益準備金	16,425
	その他利益剰余金	1,343,031
	（うち当期純損失）	(8,071)
	自己株式	△19,575
	合計	1,541,258

令和８年８月17日
静岡市葵区川合三丁目13番１号
株式会社伸栄
代表取締役　小池　達也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	268,479
	固定資産	336,943
	合計	605,422
負純資債及産のび部	流動負債	43,154
	固定負債	0
	株主資本	562,268
	資本金	20,000
	利益剰余金	544,341
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	539,341
	（うち当期純利益）	(3,387)
	自己株式	△2,073
	合計	605,422

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の紙管の製造並びに販売、原紙の販売、紙管古紙粉砕加工並びに販売、紙管古紙による成形品の製造並びに販売の事業及びこれらに附帯関連する一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

静岡県富士市津田二一一番地
(甲) 富士紙管株式会社
代表取締役　高岡　宏治

静岡県富士市宮島六三一番地一
(乙) 株式会社カイカ
代表取締役　齋藤　晶香

第70期決算公告　令和８年８月17日
静岡県富士市津田211番地
富士紙管株式会社
代表取締役　高岡　宏治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	915,597,316
	固定資産	1,100,894,775
	合計	2,016,492,091
負純資債及産のび部	流動負債	295,727,493
	固定負債	1,170,071,097
	株主資本	550,693,501
	資本金	15,240,000
	利益剰余金	535,453,501
	利益準備金	3,810,000
	その他利益剰余金	531,643,501
	（うち当期純利益）	(12,685,598)
	合計	2,016,492,091

第35期決算公告　令和８年８月17日
静岡県富士市宮島631番地１
株式会社カイカ
代表取締役　齋藤　晶香

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	88,910,217
	固定資産	150,001,660
	合計	238,911,877
負純資債及産のび部	流動負債	37,426,743
	固定負債	86,098,085
	株主資本	115,387,049
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	112,387,049
	利益準備金	180,000
	その他利益剰余金	112,207,049
	（うち当期純損失）	(25,460,746)
	合計	238,911,877

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は、令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月二十八日に終了しております。なお、甲は令和八年六月十五日有限会社ラックを商号変更し、移行したことにより設立した会社です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十七日

滋賀県彦根市西今町二六九番地一
(甲) 株式会社ラック
代表取締役　竹田　大輔

滋賀県彦根市西今町二六九番地一
(乙) 株式会社アスレチックリサーチ
代表取締役　竹田　大輔

第24期決算公告　令和８年８月17日
滋賀県彦根市西今町269番地１
株式会社ラック
（旧社名　有限会社ラック）
代表取締役　竹田　大輔

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	81,908
	固定資産	34,267
	合計	116,176
負純資債及産のび部	流動負債	39,495
	固定負債	42,638
	株主資本	34,042
	資本金	7,500
	利益剰余金	26,542
	その他利益剰余金	26,542
	（うち当期純利益）	(806)
	合計	116,176

第３期決算公告　令和８年８月17日
滋賀県彦根市西今町269番地１
株式会社アスレチックリサーチ
代表取締役　竹田　大輔

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,493
	合計	8,493
負純資債及産のび部	流動負債	4,747
	固定負債	2,648
	株主資本	1,098
	資本金	1,000
	利益剰余金	98
	その他利益剰余金	98
	（うち当期純損失）	(1,530)
	合計	8,493

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

奈良県橿原市南妙法寺町三―八
(甲) 株式会社笑皆
代表取締役　稲尾　弘幸

奈良県北葛城郡王寺町畠田三丁目四番八号
(乙) 株式会社ロングライフプロジェクト
代表取締役　稲尾　弘幸

第12期決算公告
令和８年８月17日
奈良県橿原市南妙法寺町３―８
株式会社笑皆
代表取締役　稲尾　弘幸

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,355
	固定資産	275
	合計	5,630
負純資債及産のび部	流動負債	248
	固定負債	1,703
	株主資本	3,679
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,320
	その他利益剰余金	△6,320
	（うち当期純損失）	(2,738)
	合計	5,630

第11期決算公告
令和８年８月17日
奈良県北葛城郡王寺町畠田三丁目４番８号
株式会社ロングライフプロジェクト
代表取締役　稲尾　弘幸

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,038
	固定資産	684
	合計	2,722
負純資債及産のび部	流動負債	9,524
	固定負債	24,005
	株主資本	△30,807
	資本金	2,000
	利益剰余金	△32,807
	その他利益剰余金	△32,807
	（うち当期純損失）	(1,886)
	合計	2,722

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

熊本市東区保田窪四丁目一四番九七号

（甲）株式会社ダイイチライフ

代表取締役　吉野伸一郎

熊本市北区龍田一丁目一三番六七号

（乙）株式会社ジャパンクラフト

代表取締役　柴　克子

決　算　公　告

令和８年８月17日

熊本市北区龍田一丁目13番67号

株式会社ジャパンクラフト

代表取締役　柴　克子

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	114,761
	固定資産	24,279
	合計	139,040
負債及び純資産の部	流動負債	30,011
	株主資本	109,028
	資本金	10,000
	利益剰余金	99,028
	その他利益剰余金	99,028
	（うち当期純利益）	(24,630)
	合計	139,040

第42期決算公告　令和８年８月17日

熊本市東区保田窪四丁目14番97号

株式会社ダイイチライフ

代表取締役　吉野伸一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	502,643
	固定資産	1,139,201
	繰延資産	458
	合計	1,642,302
負債及び純資産の部	流動負債	340,596
	固定負債	569,608
	株主資本	732,098
	資本金	20,000
	利益剰余金	712,098
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	705,098
	（うち当期純利益）	(43,816)
	合計	1,642,302

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

東京都渋谷区神南一丁目一一番三号

ＰＯＲＴＡＬＰＯＩＮＴＳＨＩＢＵＹＡ二Ｆ

代表取締役　木村　融

東京都渋谷区神南一丁目一一番三号

ＰＯＲＴＡＬＰＯＩＮＴＳＨＩＢＵＹＡ二Ｆ

（甲）株式会社３２１

代表取締役　木村　融

（乙）株式会社ｓｏｏｎ

代表取締役　木村　融

第６期決算公告

令和８年８月17日

東京都渋谷区神南一丁目11番３号

PORTALPOINTSHIBUYA２F

株式会社soon

代表取締役　木村　融

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,455
	固定資産	60
	資産合計	5,515
負債及び純資産の部	流動負債	15,545
	固定負債	3,000
	株主資本	△13,029
	資本金	5,000
	利益剰余金	△18,029
	その他利益剰余金	△18,029
	（うち当期純損失）	(1,043)
	負債・純資産合計	5,515

第６期決算公告

令和８年８月17日

東京都渋谷区神南一丁目11番３号

PORTALPOINTSHIBUYA２F

株式会社321

代表取締役　木村　融

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	491,146
	固定資産	19,819
	資産合計	510,966
負債及び純資産の部	流動負債	386,422
	固定負債	154,000
	株主資本	△29,456
	資本金	5,000
	利益剰余金	△34,456
	その他利益剰余金	△34,456
	（うち当期純利益）	(37,655)
	負債・純資産合計	510,966

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十七日

東京都渋谷区広尾一丁目一〇番四号

（甲）株式会社ベルフラッツ

代表取締役　石田　徹

東京都渋谷区広尾一丁目一〇番四号

（乙）株式会社ＢＳＬＡＳＨＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　石田　徹

第４期決算公告

令和８年８月17日

東京都渋谷区広尾一丁目10番４号

株式会社

ＢＳＬＡＳＨＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　石田　徹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,573
	固定資産	376,800
	資産合計	380,373
負債及び純資産の部	流動負債	85
	固定負債	315,970
	株主資本	64,318
	資本金	10,000
	利益剰余金	54,318
	その他利益剰余金	54,318
	（うち当期純利益）	(48,216)
	負債・純資産合計	380,373

第30期決算公告

令和８年８月17日

東京都渋谷区広尾一丁目10番４号

株式会社ベルフラッツ

代表取締役　石田　徹

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,640,605
	固定資産	1,586,802
	資産合計	5,227,407
負債及び純資産の部	流動負債	497,782
	固定負債	3,961,236
	株主資本	768,388
	資本金	30,000
	利益剰余金	738,388
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	730,888
	（うち当期純利益）	(100,728)
	負債・純資産合計	5,227,407

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

東京都墨田区本所一丁目三番一三号

（甲）株式会社エイコー

代表取締役　西谷　元晴

東京都墨田区本所一丁目三番一三号

（乙）株式会社エミリオ

代表取締役　西谷　元晴

第40期決算公告　令和８年８月17日

東京都墨田区本所一丁目３番13号

株式会社エミリオ

代表取締役　西谷　元晴

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,746
	固定資産	54,250
	合計	60,996
負債及び純資産の部	流動負債	854
	株主資本	60,141
	資本金	10,000
	利益剰余金	55,091
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	54,491
	（うち当期純利益）	(3,403)
	自己株式	△4,950
	合計	60,996

第55期決算公告　令和８年８月17日

東京都墨田区本所一丁目３番13号

株式会社エイコー

代表取締役　西谷　元晴

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,746,070
	固定資産	1,170,742
	合計	3,916,812
負債及び純資産の部	流動負債	649,004
	固定負債	438,080
	株主資本	2,829,728
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,791,553
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	2,781,553
	（うち当期純利益）	(605,253)
	自己株式	△1,825
	合計	3,916,812

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

京都市中京区高倉通夷川上る福屋町七一八番地　吉原ビル二階

（甲）株式会社松島

代表取締役　松島　一晃

京都市中京区木屋町通三条上る上大阪町五一五番地　ＭＩＹＵＫＩビル五Ｆ

（乙）株式会社ＹＯＵ

代表取締役　竹内　悠衣（松島　悠衣）

第１期決算公告　令和８年８月17日

京都市中京区高倉通夷川上る福屋町718番地　吉原ビル２階

株式会社松島

代表取締役　松島　一晃

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,279,370
	固定資産	1,891,897
	合計	5,171,268
負純資産の債及び部	流動負債	983,166
	株主資本	4,188,101
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,178,101
	その他利益剰余金	4,178,101
	（うち当期純損失）	(2,036,040)
	合計	5,171,268

第12期決算公告　令和８年８月17日

京都市中京区木屋町通三条上る上大阪町515番地　ＭＩＹＵＫＩビル５Ｆ

株式会社ＹＯＵ

代表取締役　竹内　悠衣（松島　悠衣）

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	530,504
	固定資産	132,809
	合計	663,313
負純資産の債及び部	流動負債	107,901
	株主資本	555,412
	資本金	10,000
	資本剰余金	727,536
	その他資本剰余金	727,536
	利益剰余金	△182,124
	その他利益剰余金	△182,124
	（うち当期純利益）	(29,952)
	合計	663,313

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

大阪市東淀川区東中島一丁目一九番四号

（甲）株式会社エービーケーエスエス

代表取締役　杉原　康史

東京都中央区日本橋大伝馬町一二番二号

（乙）株式会社実践マシンウェア

代表取締役　森田　聡

第45期決算公告　令和８年８月17日

大阪市東淀川区東中島一丁目19番４号

株式会社エービーケーエスエス

代表取締役　杉原　康史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	851,408
	固定資産	179,705
	合計	1,031,113
負純資産の債及び部	流動負債	384,178
	固定負債	0
	株主資本	646,935
	資本金	98,251
	資本剰余金	10,746
	資本準備金	10,746
	利益剰余金	537,938
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	536,438
	（うち当期純利益）	(11,669)
	合計	1,031,113

第12期決算公告　令和８年８月17日

東京都中央区日本橋大伝馬町12番２号

株式会社実践マシンウェア

代表取締役　森田　聡

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,851
	固定資産	0
	合計	30,851
負純資産の債及び部	流動負債	12,661
	固定負債	0
	株主資本	18,190
	資本金	15,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	3,190
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	3,190
	（うち当期純利益）	(897)
	合計	30,851

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

富山市婦中町西本郷四三六番三二

（甲）株式会社サンズラック

代表取締役　中嶋枝里子

鹿児島市錦江町一番二〇号

（乙）株式会社ジオマックス

代表取締役　中嶋枝里子

第30期決算公告　令和８年８月17日

富山市婦中町西本郷436番32

株式会社サンズラック

代表取締役　中嶋枝里子

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	387,929
	固定資産	114,520
	合計	502,449
負純資産の債及び部	流動負債	292,277
	固定負債	682
	株主資本	209,490
	資本金	50,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	139,490
	利益準備金	860
	その他利益剰余金	138,630
	（うち当期純利益）	(90,504)
	合計	502,449

第42期決算公告

令和８年８月17日

鹿児島市錦江町１番20号

株式会社ジオマックス

代表取締役　中嶋枝里子

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	69,191
	固定資産	14,673
	合計	83,864
負純資産の債及び部	流動負債	15,965
	固定負債	8,427
	株主資本	59,472
	資本金	3,000
	利益剰余金	56,472
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	55,722
	（うち当期純利益）	(9,049)
	合計	83,864

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日

大分県大分市大字津守字船橋一二二一番地

（甲）株式会社笑福

代表取締役　大東　奈々

大分県大分市大字津守字船橋一二二一番地

（乙）株式会社来夢

代表取締役　大東　誠

第５期決算公告

令和８年８月17日

大分県大分市大字津守字船橋1221番地

株式会社笑福

代表取締役　大東　奈々

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	91,000
	固定資産	1,550
	繰延資産	0
	合計	92,550
負純資産の債及び部	流動負債	13,203
	固定負債	73,320
	株主資本	6,027
	資本金	3,000
	利益剰余金	3,026
	その他利益剰余金	3,026
	（うち当期純利益）	(3,231)
	合計	92,550

第18期決算公告

令和８年８月17日

大分県大分市大字津守字船橋1221番地

株式会社来夢

代表取締役　大東　誠

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,788
	固定資産	175,484
	繰延資産	0
	合計	188,272
負純資産の債及び部	流動負債	94,613
	固定負債	140,888
	株主資本	△47,229
	資本金	3,100
	利益剰余金	△50,328
	その他利益剰余金	△50,328
	（うち当期純利益）	(10,685)
	合計	188,272

第 71 期 決 算 公 告

令和８年６月18日　熊本県熊本市北区高平三丁目43番２号

株式会社弘乳舎

代表取締役社長　檜垣　周作

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,887	流動負債	746
固定資産	1,403	（うち引当金）	(37)
		固定負債	1,017
		（うち引当金）	(17)
		株主資本	2,518
		資本金	100
		資本剰余金	318
		（資本準備金）	(164)
		利益剰余金	2,100
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	2,077
		（うち当期純利益）	(256)
		評価・換算差額等	9
資産合計	4,290	負債・純資産合計	4,290

第 40 期 決 算 公 告

令和８年８月17日　神奈川県横浜市青葉区つつじが丘11番地２

株式会社ビューティシェアリングテクノロジーズ

代表取締役　川北　隼堂

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	569,032	流動負債	40,299
固定資産	312,635	固定負債	109,741
		負債合計	150,041
		株主資本	731,627
		資本金	397,245
		資本剰余金	97,495
		資本準備金	97,495
		利益剰余金	268,903
		その他利益剰余金	268,903
		（うち当期純損失）	(10,655)
		自己株式	△32,016
		純資産合計	731,627
資産合計	881,668	負債・純資産合計	881,668

第 75 期 決 算 公 告

令和８年６月11日　岡山市北区岡南町２丁目３番１号

彦崎通運株式会社

代表取締役　山本　孝一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	111,339	流動負債	113,042
固定資産	92,974	（うち賞与引当金）	(2,250)
		固定負債	14,632
		（うち退職給付引当金）	(14,632)
		負債合計	127,674
		株主資本	76,639
		資本金	30,000
		利益剰余金	46,639
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	39,139
		（うち当期純利益）	(24,509)
		純資産合計	76,639
資産合計	204,314	負債・純資産合計	204,314

第 4 期 決 算 公 告

2026年８月17日

東京都千代田区九段南８番35号

株式会社ＳＤネクスト

代表取締役社長　岡野　邦昭

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,116,378	流動負債	123,159
固定資産	690,621	固定負債	250,000
		株主資本	1,433,839
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,387,900
		資本準備金	1,022
		その他資本剰余金	1,386,878
		利益剰余金	△ 54,060
		利益準備金	2,388
		その他利益剰余金	△ 56,449
		（うち当期純損失）	(56,449)
資産合計	1,806,999	負債・純資産合計	1,806,999

第 17 期 決 算 公 告

令和８年８月17日

大阪府守口市金田町４丁目５番16号

社会医療法人弘道会

理事長　木村　記子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,548	流動負債	4,159
固定資産	20,943	賞与引当金	384
有形固定資産	19,874	その他	3,775
無形固定資産	119	固定負債	13,016
投資その他の資産	950	退職給付引当金	562
繰延資産	0	その他	12,454
		負債合計	17,175
		積立金	20,317
		繰越利益積立金	20,317
		純資産合計	20,317
資産合計	37,492	負債・純資産合計	37,492

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	23,464	事業外収益	81
（うち本来業務）	(22,927)	事業外費用	185
（うち附帯業務）	(522)	経常利益	1,229
（うち収益業務）	(15)	特別利益	18
事業費用	22,131	特別損失	32
（うち本来業務）	(21,505)	税引前当期純利益	1,215
（うち附帯業務）	(620)	法人税、住民税及び事業税	1
（うち収益業務）	(6)	当期純利益	1,214
事業利益	1,333		

第 58 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　岡山県倉敷市児島塩生2767番地の24

瀬戸埠頭株式会社

代表取締役社長　伊藤　勇

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,374	流動負債	3,007
固定資産	9,995	短期借入金	2,088
有形固定資産	9,300	賞与引当金	59
無形固定資産	185	役員賞与引当金	3
投資その他の資産	510	その他	855
		固定負債	4,405
		長期借入金	2,895
		退職給付引当金	280
		役員退職慰労引当金	14
		その他	1,215
		負債合計	7,412
		株主資本	3,958
		資本金	1,200
		利益剰余金	2,758
		利益準備金	300
		その他利益剰余金	2,458
		純資産合計	3,958
資産合計	11,370	負債・純資産合計	11,370

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	2,775	経常利益	435
売上原価	2,145	特別利益	0
売上総利益	630	特別損失	0
販売費及び一般管理費	300	税引前当期純利益	435
営業利益	329	法人税、住民税及び事業税	188
営業外収益	169	法人税等調整額	△ 54
営業外費用	64	当期純利益	301

第１期決算公告

令和８年６月26日
大阪府和泉市はつが野一丁目24番２号
株式会社へきりゅう
代表取締役　林　　直孝

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	517
	繰延資産	350
	合計	867
負債及び純資産の部	流動負債	2,292
	株主資本	△ 1,425
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 2,425
	その他利益剰余金	△ 2,425
	（うち当期純損失）	(2,425)
	合計	867

第31期決算公告

令和８年７月３日
福井県福井市松本３丁目20番14号
有限会社高畠
代表取締役　高畠　信悟

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,744
	固定資産	26,887
	資産合計	31,631
負債及び純資産の部	流動負債	23,348
	固定負債	0
	株主資本	8,283
	資本金	20,000
	利益剰余金	△11,717
	その他利益剰余金	△11,717
	（うち当期純利益）	(2,586)
	負債・純資産合計	31,631

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日
福井県福井市松本三丁目二〇番一四号
有限会社高畠
代表取締役　高畠　信悟

第１期決算公告

2026年８月17日
大阪市北区梅田一丁目13番１号
株式会社ＬＤベンディング
代表取締役社長　岡野　邦昭

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,000
	合計	10,000
負債及び純資産の部	流動負債	5
	株主資本	9,994
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 5
	その他利益剰余金	△ 5
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	10,000

第18期決算公告

令和８年８月17日
大阪府摂津市鳥飼本町三丁目16番19号
株式会社ライズ
代表取締役　羽間大三郎

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	200,934
	固定資産	71,456
	合計	272,391
負債及び純資産の部	流動負債	82,675
	固定負債	182,414
	株主資本	7,302
	資本金	3,000
	利益剰余金	4,302
	その他利益剰余金	4,302
	（うち当期純利益）	(21,828)
	合計	272,391

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社リープケア（住所奈良県大和郡山市九条町八三七番地一）に対して当社のグループホームの運営に関する事業の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十七日
大阪府摂津市鳥飼本町三丁目一六番一九号
株式会社ライズ
代表取締役　羽間大三郎

第２期決算公告

2026年８月17日
大分県日田市大字石井字逆渦763番地１
Ｏビバレッジ株式会社
代表取締役社長　岡野　邦昭

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	506,051
	固定資産	2,241,935
	合計	2,747,986
負債及び純資産の部	流動負債	750,625
	（うち賞与引当金）	(532)
	固定負債	2,073,184
	（うち退職給付引当金）	(31,984)
	株主資本	△ 75,824
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 85,824
	その他利益剰余金	△ 85,824
	（うち当期純利益）	(76,627)
	合計	2,747,986

決　算　公　告

令和８年８月17日

埼玉県さいたま市南区鹿手袋三丁目２番27号

ＪＩＮリアルエステート株式会社

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	422,856
	固定資産	5,783,457
	繰延資産	13,411
	合計	6,219,725
負債及び純資産の部	流動負債	76,286
	固定負債	2,102,811
	退職給付引当金	15,879
	役員退職引当金	23,541
	株主資本	4,040,627
	資本金	70,000
	資本剰余金	494,788
	資本準備金	494,788
	利益剰余金	3,685,851
	利益準備金	2,800
	その他利益剰余金	3,683,051
	（うち当期純利益）	(189,769)
	自己株式	△210,012
	合計	6,219,725

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲配当優先無議決権株式二万三千五十株を含む）を承継し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十七日
埼玉県さいたま市南区鹿手袋三丁目二番二七号
（甲）ＪＩＮリアルエステート株式会社
代表取締役　関根　信次
埼玉県さいたま市南区鹿手袋三丁目二番二七号
（乙）株式会社ヤスシ
代表取締役　関根　茂

決算公告　令和８年８月17日
埼玉県さいたま市南区鹿手袋三丁目２番27号
株式会社ヤスシ

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	185,763
	固定資産	2,221,253
	合計	2,407,016
負債及び純資産の部	流動負債	31,462
	固定負債	2,595,469
	株主資本	△219,915
	資本金	90,000
	資本剰余金	508,102
	資本準備金	508,102
	利益剰余金	△818,017
	利益準備金	146,035
	その他利益剰余金	△964,053
	（うち当期純利益）	(113,661)
	合計	2,407,016

第１期決算公告

2026年８月17日
鹿児島県南九州市知覧町永里石坂之上4000番地３
ＬＤアグリ株式会社
代表取締役社長　浅井　祥平

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,000
	合計	10,000
負債及び純資産の部	流動負債	409
	株主資本	9,590
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 409
	その他利益剰余金	△ 409
	（うち当期純損失）	(409)
	合計	10,000

第25期決算公告

2026年８月17日

京都市南区西九条東比永城町75
ＧＲＡＮＤＫＹＯＴＯ３Ｆ
コスメディ製薬株式会社
代表取締役　権　英淑

貸借対照表の要旨
（2026年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,810,321
	固定資産	3,167,885
	資産合計	**4,978,207**
負債及び純資産の部	流動負債	1,891,875
	賞与引当金	90,497
	役員賞与引当金	1,772
	製品保証引当金	4,109
	その他	1,795,497
	固定負債	2,517,835
	負債合計	**4,409,711**
	株主資本	568,496
	資本金	95,000
	資本剰余金	503,376
	資本準備金	65,003
	その他資本剰余金	438,373
	利益剰余金	△ 29,880
	その他利益剰余金	△ 29,880
	（うち当期純利益）	(24,541)
	純資産合計	**568,496**
	負債・純資産合計	**4,978,207**

第66期決算公告

令和８年８月17日

大阪市福島区野田三丁目13番28号
国見山石灰鉱業株式会社
代表取締役　川淵　俊孝

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,293,815
	固定資産	2,036,305
	繰延資産	153,558
	合計	**3,483,678**
負債及び純資産の部	流動負債	219,222
	固定負債	2,500,744
	株主資本	763,712
	資本金	66,000
	資本剰余金	14,000
	資本準備金	14,000
	利益剰余金	683,712
	利益準備金	27,000
	その他利益剰余金	656,712
	（うち当期純利益）	(20,539)
	合計	**3,483,678**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の石灰石の破砕及びその他の請負作業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十七日
大阪市福島区野田三丁目一三番二八号
（甲）国見山石灰鉱業株式会社
代表取締役　川淵　俊孝
大阪市福島区野田三丁目一三番二八号
（乙）国見山株式会社
代表取締役　川淵　俊孝

第73期決算公告　令和８年８月17日
大阪市福島区野田三丁目13番28号
国見山株式会社
代表取締役　川淵　俊孝

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	667,247
	固定資産	695,086
	合計	**1,362,333**
負債及び純資産の部	流動負債	570,466
	固定負債	326,243
	株主資本	465,624
	資本金	88,000
	資本剰余金	21,131
	資本準備金	21,131
	利益剰余金	356,493
	利益準備金	27,000
	その他利益剰余金	329,493
	（うち当期純利益）	(16,540)
	合計	**1,362,333**

第69期決算公告

令和８年８月17日

大阪市住之江区緑木１丁目４番16号
日鉄ボルテン株式会社
代表取締役社長　吉村　康嗣

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,247,980
	固定資産	4,407,050
	資産合計	**10,655,031**
負債及び純資産の部	流動負債	3,982,744
	賞与引当金	187,665
	その他	3,795,079
	固定負債	334,888
	役員退職慰労引当金	44,261
	退職給付引当金	109,987
	その他	180,640
	負債合計	**4,317,633**
	株主資本	6,334,098
	資本金	498,720
	資本剰余金	455,511
	資本準備金	455,511
	利益剰余金	5,379,866
	利益準備金	19,105
	その他利益剰余金	5,360,761
	（うち当期純利益）	(315,542)
	評価・換算差額等	3,299
	その他有価証券評価差額金	3,299
	純資産合計	**6,337,397**
	負債・純資産合計	**10,655,031**

第38期決算公告

令和８年８月17日
兵庫県西宮市苦楽園一番町10番86号
日昇観光株式会社
代表取締役　木下　真作

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	328,992
	固定資産	1,650,613
	資産合計	**1,979,605**
純資産の部 負債及び	流動負債	123,755
	固定負債	1,599,150
	役員退職慰労引当金	450
	株主資本	256,700
	資本金	10,000
	利益剰余金	246,700
	その他利益剰余金	246,700
	（うち当期純利益）	(12,097)
	負債・純資産合計	**1,979,605**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十七日
兵庫県西宮市苦楽園一番町一〇番八六号
（甲）株式会社アンダーウッド
代表取締役　木下　正子
兵庫県西宮市苦楽園一番町一〇番八六号
（乙）日昇観光株式会社
代表取締役　木下　真作

第24期決算公告

令和８年８月17日
兵庫県西宮市苦楽園一番町10番86号
株式会社アンダーウッド
代表取締役　木下　正子

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,315,545	流動負債	4,927,866
固定資産	52,846,572	賞与引当金	433
		固定負債	39,851,959
		退職給付引当金	1,170
		役員退職慰労引当金	33,610
		株主資本	9,382,291
		資本金	3,000
		利益剰余金	9,379,291
		その他利益剰余金	9,379,291
資産合計	54,162,117	負債・純資産合計	54,162,117

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	4,748,690
売上総利益	4,748,690
販売費及び一般管理費	1,792,329
営業利益	2,956,360
営業外収益	69,014
営業外費用	715,098
経常利益	2,310,275
特別利益	86,730
特別損失	245,502
税引前当期純利益	2,151,503
法人税、住民税及び事業税	821,831
法人税等調整額	△83,747
当期純利益	1,413,419

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年八月十七日

東京都豊島区東池袋一丁目五番六号

（甲）株式会社インターラーケンフレンズ

代表取締役　石川　浩之

群馬県安中市小俣一〇三七番地

（乙）株式会社ローズベイ

代表取締役　石川　浩之

東京都練馬区小竹町二丁目九番五号

（丙）合同会社ＫＡＺＵコーポレーション

代表社員　株式会社インターラーケンフレンズ

職務執行者　石川　浩之

第９期決算公告

令和８年８月17日

東京都豊島区東池袋一丁目５番６号

株式会社インターラーケンフレンズ

代表取締役　石川　浩之

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	877,109
	固定資産	8,651,518
	繰延資産	258
	合計	9,528,887
負純資産の債及び部	流動負債	70
	固定負債	8,070,686
	株主資本	1,458,131
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,455,131
	その他利益剰余金	1,455,131
	（うち当期純利益）	(1,463,419)
	合計	9,528,887

第24期決算公告

令和８年８月17日

群馬県安中市小俣1037番地

株式会社ローズベイ

代表取締役　石川　浩之

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	169,880
	固定資産	1,213,765
	合計	1,383,646
負純資産の債及び部	流動負債	2,652
	株主資本	1,380,994
	資本金	16,000
	利益剰余金	1,364,994
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	1,360,994
	（うち当期純利益）	(16,467)
	合計	1,383,646

第41期決算公告

令和８年８月17日

広島市中区中町１番１号

株式会社ＡＩＣエデュケーション

代表取締役　桑原　克己

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,090
	固定資産	7,066
	合計	8,157
負債及び純資産の部	流動負債	2,656
	賞与引当金	75
	固定負債	2,386
	退職給付引当金	323
	負債の部合計	5,043
	株主資本	3,113
	資本金	100
	資本剰余金	375
	資本準備金	118
	その他資本剰余金	257
	利益剰余金	3,571
	利益準備金	41
	その他利益剰余金	3,529
	（うち当期純利益）	(16)
	自己株式	△ 933
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	純資産の部合計	3,113
	合計	8,157

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、各社の株主総会の承認決議は、令和八年七月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十七日

兵庫県姫路市市川橋通二丁目四九番地二

（甲）株式会社セキュリティハウス神姫

代表取締役　島田　竜也

兵庫県姫路市市川橋通二丁目四九番地の二

（乙）カギの１１０番株式会社

代表取締役　島田　竜也

兵庫県姫路市市川橋通二丁目四九番地の二

（丙）有限会社ロックセンター錠

代表取締役　平松　宏行

第38期決算公告

令和８年８月17日

兵庫県姫路市市川橋通２丁目49番地２

株式会社セキュリティハウス神姫

代表取締役　島田　竜也

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	96,082
	固定資産	1,370
	合計	97,452
負純資産の債及び部	流動負債	66,553
	固定負債	30,428
	株主資本	471
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,529
	その他利益剰余金	△9,529
	（うち当期純損失）	(7,900)
	合計	97,452

第43期決算公告

令和８年８月17日

兵庫県姫路市市川橋通２丁目49番地の２

カギの110番株式会社

代表取締役　島田　竜也

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	43,564
	固定資産	16,215
	合計	59,779
負純資産の債及び部	流動負債	79,178
	固定負債	42,971
	株主資本	△62,370
	資本金	10,000
	利益剰余金	△72,370
	利益準備金	120
	その他利益剰余金	△72,490
	（うち当期純損失）	(9,954)
	合計	59,779

第26期決算公告

令和８年８月17日

東京都港区虎ノ門一丁目13番５号

ロックハラード証券株式会社

代表取締役社長　大野　一志

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	73,454
	固定資産	8,265
	資産合計	81,719
負債及び純資産の部	流動負債	9,056
	固定負債	3,142
	退職給付引当金	2,378
	役員退職慰労引当金	733
	その他	31
	特別法上の準備金	100
	負債合計	12,299
	株主資本	69,420
	資本金	80,000
	資本剰余金	287,475
	資本準備金	149,000
	その他資本剰余金	138,475
	利益剰余金	△160,048
	その他利益剰余金	△160,048
	（うち当期純損失）	(13,830)
	自己株式	△138,006
	純資産合計	69,420
	負債・純資産合計	81,719